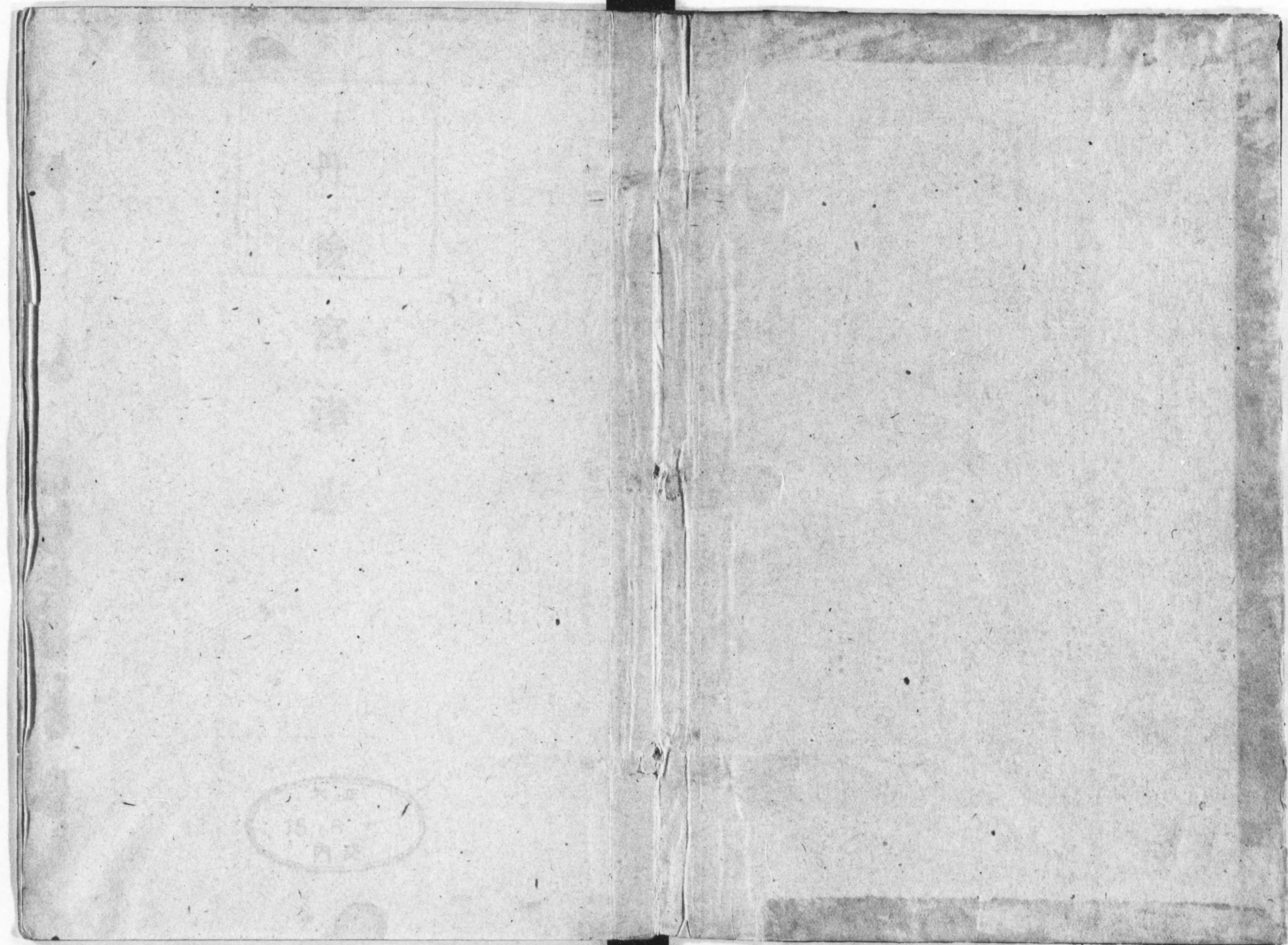


554
43



始







宮
津
志

大正
15. 6 7
内交

例言

- 一、國ニ國史アリ家ニ家系アリ本町未ダ町史ナキナ遺憾トシ之ヲ編纂セントスルノ議ハ明治晩年以來ノ宿題ニシテ當時我ガ丹後地方ノ地理歴史ニ精通セル加藤鐵三郎氏ガ府立宮津中學ニ教諭タリシヲ好機トシ大正九年同氏ニ謀リシモ具體化セザルニ先テ翌十年初春京都帝國大學ニ轉ゼラレ爲ノニ一時中止ノ姿トナレリ。
- 二、亞テ大正十一年郡制廢止ヲ目前ニ控ヘ與謝郡役所ハ郡誌ヲ編纂スルニ當リ三重郷土志ノ著者永濱宇平氏ヲ聘シテ專任委員トナシ完結ニ盡瘁セルヲ見テ郡誌脱稿ヲ待テ町誌ヲ託スルノ議起リ十二年三月同氏ニ諮リテ快諾ヲ得囑スルニ町誌編纂主任ヲ以テシ資料ノ採蒐撰擇編纂ノ範圍

體裁等ヲ舉ゲテ同氏ニ一任シタリ。
三、本書モト宮津町誌ト題シ主トシテ本町ノ起源沿革弛張等ヲ誌サントノ企劃ナリシモ、編纂主任永濱氏ハ更ニ區域ヲ擴大シテ題ヲ丹後宮津志ト命ジ本町ノ外宮津川流域ノ諸聚落及ビ宮津港灣竝ビニ其ノ沿岸ノ各部落等ヲモ包含シ現在ノ本町ヲ中心トシテ地勢上本町ニ密接ノ關係ヲ有スル接續町村ノ概畧ニ言及セラレタリ。
四、天下ノ絶勝天橋立ハ其地籍本町ノ外ナリト雖、而カモ本町港灣ノ海面ヲ横截シ陸路又本町ニ接續シ、尙一面丹後ノ宮津ノ俗謠ト聯繫シテ切離スコトヲ得ベキモノニアラズト爲シ主任ハ前項ノ均衡ニ據ラズ特ニ精斂セラレタルガ如ク之ニ反シ固ト人物傳記ヲ挿入ノ豫定ニテ原稿成リシモ一部不可ノ意見アリテ見合セタリ。

五、本書編纂中ニ日本海横斷航路本町ニ開通シ省線丹後縦貫鐵道峰山線本町マデ開通シ、驛道及ビ驛前附近區劃整理竝ニ海岸埋立築港工事漸ク進ミ、嘗テ議題ニ上リツ、アリシ城東村併合ノ機運熟シテ本書脱稿後幾モナク實現シ、本町以西ノ鐵道目下工事中ナルモ竣成目捷ニ迫リ私線宮津鐵道測量ヲ了ヘ將ニ起工セントセリ。
六、隣接村ノ併合ト海陸交通ノ完備ニ依リテ大宮津建設ノ第一歩ニ就キシ本町ハ、新舊過渡期ノ急激ナル變化ヲ受ケテ風物ノ迎送底止スル所ヲ知ラザルノ有様ナリシヲ以テ脱稿後暫時印刷ヲ見合セ、世相ノ隆替事物ノ改廢ハ其都度追補シテ最近ノ狀況ヲ胎サントニ努メ、此頃稍ヤ歸嚮ヲ覺リシモノ、如キヲ認メ漸ク上梓セリ。
七、本書採録スル所完璧トハ稱シ難カルベキモ希クハ濫故知

新ノ料ニ資シ治教ノ進展ニ裨補スル所アラハ蓋シ編纂ノ趣旨ニ副フ可シ茲ニ編纂主任ノ努力ヲ多トシ終始編纂ニ便益ヲ供與セラレタル前宮津中學校教諭加藤鐵三郎氏前與謝郡長山本三省氏其他各位ニ感謝シ尙題字ヲ寄セラレタル本莊子爵ニ對シ深甚ナル敬意ヲ表ス。

大正十四年五月二十五日

宮津町長

内

山

廣

三

編纂の經過に就て

不肖宮津志編纂の清囑を受けしは客年三月のころにして是れより曩山本與謝郡長の寵命に依りて與謝郡誌編纂の事に従ひ當時尙ほ印刷の校正に新事實の追補に其の他殘務もありて全然手を脱く能はざりしより勢ひ本志の爲めには資料の蒐集も史實の討究も心の儘に抄らず彌々起草に着手せしは實に本年正月以後に屬す而して四月十二日鐵道開通の當日を以て一先づ稿を打ち切りたれば此の間没頭三ヶ月爾來折に觸れて修正を試み且つ其の後に起りし新事實は努めて追補挿入し最近に至るまでを採録せんとして微力の限りを傾注したるも菲才固より及ばず。

着手以來町内外の社寺舊家及び官公署學校等を煩はすこと

多く、また知名の人士に指導を受けたること尠からず、其の執筆に際りて資料若くは参考の爲めに引用したる圖書の主なるものは左記に列する筈なるが之れ等の圖書は冗繁の嫌ひあり、雖も成るべく原本を列舉し、其事項は實地に質して考究の後に愚見を挾むを以て終始一貫の方針をなし、典據と私案は明かに區別して先輩の勞功を没せざらんことを努むるに共に寸毫も曲筆を避けんと欲せしも、寡聞管見にして調査粗漏は免れ難く、考證迂濶にして臆說牽合の弊に陥れることも鮮なからざるべし、識者幸に是正を吝むることなく編者をして宮津町第一次調査の報告書として、内山町長の清囑に應ふるを得せしめば不肖の光榮何ものか之れに如かむ。

大正十三年甲子の晩夏

永濱 宇平

引用資料書目

菅野眞道	續 日本書紀	源 類聚	和名類聚抄
藤原忠平	延喜式	群書類從	若狹國守護職次第
智海阿闍梨	丹後風土記殘缺	神保蘭室	丹後舊語集
僧 靈 重	丹後田邊府志	天野房成	丹後宮津府志
享保寫本	丹後田邊記	宮津匍匐子	舞鶴城舊聞記
藤田與十郎	宮津事蹟記	六人部是香	校正古丹後風土記
淡菊主人	宮津日記	貝原篤信	丹後與謝海圖記
大窪頼元	鶴城雜記	福井末高	丹後御檀家帳
梶川大窪	丹後野乘	藤 四 山	丹後名所
成就院祐山	御領分寺社集覽	僧 古 堂	大橋山和哥集
増長院尊光	丹後風俗問狀	金剛心院寫本	一色軍記
新井白石	藩翰譜	奥御右筆	續藩翰譜

引用資料書目

寛文寫本	寛文	印知集	山根道澤	丹後一覽集
成相寺國寶	丹後國田	敷帳	小松國康	丹後舊事記
文久寫本	丹後	細見録	關清謙	丹後
普門院密範	丹後名勝案内		寶曆寫本	丹後宮津記
井上博士	妖怪學雜誌		京都府内務郡	維新前民政資料
藤原成榮	天橋遊草		遅塚麗水	天橋立を觀る
幸田露伴	枕頭山山水		大橋乙羽	橋立のそと
河東碧梧桐	續一日一信		青山延壽	大八洲遊記
澤田和平	橋立みやげ		森永規六	天橋立遊覽案内
貝原益軒	西北十紀	行	上田秋成	秋山の記
大淀三千風	日本行脚文集		吉田重房	筑紫紀行
別天樓	橋立紀行		六人部是香	天梯立日記
享保寫本	丹後國寺帳		陸軍兵學寮	兵要日本地理小誌
野口保興	帝國大地誌		栗田博士	神祇志科
邨岡良弼	日本地理志料		服部元彰	郡名異同考

久美濱代官所	寛政十一改新高帳	寛文寫本	丹後國中村々高附
宮津藩	丹後國版籍取調帳	京都府	丹後式内神社取調書
細川家士	田邊合戦記	舞鶴實業協會	舞鶴中案内
大原美能理	丹後國式社證實考	宇都宮縣信	蒲生君平遺稿
出口延經	神名帳考證	小林玄章	丹後府志
阿府名勝保存會	阿蘇海名勝圖誌	吉田徳明	皇太神四年鎮座考
吉井雲鈴	摩詰庵入日記	與謝蕪村	新文花摘
中村樂天	丹後宮津	百井塘雨	笈埃隨筆
水島爾保布	旅日の収穫	中根香亭	橋立旅日記
田山花袋	海とトンネル	大町桂月	一蓑一笠
坪谷水哉	山川水行脚	總富健治郎	天の橋立
藤原音松	地理大學研究	林羅山	本朝地理誌略
京都府廳	京都府誌	金港堂	日本地理補習
三輪山世話方	諸入用帳割合帳	島谷家藏	分宮文書
		富津藩	年中行事

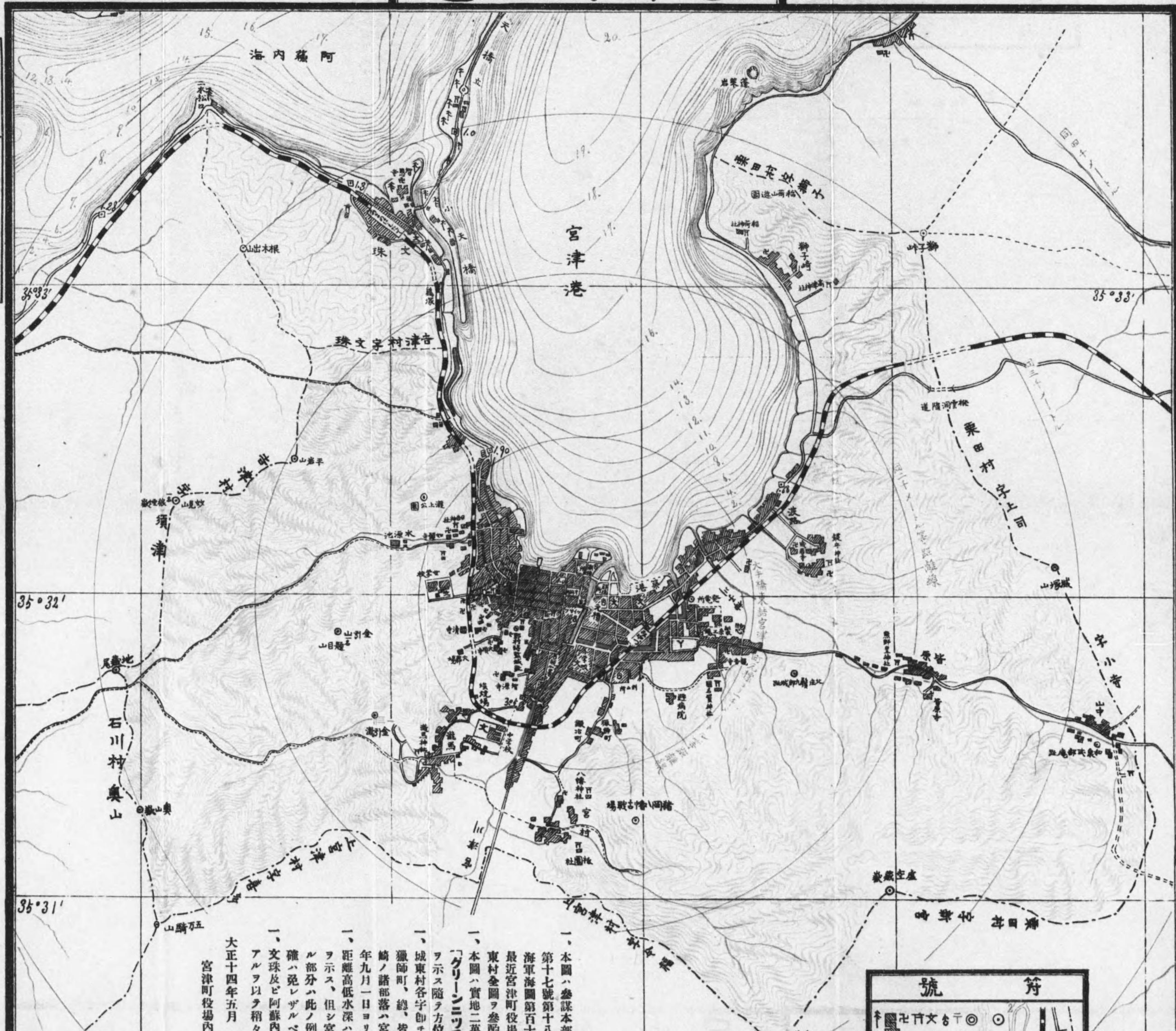
宮津藩表用所	勅使御越一件帳	第十法師	はし立のあき
與謝郡役所	郡内事績調	宮津藩	寺社名前取調帳
宮津藩	御領内大小船舶取調帳	城丹公論社	城丹公論
續群書類從	細川忠興軍功記	圖書寮藏本	丹州三家物語
新谷宇平治寫	農民蜂起與謝噺	池邊義象	細川幽齊
吉田東伍博士	大日本地名辭書	天野信景	鹽
帝國圖書館藏	寫本丹後風土記	寺島良安	和漢三才圖會
宮津宗左衛門	丹後雜史	飯尾長之助藏	永井侯宮津領知圖
遠藤茂平	丹後地誌	織田慶二郎藏	寛文中宮津領圖
栗田寛	栗里先生雜著	京郡府	史蹟勝地調査會報告
與謝郡役所	町村沿革調	宮津女子校	宮津郷土誌
船業市郎右衛門	過渡の久美濱	井上圓了博士	丹後巡講日誌
加佐郡教育會	加佐郡誌	中郡役所	丹後國中郡誌稿
熊野郡役所	熊野郡誌	與謝郡役所	與謝郡誌
竹野郡役所	竹野郡誌	抽文著	三重郷土誌

その他の諸書なるが是等の圖書は書名に圈點を附して典據の索出に便し其記事は六號活字を用ひて私案と明確に區分せり。

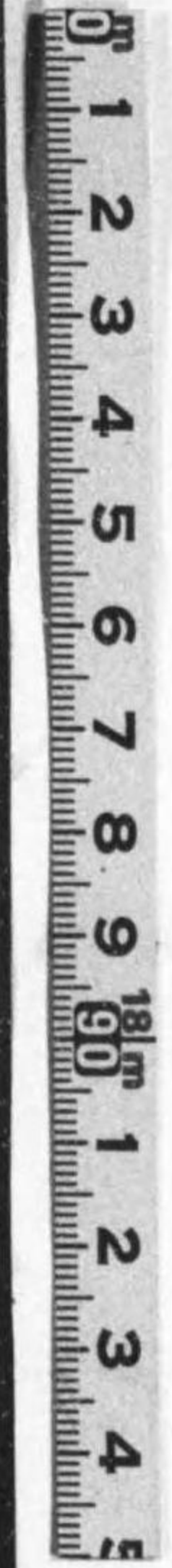
宮津町全圖

檢閱濟

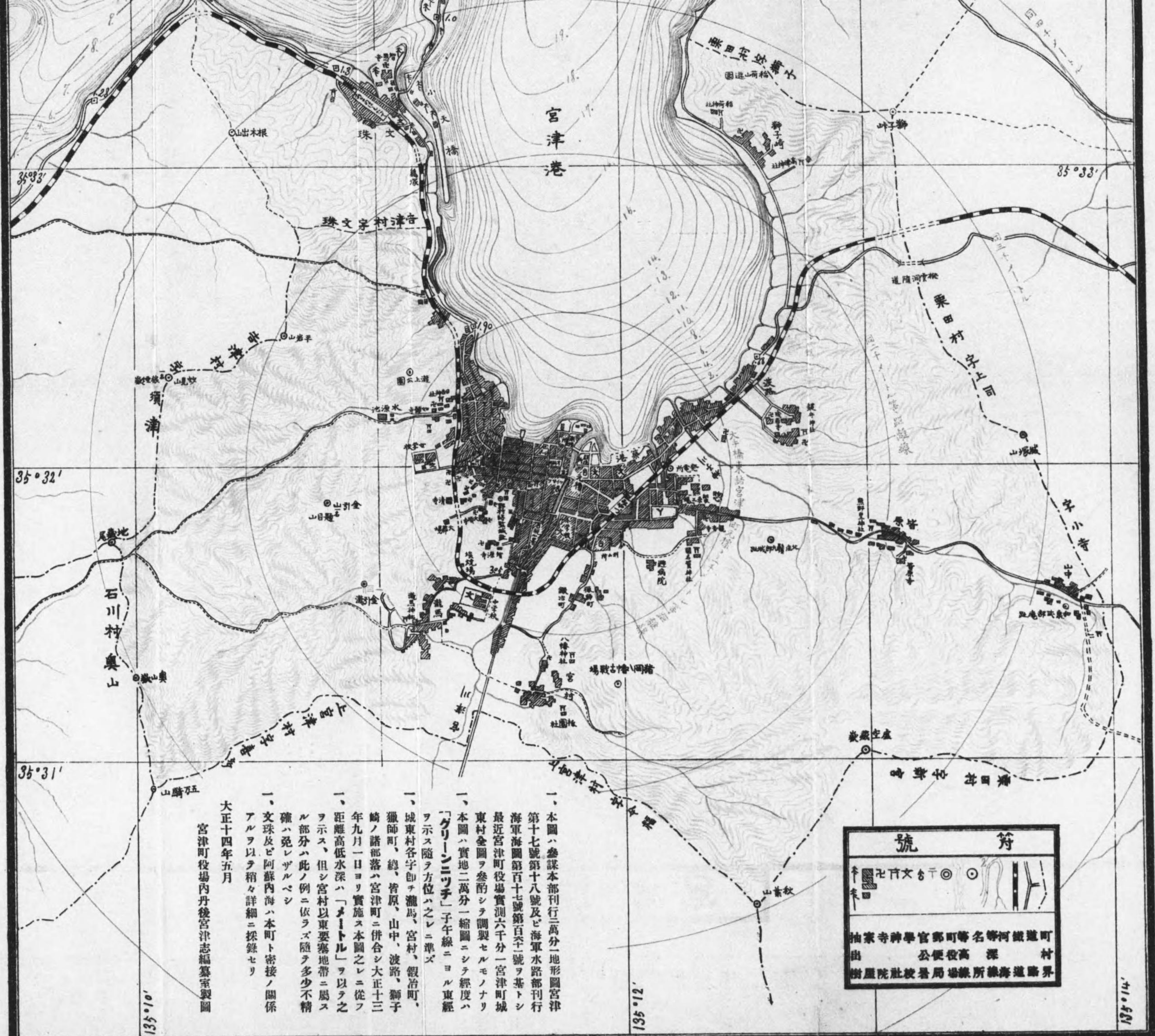
大正十五年一月十八日
海軍要務司司令部



一、本圖ハ參謀本部第十七號第十八海軍海圖第百十最近宮津町役場東村全圖ヲ參酌
一、本圖ハ實地ニ萬「グリーン」ニツテ
ヲ示ス隨テ方位
一、城東村各字即チ
獵師町、總、皆
崎ノ諸部落ハ宮
年九月一日ヨリ
一、距離高低水深ハ
ヲ示ス、但シ宮
ル部分ハ此ノ例
確ハ免レザルベ
一、文珠及ヒ阿蘇内
アルヲ以テ稍々
大正十四年五月
宮津町役場内



海軍要務司司令部
大正十五年一月十八日



符 號

○	◎	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞	⊟	⊠	⊡	⊢	⊣	⊤	⊥	⊦	⊧	⊨	⊩	⊪	⊫	⊬	⊭	⊮	⊯	⊰	⊱	⊲	⊳	⊴	⊵	⊶	⊷	⊸	⊹	⊺	⊻	⊼	⊽	⊾	⊿
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

町道河等名町郡官學寺家抽
 界露海線所場局署社院樹
 村 深 役 便 公
 出

一、本圖ハ參謀本部刊行「萬分二地形圖宮津第十七號第十八號及ビ海軍水路部刊行海軍海圖第百十七號第百十八號ヲ基トシ最近宮津町役場實測六千分一宮津町城東村全圖ヲ參照シテ調製セルモノナリ

一、本圖ハ實地二萬分一縮圖ニシテ經度ハ「グリーンニツチ」子午線ニヨル東經ヲ示ス隨テ方位ハ之レニ準ズ

一、城東村各字即チ瀧馬、宮村、銀治町、獵師町、總、皆原、山中、波路、獅子崎ノ諸部落ハ宮津町ニ併合シ大正十三年九月一日ヨリ實施ス本圖之レニ從テ距離高低水深ハ「メートル」ヲ以テ之ヲ示ス、但シ宮村以東要害地帯ニ屬スル部分ハ此ノ例ニ依ラズ隨テ多少不精確ハ免レザルベシ

一、文珠及ビ阿蘇内海ハ本町ト密接ノ關係アルヲ以テ稍々詳細ニ採録セリ

大正十四年五月
 宮津町役場内丹後宮津志編纂室製圖

海防要務司令部
 海防部
 測量課
 大正十五年一月十八日

丹後宮津志

第五編 宮津 新編
目次

第壹編 地文

第壹章 宮津の區域

- 第一款 區域の概説……………(一)
- 一 宮津の説問……………(一)
- 二 宮津志の發刊……………(二)
- 三 編者の所謂宮津……………(三)
- 第二款 宮津郷……………(四)
- 一 和名抄の宮津郷……………(四)
- 二 地理志料の宮津郷……………(五)

目次

三	地名辭書の宮津郷	(五)
四	與謝郡誌の宮津郷	(七)
第三款	宮津庄	(八)
一	丹新府志の宮津庄	(八)
二	府志以前の宮津庄	(10)
三	寛文圖の宮津庄	(10)
第四款	宮津町	(11)
一	宮津町の起原	(11)
二	宮津町的地制	(15)
三	宮津町の盛期	(17)
四	宮津町の衰期	(21)
五	現在の宮津町	(26)
第五款	宮津港	(31)
一	宮津の字義港灣	(31)
二	宮津灣と宮津港	(31)

三 宮津商港 (三五)

第貳章 宮津の地理 (40)

第一款 地理の概説 (40)

一 宮津の位置 (40)

二 宮津の地形 (41)

三 宮津の廣袤 (41)

四 宮津の沿岸 (41)

第二款 河川池沼 (41)

一 宮津の河川 (41)

二 如願寺川の氾濫 (44)

三 宮津城の隄水 (45)

四 宮津の瀑布 (46)

五 宮津の鑛泉 (47)

第三款 地質土壤 (47)

一	山嶽と其地質	(四七)
二	平原の土壤	(四九)
三	宮津の地震	(四九)
第四款 氣象氣候		
一	氣象概観	(五三)
二	降雪降雪	(五四)
三	記録上の風	(五五)
四	史乗の洪水	(五六)
五	宮津測候所	(五八)
第五款 交通運輸		
一	陸路の沿革	(五九)
二	維新後の道路	(六一)
三	鐵道の開通	(六八)
四	宮津の航路	(七五)
五	船舶と車馬	(八三)

第參章 宮津の名所

六	郵便電信電話	(八五)
七	電燈及電力	(八七)
第一款 名所の概説		
一	丹後名勝と宮津	(九〇)
二	宮津八景	(九〇)
三	與謝の海	(九三)
四	史蹟遺物	(九七)
第二款 天橋立		
一	天橋立の地籍	(九七)
二	天橋立の管理	(九八)
三	天橋立の文藝	(一〇一)
四	天橋立内の名所	(一三五)
五	小 天橋	(一三八)

第三款 文殊名所……………(四)

一 文殊の地理……………(四)

二 九世月と夕日浦……………(四)

三 文殊沿岸の名所……………(四)

四 翁坂前後の名所……………(四)

第四款 町内の名所……………(五)

一 犬の堂……………(五)

二 黙止庵と瀧上遊園……………(五)

三 金引山と其近傍……………(五)

四 龜丘櫻山島崎近傍……………(六)

五 大久保城趾……………(六)

六 一色終焉地……………(六)

第五款 地廻名所……………(七)

一 稻荷山遊園……………(七)

二 火雨穴重岩……………(七)

三 普甲寺趾……………(六)

四 和泉式部庵趾……………(六)

五 栗田名所……………(七)

第六款 宮津府城……………(七)

一 宮津小倉城……………(七)

第七款 舞鶴城の築造……………(七)

三 舞鶴城の設備……………(七)

四 宮津御臺場……………(八)

五 宮津藩軍器戦具……………(九)

六 宮津の兵事……………(一)

第貳編 邦制

第四章 宮津の所屬……………(九)

第一款 所屬の概説……………(九)

第一條 田數帳以前の典據……………(二九)

第二條 源平乃至鎌倉時代……………(三〇)

第三條 吉野朝以來の戦亂……………(三〇)

第二款 室町戦國の所屬……………(三一)

一 田數帳所載の領主……………(三一)

二 御檀家帳の有力者……………(三二)

三 安土時代の變遷……………(三三)

四 桃山時代の管轄……………(三四)

五 江戸時代の沿革……………(三五)

第三款 宮津藩……………(三六)

一 京極會氏……………(三七)

二 永井氏……………(三八)

三 阿部氏……………(三九)

四 奥平氏……………(四〇)

五 青山氏……………(四一)

第六條 本莊氏……………(四二)

第四款 維新後の所屬……………(四三)

一 宮津縣……………(四四)

二 豊岡縣……………(四五)

三 京都府移管……………(四六)

四 同現在……………(四七)

第五章 宮津の政治

第一款 政治の概説……………(四八)

第二款 族制政治……………(四九)

第三款 大化革新……………(五〇)

第四款 莊園政治……………(五一)

第五款 大名の政治……………(五二)

第六款 宮津の治安……………(五三)

一 御承法度……………(五四)

二 安永と天明の騷擾……………(三二八)

三 宮文 政道一揆……………(三三〇)

四 宮津の番非人……………(三三三)

五 宮津警察署……………(三三七)

六 防火防水警備……………(三三九)

第三款 宮津の法制……………(三四〇)

一 民事 刑事……………(三四九)

二 網 公 事……………(三五〇)

三 辛川山公事……………(三四四)

四 切捨御免……………(三四三)

五 宮津の裁判所……………(三五〇)

六 宮津の刑務所……………(三五六)

第四款 宮津の人別改……………(三五九)

一 往古の戸制……………(三五九)

二 宗 門 改……………(三六〇)

三 五 人 組……………(三六六)

四 御仕置運判帳……………(三六七)

第五款 宮津の民政……………(三七二)

一 町在三役人……………(三七二)

二 町在寄合……………(三八〇)

三 維新後の町政……………(三八三)

四 自治制施行……………(三八四)

五 自治の監督廳……………(三八八)

第六款 衛生慈善……………(三八九)

一 宮津上水道……………(三八九)

二 汚物掃除……………(三九五)

三 宮津屠畜場……………(三九五)

四 火葬場及墓地……………(三九六)

五 宮津の醫事……………(三九六)

六 慈善救濟……………(三九九)

第六章 宮津の税制.....(501)

第一款 税制の概説.....(501)

二 上古の税率.....(501)

三 鎌倉時代の貢税.....(501)

三 室町以後の重税.....(501)

四 維新後の税制.....(501)

第二款 宮津藩の采邑.....(502)

一 京極氏の采邑.....(502)

二 永井氏の采邑.....(517)

三 阿部氏の采邑.....(511)

四 奥平氏の采邑.....(510)

五 青山氏の采邑.....(516)

六 本莊氏の采邑.....(517)

第三款 宮津藩の財政.....(511)

一 藩主表高と財政.....(511)

二 延寶條目と取箇.....(511)

三 宮津藩歳入.....(511)

四 宮津藩歳出.....(514)

第四款 宮津郷貢租.....(516)

一 宮津郷の檢地.....(516)

二 宮津知府の除地.....(517)

三 下宮津分の村と草高填補.....(517)

四 御檢見と御取箇免定.....(519)

五 上宮津の分村と延寶延高.....(510)

六 享保の高入.....(514)

七 貢租納入の手續.....(516)

第五款 宮津町地子.....(519)

一 宮津町の反別.....(519)

二 石高と地子米.....(510)

三	地子御免の特典	(五四二)
四	地子の御取箇	(五四三)
五	近在小散田地	(五四六)
六	運上冥加銀歩一銀	(五四六)
第六款 宮津町村諸税公課		
一	税種と税目	(五四八)
二	宮津の負擔額	(五四九)
三	宮津稅務署	(五五〇)
四	宮津の稅關	(五五四)
第七款 宮津町財政		
一	宮津の財產	(五五〇)
二	宮津の產費	(五五九)
三	宮津の收支	(五六一)
四	宮津の經濟	(五六二)
五	宮津の生計	(五六五)

六	宮津の會計	(五七〇)
---	-------	-------

第參編 人事

第七章 宮津の教育

第一款 教育の概説		
一	教育の沿革	(五七五)
二	宮津藩學問所	(五七六)
三	寺小屋私塾	(五七九)
四	略字使用	(五八〇)
第二款 初等教育		
一	私學寮と文學所	(五八二)
二	宮津校畫道校	(五八三)
三	宮津尋常小學校	(五八四)
四	宮津尋常高等小學校	(五八五)

第三款 中等教育……………(五九二)

一 天橋義塾……………(五九二)

二 宮津中學校……………(五九二)

三 府立第四中學校……………(五九三)

四 高等女學校……………(五九四)

第四款 實業教育……………(五九七)

一 宮津女紅場……………(五九七)

二 宮津裁縫傳習所……………(五九八)

三 實業補習學校……………(五九九)

四 京都府水産講習所……………(六〇〇)

五 宮津商業學校……………(六〇一)

第五款 社會教育……………(六〇二)

一 宮津町圖書館……………(六〇二)

二 宮津町教育會……………(六〇三)

三 宮津青年團……………(六〇四)

四 宮津婦人會……………(六〇五)

五 三松同窓會……………(六〇五)

六 宮津女子青年會……………(六〇六)

第八章 宮津の民俗……………(六〇八)

第一款 民俗の概説……………(六〇八)

一 風土と民俗……………(六〇八)

二 舊藩愛護の夢……………(六〇九)

三 日常起居の推移……………(六一〇)

四 民俗慣例と其取締……………(六一一)

第二款 衣食住……………(六一二)

一 町在の住居……………(六一三)

二 町在の食物……………(六一四)

三 町在の服装……………(六一七)

四 頭髮其他の裝飾……………(六一〇)

第三款 式禮歲時……………(六一三)

一 冠婚葬祭……………(六一二)

二 年中行事……………(六一七)

三 雜事式祭……………(六一三)

四 涉り者流し者……………(六一四)

第四款 俗傳迷信……………(六一五)

一 俗傳妄信……………(六一五)

二 御蔭参り……………(六一〇)

三 善哉舞踊……………(六一二)

四 各種迷信……………(六一三)

第五款 訛傳俗語……………(六一六)

一 方言訛言……………(六一六)

二 俚語俗曲……………(六一九)

三 妓樓貸席……………(六一五)

第九章 宮津の實業

四 興行寄席……………(六一七)

第一款 實業の概説……………(六一〇)

一 生産と生計……………(六一〇)

二 町在生産歩合……………(六一一)

三 米會所と楮幣……………(六一三)

四 宮津の銀行……………(六一七)

五 産業組合……………(六一九)

六 宮津實業協會……………(六一九)

第二款 宮津の商業……………(六一八)

一 御城下の町人……………(六一八)

二 取引慣習……………(六一九)

三 宮津の市場……………(六一九)

第三款 商店及商行爲店舗……………(六一〇)

第三款 宮津の工業……………(六九〇)

一 織物工業……………(六九一)

二 醸造工業……………(六九二)

三 建築及製材業……………(六九三)

第二款 宮鐵工治工造船業……………(六九四)

三 建築及製材業……………(六九三)

四 宮鐵工治工造船業……………(六九四)

五 其他工業……………(六九五)

第四款 宮津水産業……………(六九九)

一 水産業の沿革……………(六九九)

二 水産製造……………(七〇〇)

三 放養移殖……………(七〇五)

四 水産産出會……………(七〇七)

第五款 宮津農産業……………(七〇八)

一 舊藩の農政……………(七〇八)

二 現今の農耕業……………(七一〇)

三 養蠶製糸……………(七一〇)

第四編 禮 祀

第十章 宮津の神社

第一款 神社の概説……………(七一〇)

一 敬神と國體……………(七一〇)

二 延喜式内社……………(七一〇)

三 式外の神社……………(七一〇)

四 現在の神社……………(七一〇)

第二款 郷土の神社……………(七一〇)

一 日吉神社の沿革……………(七一〇)

二 日吉の祭神……………(七一〇)

三 日吉の祭禮……………(七三三)

四 日吉の建造物……………(七三六)

第五款 日吉の神職……………(七四二)

第三款 村東の神社……………(七四四)

二 杉末の神社……………(七四五)

二 分宮神社……………(七五二)

三 稻荷神社 附 古稻荷……………(七六七)

第一款 天満神社 附 高比壽秋葉祠……………(七七三)

第十款 猪岡八幡神社……………(七八〇)

六 宮村祇園社……………(七八二)

第四款 其他下宮津の神社……………(七八三)

八 上宮津の神社……………(七八五)

第六款 無格神社……………(七八五)

一 愛宕神社 附 池谷稻荷御女社……………(七八五)

二 秋葉神社 附 川向稻荷……………(七九二)

三 龜ヶ岡太神宮 附 徳若稻荷、金刀比羅社……………(七九四)

四 本莊神社……………(八〇二)

第五款 義清靈神社 附 安智、大飯、矢場稻荷……………(八〇八)

第十章 宮津の教會……………(八一三)

第一款 教會の概説……………(八一三)

二 宗教と教會……………(八一三)

三 神髓と神道教會……………(八一三)

三 佛教の集團と教會……………(八一三)

第四款 基督教と其教會……………(八一三)

第二款 神道教會……………(八一七)

一 天理教會……………(八一七)

二 黒住教會……………(八一八)

三 金光教會……………(八一九)

第三款 神宮教會……………(八二三)

第三款 佛教集團

- 一 大師教會……………(八三)
- 二 觀音講……………(八三)
- 三 行者講……………(八三)
- 四 其他信仰集團……………(八四)

第四款 基督教會

- 一 天主教會……………(八四)
- 二 魯西亞教會……………(八五)
- 三 日本聖公會……………(八五)
- 四 日本組合教會……………(八六)

第十章 宮津の寺院

第一款 寺院の概説

- 一 寺院の濫觴……………(八七)
- 二 寺院の消長……………(八八)

三 寺帳所載の寺院……………(八八)

四 府志所載の寺院……………(八九)

五 現在の寺院……………(九〇)

第二款 真言宗寺院

- 一 巖松山如願寺……………(九二)
- 二 大窪山密嚴寺(廢寺)……………(九五)
- 三 智白山天溪寺……………(九六)
- 四 淵龍山法光寺……………(九六)

第三款 曹洞宗寺院

- 一 松溪山智源寺……………(九七)
- 二 桃林山皆原寺……………(九八)
- 三 東光山正印寺……………(九八)
- 四 瀧場山龍井庵……………(九八)
- 五 大圓山盛林寺……………(九九)

第四款 臨濟宗寺院

目次

一	秦叟山國清寺	(八七二)
二	默止庵 (廢寺)	(八七九)
三	圓通山觀音寺	(八八〇)
四	妙德山戒岩寺	(八八三)
五	東湧山寶泉寺	(八八四)
六	獅子軒	(八八四)
七	龍松山智德寺	(八八五)
八	天橋山智恩寺	(八八五)
第五款 淨土宗寺院			
一	寶德山大頂寺	(九〇二)
二	佛光山本誓寺	(九二二)
三	一心山見性寺	(九二四)
四	光明山悟真寺	(九一九)
五	大悲山無緣寺	(九三三)
六	聖象山西方寺	(九三六)

七	心光山法雲寺	(九二六)
八	道本山清運寺	(九二七)
第六款 日蓮宗寺院			
一	長久山本妙寺	(九二八)
二	本城山經王寺	(九三四)
三	功德山妙照寺	(九四一)
第七款 眞宗寺院			
一	金谷山佛性寺	(九四六)
二	閑雲山眞照寺	(九四八)

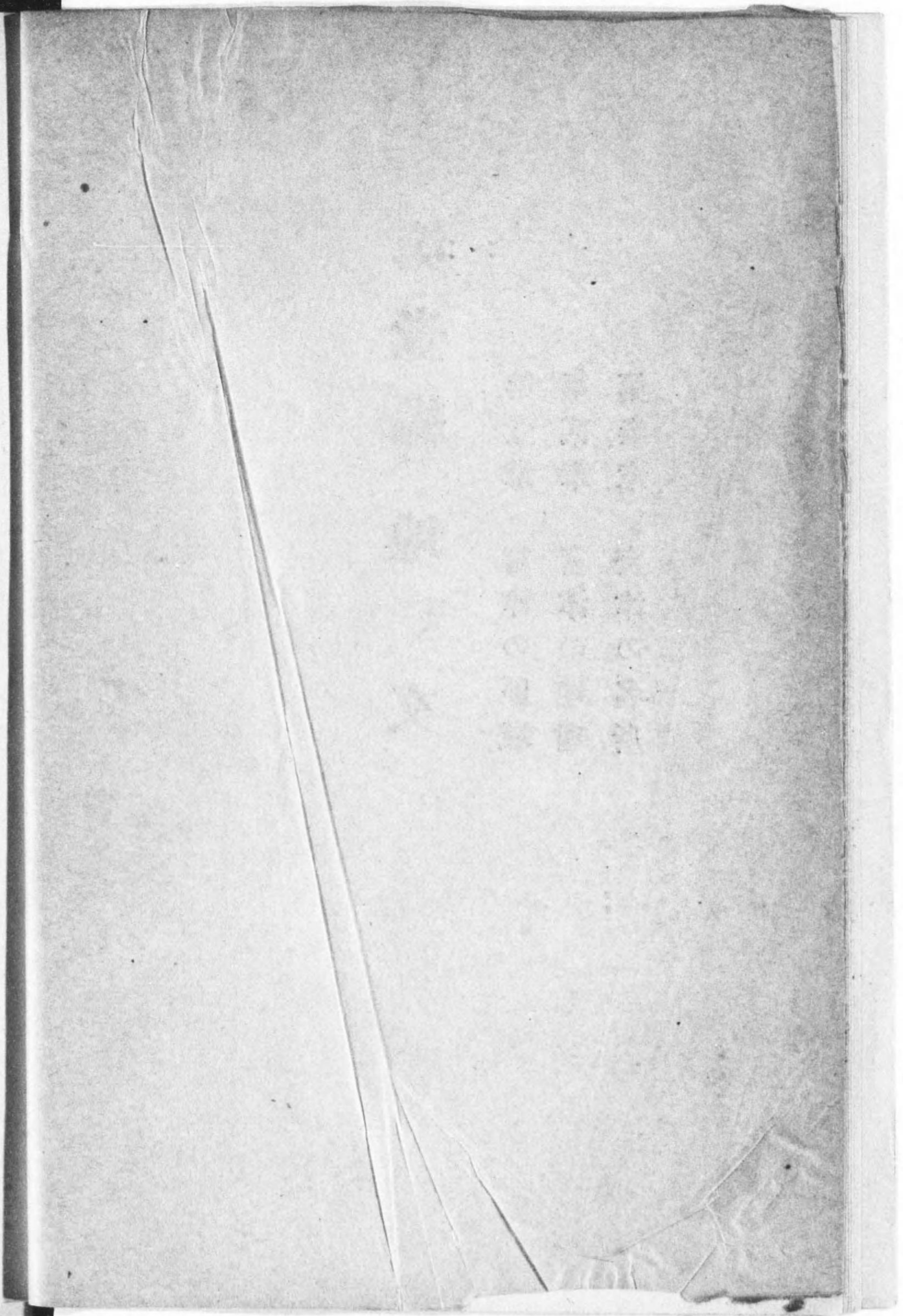
丹後宮津志目次終

一	朝鮮の地理	一	朝鮮の歴史
二	朝鮮の政治	二	朝鮮の文化
三	朝鮮の産業	三	朝鮮の風俗
四	朝鮮の交通	四	朝鮮の宗教
五	朝鮮の教育	五	朝鮮の文学
六	朝鮮の美術	六	朝鮮の音楽
七	朝鮮の科学	七	朝鮮の医学
八	朝鮮の法律	八	朝鮮の軍事
九	朝鮮の外交	九	朝鮮の内政
十	朝鮮の地方自治	十	朝鮮の中央集権

第壹編 地 文

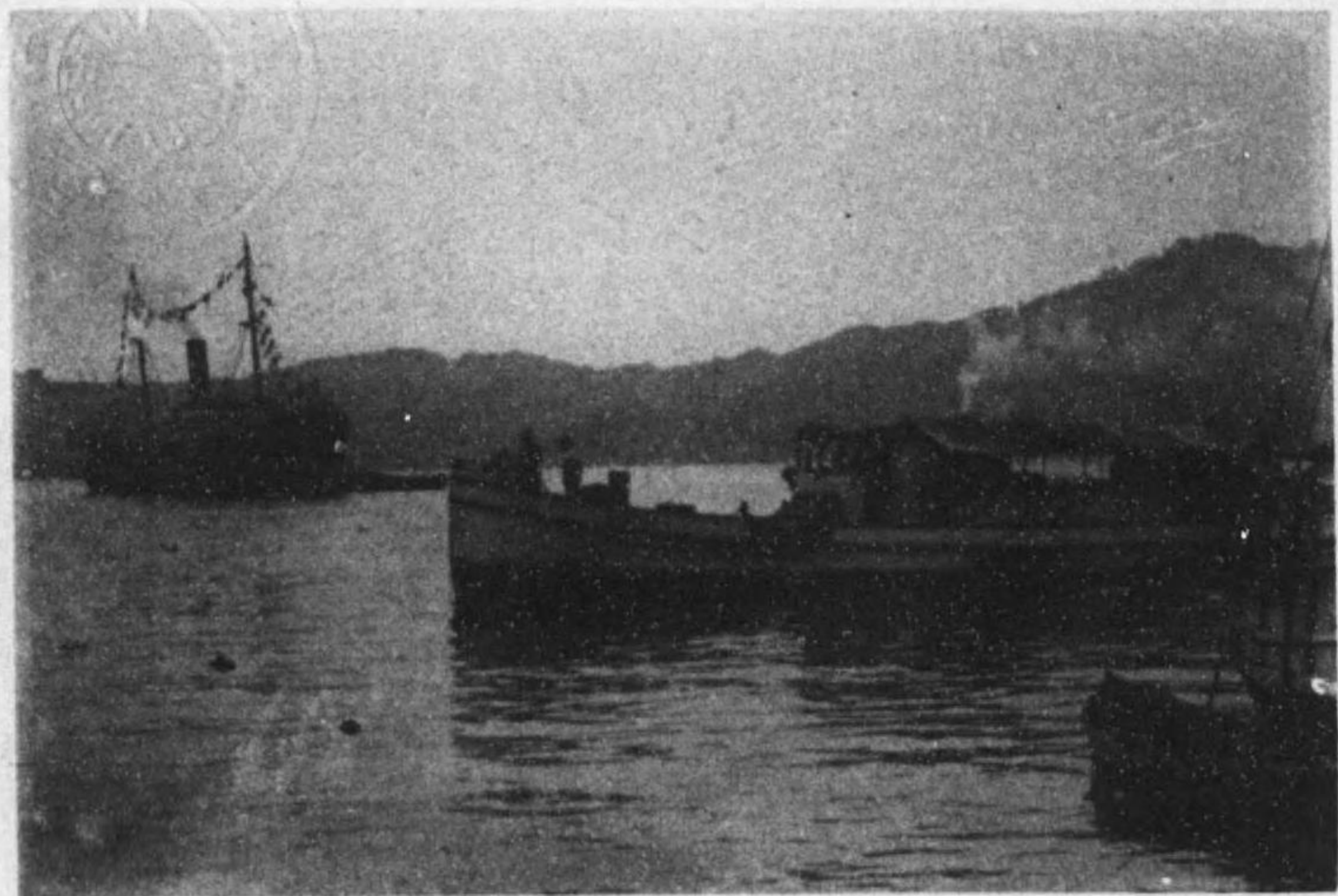
- 第壹章 宮津の區域
- 第貳章 宮津の地理
- 第參章 宮津の名所

瀬上公園の宮津市街ヲ望ム

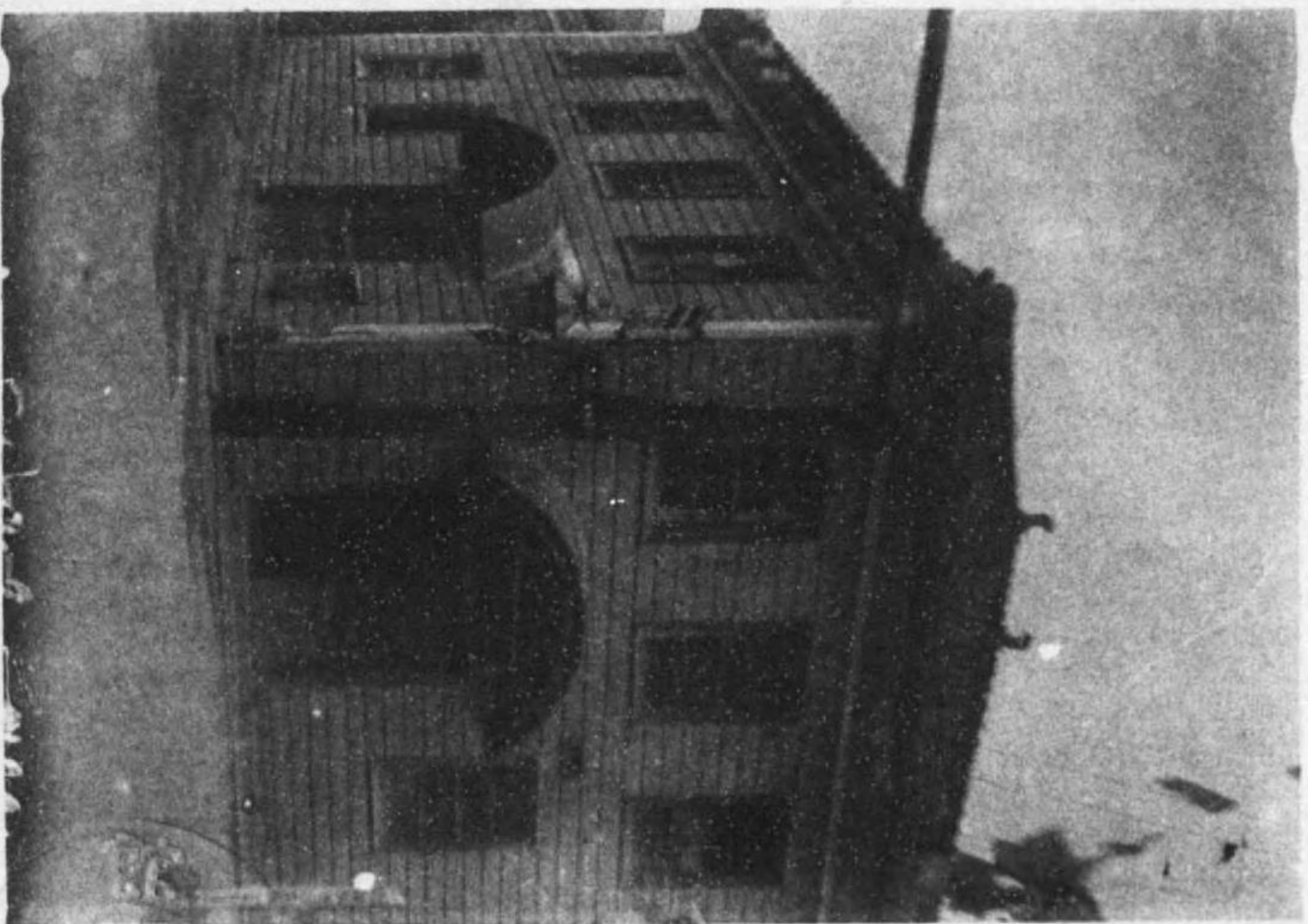




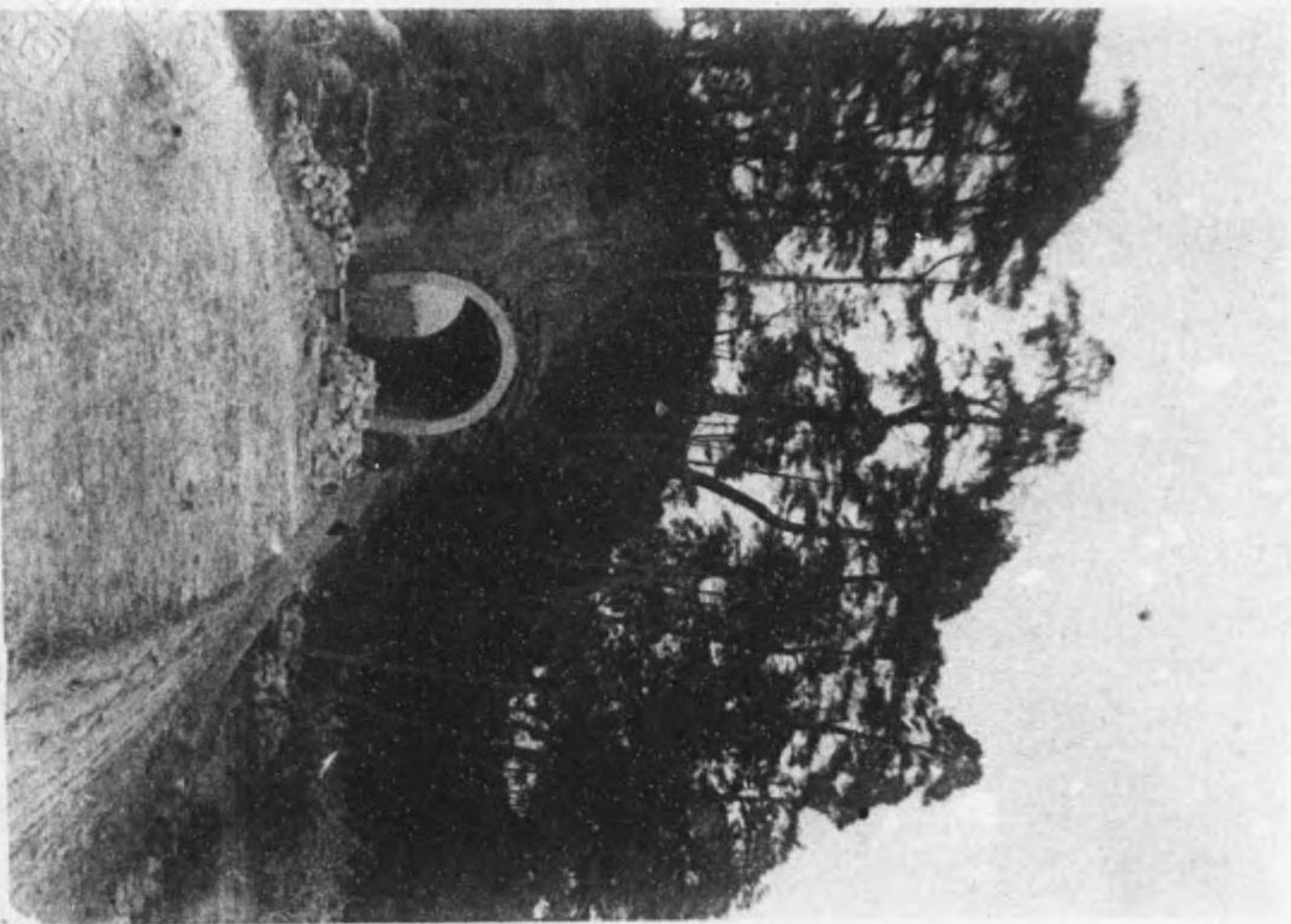
驛津宮の日當通開道鐵



(丸神立) 始開路航鮮北



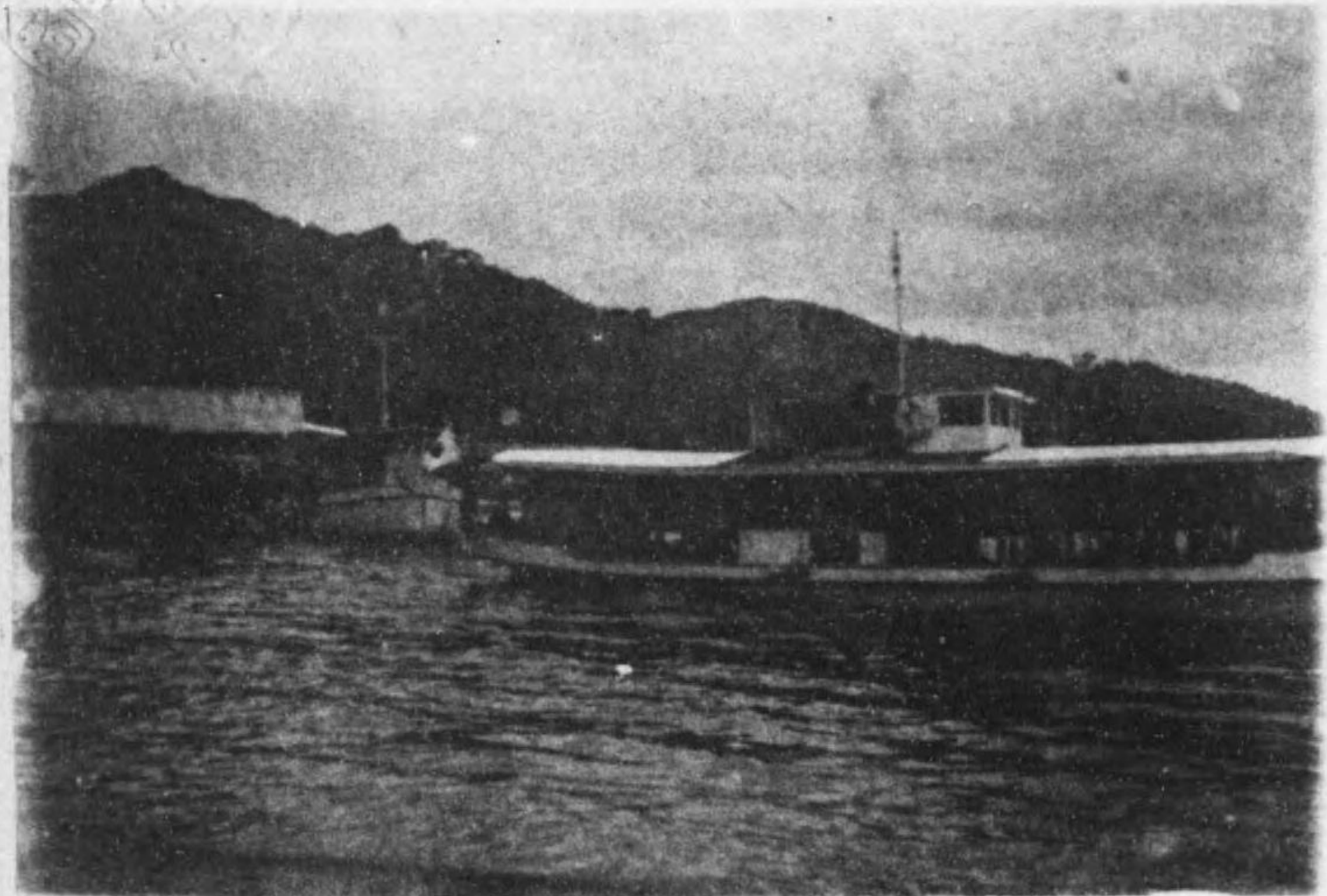
宮津郵便局



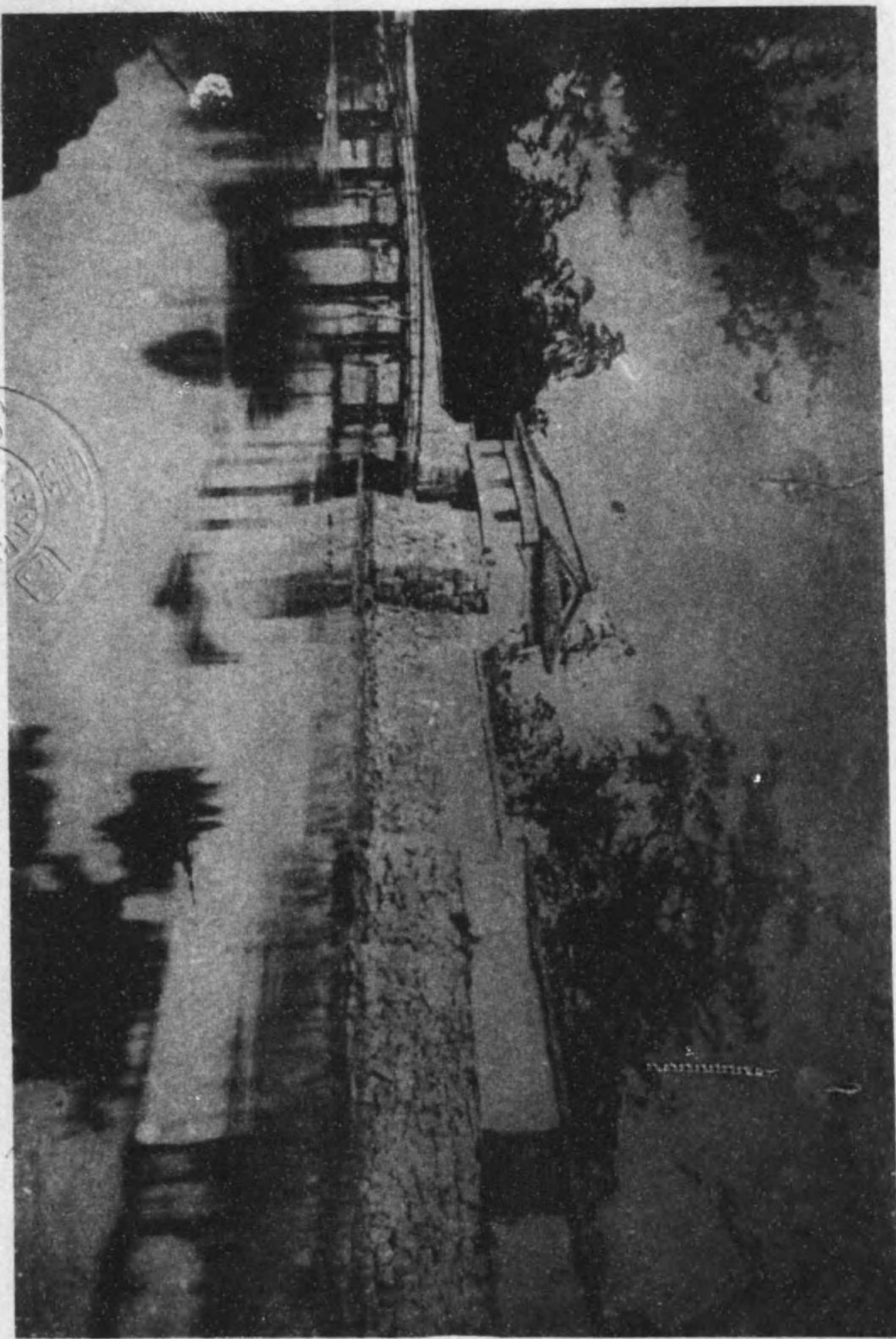
鐵道中之大阪驛道



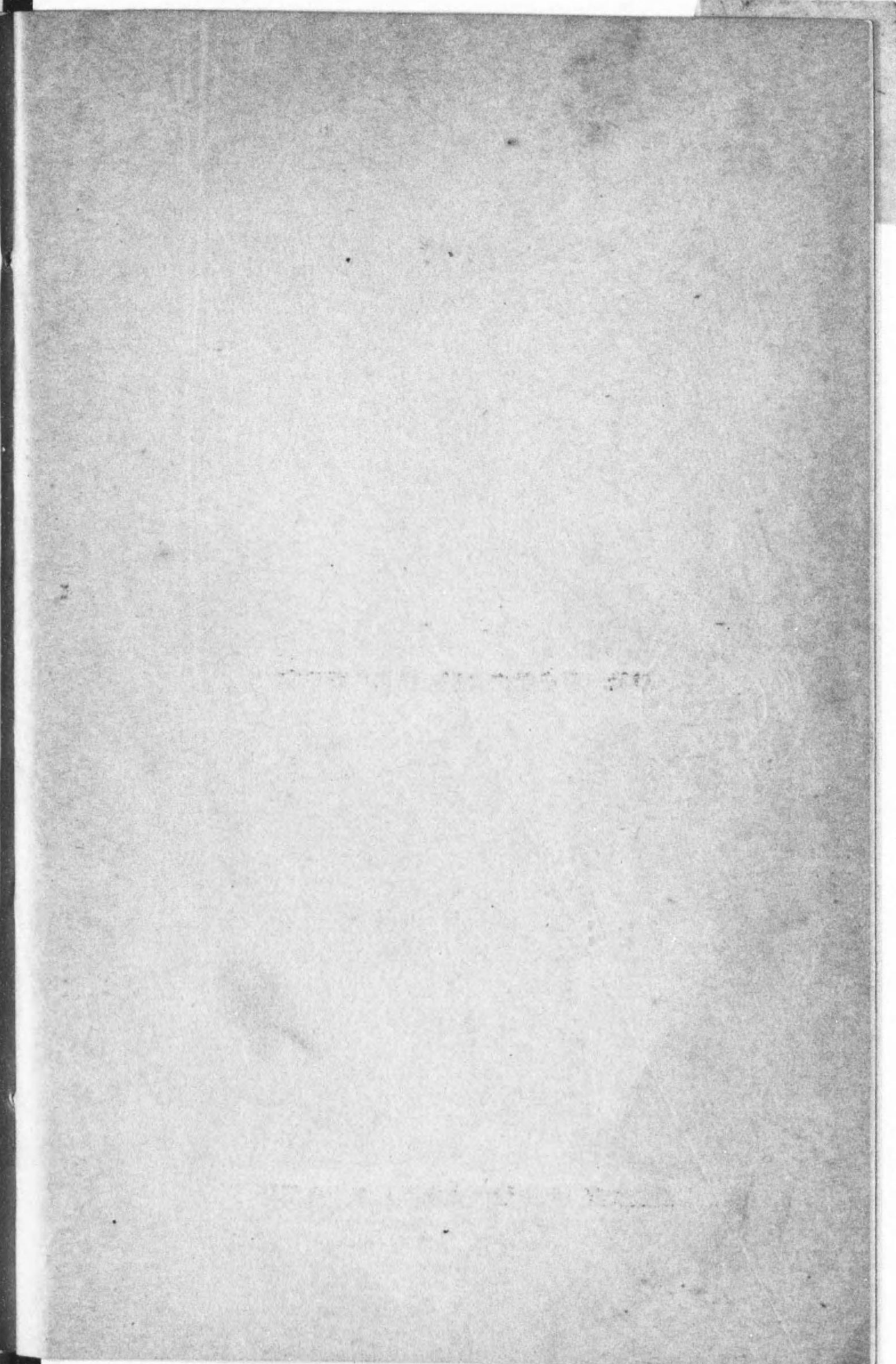
船船航運 (社會船汽立橋天) 海內港津宮

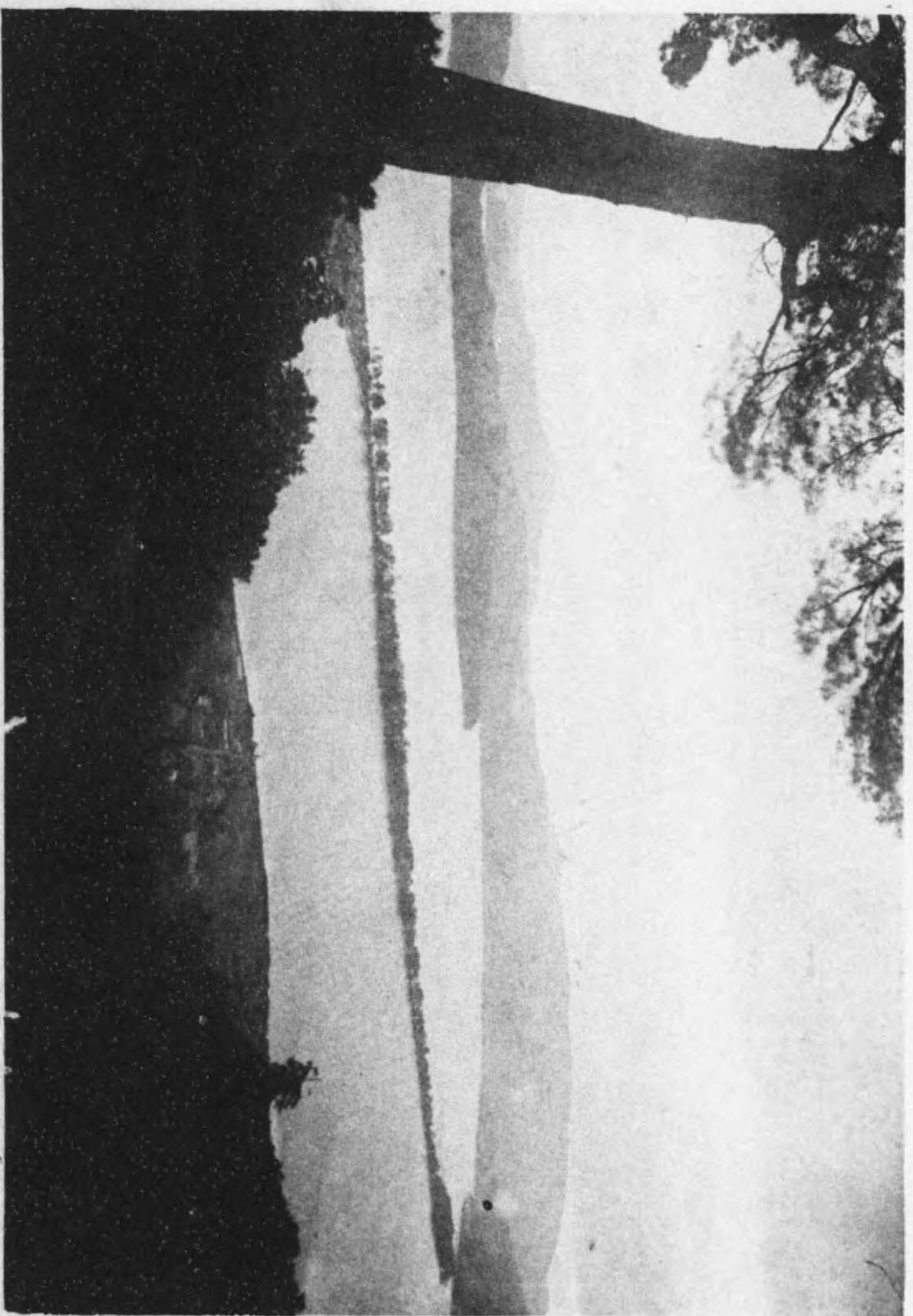


船船 (社會船汽北橋) 路航內灣津宮

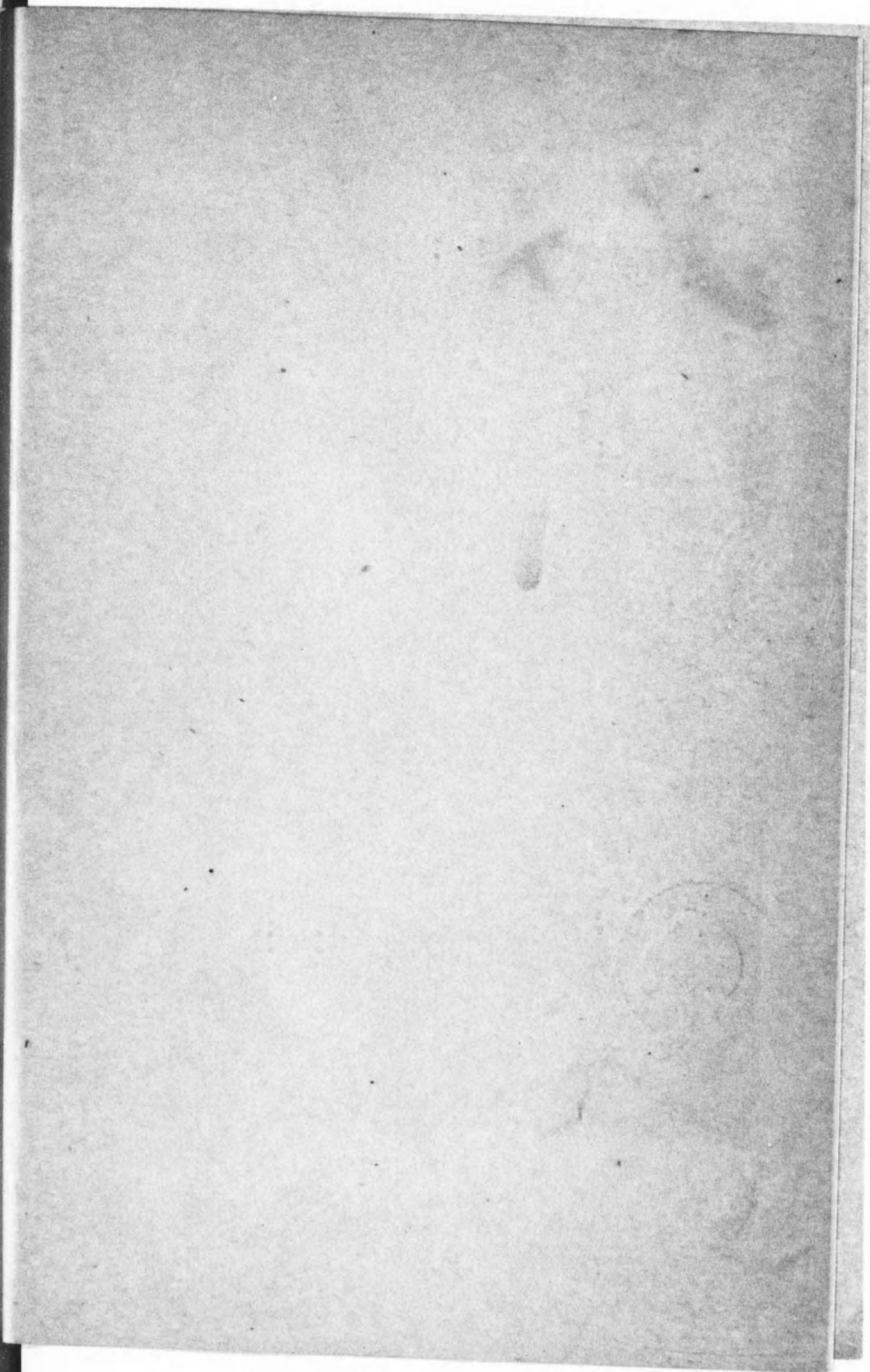


口手大 (城賀鶴稱一) 城鶴舞津宮舊



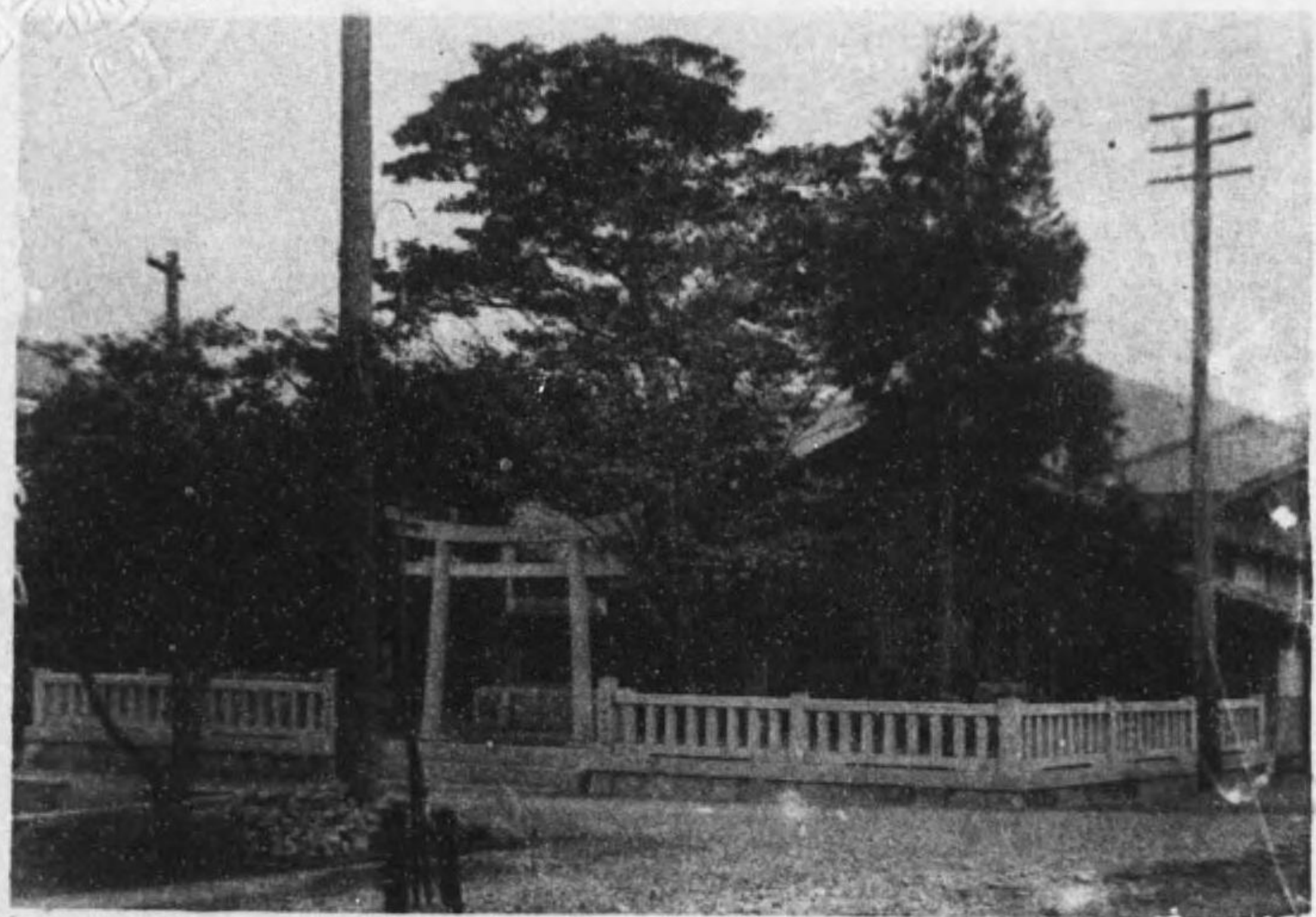


天 橋 立 全 景

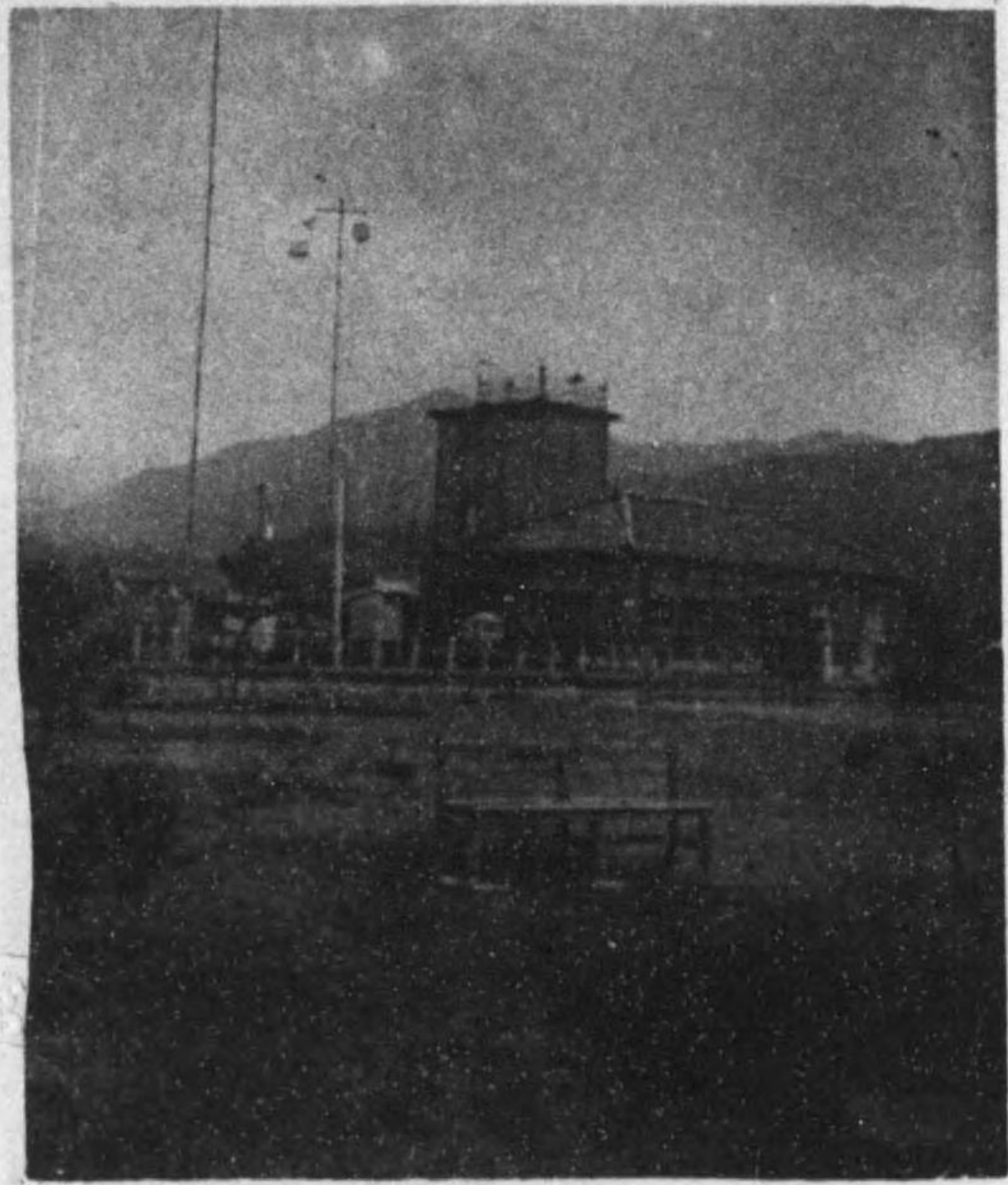




金 引 の 瀧



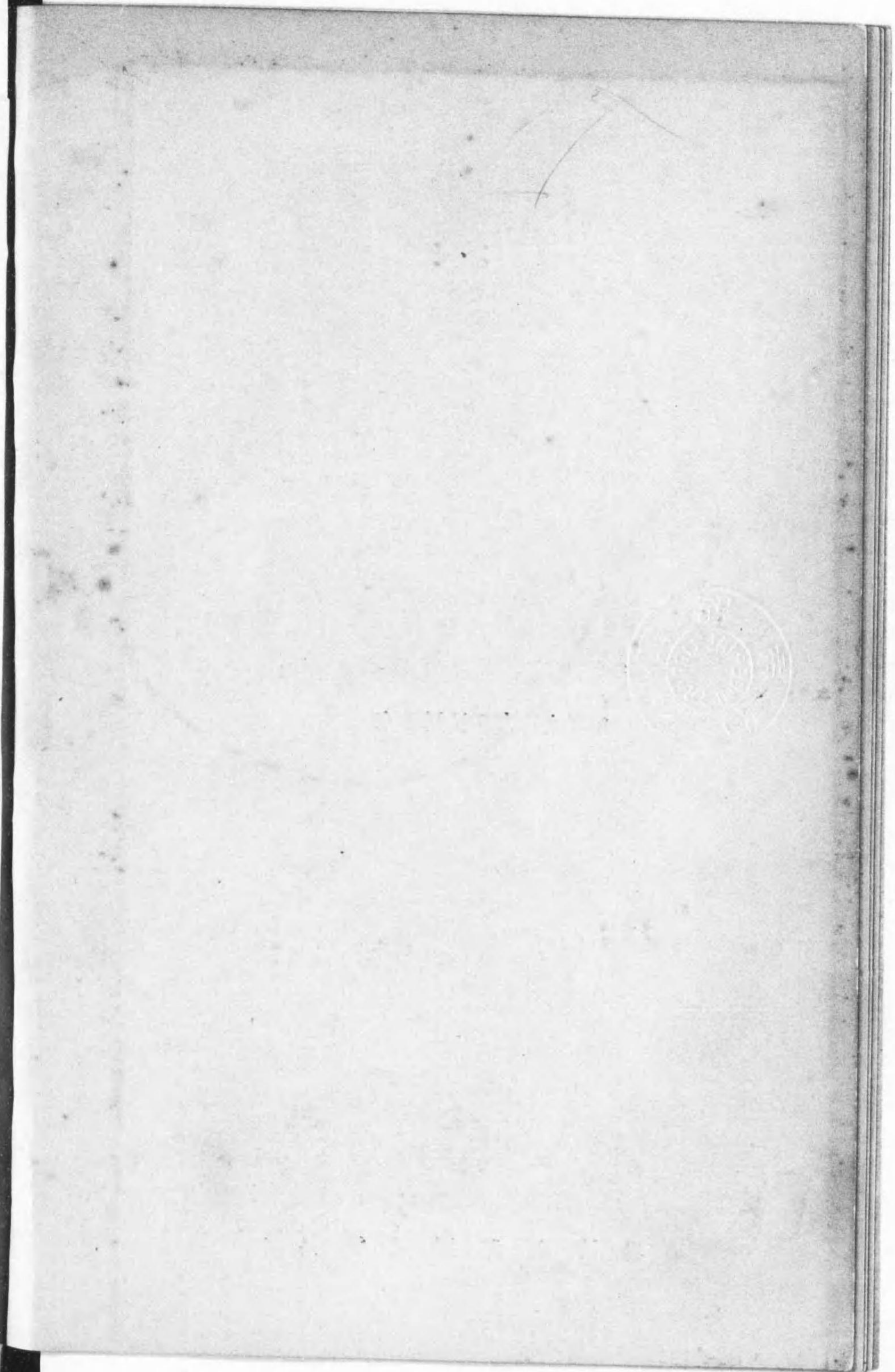
下 宮 津 古 戦 場



所張出津宮所候測都京



場浴水海園公崎島



宮津町今昔對照圖



元禄十六癸未十二月圖弘化二乙巳更改
大正十四年三月現在及計劃中朱線挿入



丹後宮津志

第壹編 地 文

第壹章 宮津の區域

第一款 區域の概説

一、宮津の設問
 宮津と稱する區域は古往今來一定不變のものにあらずして、有史以來或る時期は廣く或るときは狭く、また此の地區を云爲するものも或人は大きく或人は小さく之れを見て、土地の廣狹も疆域の大小も看るもの、眼によりて範圍を異にせしもの、如し、試みに人あり今借問するに宮津とは何れの處を指呼するやを謂はば、

答ふるもの多くは乾に浮城の碇場を控へて坤は典雅の翠巒に凭れ、巽に鐵路の驛頭を構へて艮は明暉の碧藍

に臨み、疏溝南北に通じて街衢東西に拓らけ、天上は電線蛛網を凌駕し地下は水管縦横に縫ひ、弧光と軒燈は以て不夜城たらしめ、商舖あり旅舎あり烹享あり妓棲ありて春秋來往を呼び、顧客悉く財囊を空虛にして再度勿往を謳ふ處これなりと謂はむ。

二、宮津志の發刊

然り、宮津としての主腦、否與謝郡としての首府、丹後の國としての中樞地點は即ち此の部分にありと雖も、而かも宮津とは此の地區のみを指呼するにあらず、殊に、現在如上の宮津町は領主の知府開設によりて興りし都會の、街衢創刊三百年に滿つるか滿たざるかの間にありて、建國三千年の歴史に僅かに其の十分一に過ぎず、編者もと宮津町志の編纂を命せられしも、沈思此に想到せば只だ町そのもの、變遷を云ふするのみにて能事これ了れりと爲すを潔とせず、進んで其の町の發生の始めより受胎の初めに遡り更に其の母體の草創發達の狀勢を釋ねて將來に資せんことを期し、營々之が研究に従事したりしも不明にして未だ寵命に對ふるの複按は猶その準備をも調はず、然るに宮津地方民が永年喝仰したりし省線鐵道は大正十二年度中に其の工を竣へて十三年春季將さに開通の運びに至り偶々當年は歲曆幹枝の始元なる甲子に該當し、古來宮津町民が甲子祭と稱して還曆毎に大祭を舉行せし恆例あり、加之當春は上 皇室に於かせられ長くも、皇儲御成婚の典儀を擧げさせらるゝに際り、上下奉祝恰かも當日更に宮津線布設認可の吉報に接し町民抃舞措かず、即ち省線開通を機として始元祭を舉行し先幸を祈らんとするの企てありて、此機を以て町誌を完結し内は千歲

一週の好機を紀念し、外は此地を弘く天下に紹介せんが爲めにとて急遽完結を迫らるゝに逢着し、草卒の間に纒かに獲たる資料によりて漸やく宮津の輪廓を描き、恬として江湖の叱正を請ふこととせり。

三、編者の所謂宮津

此の書採録する範圍は前述の事情によりて只だ現在の宮津町のみ止まらず、廣く海陸に互りて宮津と稱せらるゝ區域を包含し、その内舊下宮津即ち今の宮津町と近き將來に於て町に併合の機運に向ひつゝある城東村及び早晚町に編入問題の起るべき吉津村字文殊等隣接町村を稍々濃かに、就中宮津町を以て最も濃厚ならしめんとす。

而して茲に編綴すべき宮津志の大綱を四編となし、之れを十二章六十二款に分ち、更に細別して三百項と爲したるも、固より科學的分類法によりて系統を糺したるものにあらず、只だ似寄りの項目を輯めて十把一束と爲したるのみ、則ち其の排列の順序次の如し

宮津	邦制	地文
志	宮津の政治	宮津の地理
	宮津の稅制	宮津の地名

人事	宮津の教育
禮祀	宮津の神社 宮津の寺院

如上の綱要に従つて以下敘説せんとす。憾むらくは編者稟性魯鈍、考査粗漏にして記事杜撰なるは言を俟たず。識者の幸ひに叱正を加へられんことを望むや切なり。

第二款 宮津郷

一、和名抄の宮津郷

郷は固と里と書きサトと訓めり、孝徳天皇大化革新、國、郡、里、村を定め、國に國司を置きて郡を統べ、郡に郡司を置きて里を統べ、里に里正を置きて村を統ぶ、大寶令の制五十戸を以て一里と爲し村の多少に關らず、後村を里と呼び里を郷といふ元明天皇和銅六年の詔に郡郷と見ゆれば此の頃既に變りしものによ出雲風土記「依靈龜元年式改里爲郷」とあれば奈良朝既に國郡郷の三階段をなせしは明かなり、平安朝國、郡を記したるものに延喜式、拾芥抄あり郷を記したるものに和名類聚抄あり、和名類聚抄第四百四卷與謝郡の郷を次の如く載す。

宮津、日置、拜師、物部、山田、謁叡、神戸

即ち七郷ありて宮津は其の筆頭に記せり、然して其の郷の構成の要素は令の規定を準用し家五十戸を以て一郷となしたるものにて、固より土地の廣狭と村里の多寡に依りしにあらず、ゆへに與謝郡七郷ありとすれば理論上公認戸數三百五十戸の内七分一は宮津郷の筈ならざるべからざるが、實際上何れの地域を宮津郷に稱呼せられし歟、之れに對して古來種々の説あり。

二、地理志料の宮津郷

郡岡良弼の日本地理志料には宮津郷の區域を次の如く云へり

宮津、訓岡按當讀云美也郡、宮津志云吉佐宮陸在文珠村、郷名取此、正應田數帳目錄、與謝郡宮津莊田百五拾五町三百拾三歩、丹後舊事記如願寺在宮津市場一條帝時瓶之本洲七大寺之一也、國華萬葉記、與佐郡宮津城、行囊抄、伊根至宮津行程五程、天ノ橋立在其間、今宮津町領三十四坊三宮村、總村、文珠、皆原、山中、鵜村、中村、小寺、上司、波路、獅子崎、中津、矢原、田井、今福、小田村富久地、舊陸在普甲山云、久理陀ノ神社在上司町、多由ノ神社在田井村ノ田井谷、杉末ノ神社在宮津杉末町、伊呂波字類抄、普甲寺延喜中建、在丹後ノ普甲山、普甲山一名與佐ノ大山又呼千丈ヶ嶽以界二丹。

即ち西、今の吉津村字文殊より以東栗田村字脇に到り、南普甲嶺より以北黒崎半島矢原田井までを含むてなせり。

三、地名辭書の宮津郷

然るに吉田東伍の大日本地名辭書には區域を縮少して次の如く云へり。

宮津郷とは今宮津町並に栗田村城東村なるべし、(城東村舊名波路といふ)蓋神侍の宮津頭の義とす。

と、即ち栗田村城東村宮津町を以て宮津郷となし、前項地理志料に含める上宮津村の地域は之れを神戸郷として一郷を構成せるものとなせり、但し上宮津を神戸郷とせるは吉田博士の新説にあらず、文政元年夏六人部是香の天梯立日記昔甲嶺を踰ゆるの條に

中の茶屋といふ所にてやすらひぬこよりほまたいみしき坂路なり未の刻にもなりぬかの河守のわたりよりいさあつかりしをさすがにたひらかなる道のほどはさしもおほへまりしが此坂にかゝりつるよりはいよゝてりはたゞきてあせもしどゝにいてるをうちもれんするものからまさへはしうなりもてきてさかく足はしりへにかうへは前にぞいそがるゝやさるは此中の茶屋にて物くひてんと思ひまうけたりしななしといふにわりなれき又の茶屋にてなと思ひなりていでたし其の後はたえて家居もあらざればせむかたなくてたゞりゆくなりけり、やう／＼のほりはて、たむけにたちてみればむかし源頼みつ朝臣のさられしといふなる彼まかものゝ住みける大江の山なんものよりにこにひざり高くそ見えわたるさて木本に清水のわきいてたるがいさ清らかなればむすひあけてのむ

やまの井もふかき契にむすひけり心あさくは思ふへしやは のちにきけはこを瓜わりの水さいひてこの人の日うらか獄いさひさく下の方にみゆ故郷遠くもきにけるものかなさそゝるに心ほそきにもなへたつらんみれの白雲さうたてにくし水はのめさもはらのふさるへきならればさのみやはとて坂をくたりてゆけば山のかひより心あてなる彼宮津は手にさるやうにそ見えわたりける人の國ながらも先うれし道のほど尙いかかりあると人にさへは二里ありといふにむれ打つぬまこやあつきまわきにかきもらしぬ此山口にかゝりしほさよりこゝか櫻の花の今を盛と咲をりたるかあかすめでたくえんにうるはしければかうくるしき中にもまつめさまらずやはあらぬ、なま万れる世は春なれやさ九ら花さしもうつきさおほはてやま

時におはてみ山かくれの花のいろに心おくるゝ名こそをしけれ かくて麓にくたりしかは神戸さいふ村ありこは和名抄にも見えたる所なるを今は人のかんさうといふなるかいさこちなくきゝにくしゝなる茶屋にてもくひてんといふに猶なしとぞいふなるさはいか

がはせんと思ひわつらふほど供なる男の心かしこくもちひふる柳を見て、かひもて来てこれ聞しめせといふ椎の葉よりけにあやしきものにもりたれと世になうらましこゝより彼やさひこし男はかへしぬせになるくむくいすさてもちひをちからに行はさし猶山のそばづたひの道にてかたはら流れゆく河例の水音はけしき瀧川なりけり此ほさりも尙同しさまなる石のみなるなかの神戸よりこなたはなへで都のほさり白川といふ所より出る白き石ともはら同しさまのみなり是れにつきてもそのかた忍ふ心は人もいできぬべし云々

と、即ち今の上宮津村字小田小字岩戸のことを神戸となし和名抄の神戸郷を當て候めたるも、吾人熟ら惟ふに宮津町創設後の今日ならば兎も角も、未だ町の萌芽をも催さざる平安朝前後に、國家より見れば殆んど溝渠に過ぎざる宮津川流域と其の近在に與謝郡七分二以上の住民を有して二郷を置かれしとは首肯し難く、況んや其の宮津川上流の一小部分を限定して一郷を認むるなど道理に於て將た實際に於てあり得べからざる事實なれば此の説いま探らず。

四、與謝郡誌の宮津郷

與謝郡役所編纂に係る與謝郡誌に

宮津郷、今の上宮津、城東、栗田の各村宮津町を含める土地なるべし、地名辭書には上宮津だけを神戸郷とせるも、斯かる山地多くして人口少なき所を以て一郷と爲すは少く無理なるべし、田數帳には宮津庄となりたり等持院となりたり、地理志料には吉佐宮趾在ニ文殊村一郷名取レ此(中略)舊趾在昔甲山云、久理陀神社在上司村多由神社在田井村田井谷杉末神社在宮津杉末町云々あるが或は之れに邁

かき歟

とあり、吾人は此の説に従はんとす。

第三款 宮津庄

一、丹哥府志の宮津庄

丹哥府志は寶歷年中宮津藩醫小林玄章の稿を起せしも玄章一代に成らず、子之保遺志を繼ぎて編纂に従事せしも尙は成らず、孫之原天保十二年に至りて漸く完成を告げしものにて、當時藩の御抱繪師佐藤正持及び助手二三名と共に丹後全國津々浦々まで、一々實地に就て踏査し寫生し説明を施し父子三代前後八十餘年を費して大成したるものなり。全編九冊の内第一卷は幕末維新の交早くも失せて缺本となり殘缺八冊今京都府知事官房文書係別室に藏す、就て閱するに丹後五郡中脱漏の箇所なければ第一卷は總目錄と編纂の顛末を敍したるものなるべし、父子三世の心血の結晶にして實に丹後歴史地理の大立物たるべし、書中宮津の分は、

宮津の庄

與謝の海の濱にそつて粉壁相連る即宮津の城市なり南は大江山に至る、其いくの、道鶴大相聞へて短亭長亭道を挟む、其の東西に村落凡十餘村、城の東栗田の山北に流れて黒崎に至る、黒崎より伊根浦に至る海程凡三里、伊根浦より西南山岳互に聳ち成相山に至る、成相山の下より天橋起る、蓋し皆與謝の海の風色なり誠に山水奇絶の地。

- 宮津 宮津は元郷の名なり喜多村より以南を上宮津といふ以北下宮津といふ(下略)
- 波路村 波路町の東
- 獅子崎村 波路村の東是より栗田に出る其間栗田嶺あり左は獅子村に出る
- 惣村 波路の南

○皆原村惣村の東

○山中村 皆原村の次是より新宮村へ出て加佐郡漆原へ出る

○辻の谷 惣村の南宮村の枝郷

○宮津村 辻の谷南古名猪の岡

○有田村 宮村の西

○田中村 有田村の次

○喜多村驛 宮津より一里其間松樹道を挟む是れ松繩手といふ

○今福村 喜多村驛の東

○小田村 喜多村驛の次

○金山 以下七村小田村の里名

○平石 金山の次

○關ヶ淵 平石より西へ入

○新田 關ヶ淵の端郷村より乾の方山に入る

○間道 平石の次宮津より壹里半餘

○寺屋敷 千歲嶺の中頃より右へ入る

○中の茶屋 千歲嶺の麓

とこれを要するに丹哥府志の宮津庄は現今宮津町、城東村及び上宮津村の地域にて、即ち宮津川流域一帯の地區を指せり。

二、府志以前の宮津庄

丹後府志以前の書に宮津庄のことを録せるもの、丹後田數帳あり、長祿三年の筆寫に係りし原本成相寺に保存し明治三十七年二月内務省告示第十號を以て國實に指定せられし貴重の紙本なり。その内宮津庄の田積を記して百五十五町三百十二歩内百七町九段八十歩等持院十三町四反二百四十一歩栗田村御料所云々の條あり、其の詳細は都合上後章に述ぶることとするも、足利時代には庄園と化し宮津庄と呼びたるは明かにて、其地區も栗田村を含めるものゝ如し、此の他天文年中に伊勢度會の外宮の神主福井末高の録せる丹後國御檀家帳にも宮津地方のことを載せたりと雖も、庄とも郷とも云はず只だ宮津と録せるのみなれば後に譲りて此に敘せず。

三、寛文圖の宮津

爰に寛文圖とは久美濱町織田幾二郎氏所藏寛文年中丹後宮津藩領大繪圖面にて、丹後五郡に互り七萬八千七百七十五石村數百五拾八ヶ村を各村別に草高を掲記したるものなり、其内宮津に關する分は

○千三百一十一石

上宮津

○上宮津之内小田村

○上宮津之内關ヶ淵

○千九百五十二石九斗一升

下宮津

○下宮津之内門前村

○下宮津之内田中村

○下宮津之内有田村

○下宮津之内宮村

○下宮津之内添村

○下宮津之内皆原村

○下宮津之内山中村

○下宮津之内波路村

○下宮津之内椎崎村

是れによれば丹後府志の宮津庄より文殊門前村を増加せるを知る、今試みに地圖を展じて如上の地域を一瞥せんか、下宮津とは現在の宮津町を中心として郊外を文殊より城東村を周り更に海面を経て文殊に到るまで半經一里内外の圓を畫きし區域なり、是れ吾人の理想とする大宮津の地域にて將來大宮津の建設に關し逸すべからざる好箇の參考資料なり。

第四款 宮津町

一、宮津町の起原

宮津町創設以前の宮津地方の狀況は前掲田數帳御檀家帳に宛然當時を髣髴たらしむるものありと雖も、既記の如く編纂の都合上次章に譲り、其後に於ては元祿年間貝原益軒の天橋記に左の記事あり、天橋記具さに

丹後國天橋立圖記と云ひ其の輿謝海名勝略記中

普甲山、與佐の海の南也大山といふ名所なり(中略)巖に宮津より二里の碑あり其東に普甲寺の舊跡あり是普賢の道場にして開山は葉世上人と云今辻堂のやうなり普賢堂あり荊蕪生ひて路も斷へ尋る人もまれなり凡山間に三所茶屋あり京極安知旅客の爲めに置所也麓の左に宮津より一里の碑あり是まて山路嶮岨也

上宮津、松原の入口の村也、右に今福村瀧有二十町を過て右に正印寺曹洞宗猪の岡の薬師といふ左に田中村有田村右に八幡山在所を宮村と云昔長岡兵部大輔城取有し故八幡の城山と云

宮津城、又は舞鶴城といふ地形の似たる故也此の城天正五年長岡氏入國八幡山に城取ありといへとも城樓を構へず此所に館を構へて居す云々

と、是れ元祿時代の現在と其の當時より推想したる宮津城構成以前の状況にして、此の所謂宮津の館に就ては明治晩年關清謙の著丹後考に

天正十年夏五月廿八日一色氏亡びて後は、一國平均し細川越中守忠興は田邊城に居り、父兵部少輔藤季剃髮して名を玄旨法印幽齋と改め下宮津の市場の城に居る城といふも館なり現今城東村役場の東に當る處にして維新前は宮津藩士族伊從保孝の邸にて庭前の大松残り云々

と云へり、由來宮津町創設のことを録せるものに、享保年中に丹後宮津記あり寶歷年中に宮津府志あり文政に降りて丹後一覽集あり天保晩年に丹哥府志ありて、幾分町肆草創當時に言及せるも其の頃既に百四十年乃至二百年を經過せるを以て、早や事實を多少誤れるやの點なき能はざるは吾人の遺憾とする處なり、今丹後宮津記及丹哥府志の記事を抄録して卑見を加へんとす。

丹後宮津記 曰

宮津城古來宮津各有と雖も今の地にあらず上宮津城跡有其當時下宮津之内宮村八幡山にも城跡有今之宮津城地は往昔田邊領にして平原民家のみ寛永二乙丑年京極高廣初而爰に城を築き城下屋敷を經營し町家之地割致して人を田邊より移らしむ故に今に於て田邊總しの色とて宮津開發之者と號新古之差別あり

丹哥府志 曰

宮津(田邊へ六里 若州小濱へ十八里 峯山へ五里 久美濱へ九里 但馬崎の崎へ十二里 但馬豐岡へ) 宮津(十二里 但馬出石へ九里 丹波福知山へ八里 京都へ廿八里 江戸へ百四十九里 大阪へ三十三里) 宮津は元郷の名なり喜多村より以南を上宮津といふ以北を下宮津といふ、いつの頃より宮津といふや審ならず、和名抄に初て宮津の名あり今の宮津は元和の頃迄市場といふ元より一々人集りて物を交易する所なり元和八年京極丹後守高廣初て城廓を築く、於是市場の名を改め宮津といふ云々

元和八年宮津築城と云ひ寛永二年町家地割といふ、蓋し戰國時代末細川氏の丹後に來るや先づ丹後を兩斷すべく宮津に入りて猪の岡に據らんとして破れ、道を轉じて加佐郡より西漸し中山城にて一色義道を亡し、其の子義俊弓木城に據りしを藤孝其の女を配して和を構じ謀を以て智義俊を誘殺し、中郡吉原城なる伯父義清後を襲ひて弓木に據りしも細川軍の攻圍に陥り、一縷の血路を宮津に開きて細川の本陣を突かんとし、て伏兵の爲めに海岸に戦死し一色家爰に亡び、細川忠興父の封を嗣ぎて田邊に治す、茲に於て藤孝致仕幽齋と號し館を構へて宮津に遊ぶ丹後考の下宮津の館とは蓋しこれなるべし。當時いまだ宮津の知府を開かず細川は米田宗堅石井五右衛門などの家臣を派して附近の政務を執らしめたるのみにて宮津町としての存在は尙は認められず、元和より寛永に至るの間に下宮津村草高千九百五十二石九斗一升の内より四百五十六石八斗

六升三合を城郭敷地と家中邸地の爲めに除地とし、二百十八石五斗六升二合を城下町肆の爲めに控除し都合六百七十五石四斗二升五合を割きて此に宮津町始めて起る。然るに寛文圖之れを差引せる千二百七十七石何斗と載せずして依前千九百五十二石何斗と掲げたる處、無論舊によりしものにて知府創設以前を推察するに曷竟の資料なり與謝郡誌宮津町の起原を次の如く云へり。

宮津町はもと宮津郷の一部分にて千歳嶺より流る、宮津川口に當り、往昔海濱なりしもの、自然流土の堆積によりて形成せられし砂洲にて、其の人家も足利時代までは頗る疎らにて近郊の人集りて物品交易の市場と爲したるもの、戦國時代に細川氏入關して川東の猪之岡に據りしより山麓附近に點在したる鍛冶獵師二部落の住民一は川西の市場近傍に一は遙かに懸け離れて如願寺川尻以西の海岸に移住せしものらしく、此の移住に就ても細川占據の爲めに退去を命じたりとも或は京極侯築城の際に居を轉せしめたりなど巷間に傳ふるも吾人の見解は聊か異なるものあり。抑も天正十年一色義俊細川に誘殺せられ義清弓木に籠城せしも軍糧盡きて血路を宮津に開き、猪之岡山の陣を突くや伏兵の爲めに海岸漁村の傍に死すとは舊記の筆を揃ふる所なるが、其の地點は宮津川口の右岸舊城三の丸の長隅にして今郡役所と議事堂との中間に當れるが、その當時にあつては此邊一帶未だ海岸叢萊の裡にて所々に漁家の點在せしなるべく、鍛冶獵師の二部落が川より西方に移住したるは無論海岸に遠ざかりて日々の漁獲に不便を感じたる結果もありと雖も、惟ふに戰國兵亂の災禍を厭ひ山叢築造を動機として安全地帯に避難したるもの、少くとも避難的移住を爲したるものと見るは蓋し當らずと雖も遠からざるべし。是れに由て之を觀れば現在の宮津町の濠溝は市場四軒町の邊より發達したるものと杉ノ末乃至如願寺近邊より東漸したるものと二者を其の主なるものと見るを妥當とすべきか(中略)元和より寛永初年に涉り京極侯川東海岸義清戦死地の近傍一圓を劃して城廓を築き川西に城下町肆を經營せしめ田邊及び近郊より移住を奨励し寛永晩年城廓出來の頃には侍屋敷は東は波路を越え南は猪岡山麓に屆き、町肆は南は木部田中に西は杉の末に達する衝衝殆んど形成しその後續々山脚を拓き海岸を埋めて居城七萬石の知府としての實を具へて今日の宮津町を齎せり。

二、宮津町の地割

京極侯宮津に知府を開くや大體に於て地區を二分し宮津川の東を城下に西を城下の町肆に充つ、其の地割の概要に就ては丹後宮津記次の如く云へり

宮津城下を東西三十二町三十八間

但し東は波路町組小屋はすれより西大之堂迄

南北十二町十六間

但し南は京口松原町はつれ方北片原町大手島崎迄

地割之大略

若狹海道入口足輕長屋敷軒を始めとして波路町に至駒之爪番所有侍屋敷に至西は但馬海道大之堂を初に足輕組小屋敷軒を望町家横き大手前に至南は京海道松原組手之町屋を取初としたる足輕組小屋敷軒を経て切戸橋黒門より侍屋敷に至る長の方に惣組とて持筒持弓足輕長屋多有る北は全與佐之海水一面に城石垣をなしたる塀際に至波濤揚之矢倉正面の北也地形東西に衆山をおひて北一方は海を受たり侍屋敷は城の三方を圍町家は過半西に多し。

この説眞を穿てり宮津城地は宮津川を正面の隍水に利用し中橋詰より倒凸字形に壕を穿ち大膳橋にて海に通じ此區域内を御城内といふ、侍屋敷は中橋切戸橋間を馬場先、壕外に沿ひて惣口に通ずるを外側、南方に竝行せるを吉原、中間に交叉せるを中の町、惣口より波路町へ南北に通ずるを安智、安智惣村間足輕長家を二十人町と稱せり、詳細は地圖によるを利便とすべし、蓋し空に駄辯を弄するよりも地圖の一見に如かさればなり。以上は除地にて尙ほ侍屋敷の除地は宮津川以西にもあれども便宜上町肆と共に敘することとすべし。抑も

宮津城下の町肆は六通の幹町と幾多の枝町より成り川東なる城廓は大手口を西に向つて開き、大手口より西堀川に到る直線大通り之を本町となし、本町の南側及北側ともに並行線を東西に通じ前者を鍛冶町後者を魚屋町といひ、之と直角をなして切戸町に至るを職人町といふ、堀川以西犬之堂に至る弧線の如願寺川を堺し東を白柏町西を川向町、以上六ヶ町を宮津の幹町とし名主一名づつを置きて民政を執る。而して枝町は端町又は端郷と云ひ場所によりて其の數一様ならず本町東端大手口に文庫町及び片原町あり城地を隔てし遙かに東方波路町は本町の枝町にて更に波路町小散田なる物あり、但し小散田は近傍村落所有田畠に町家を立て並べたるをいふ、魚屋町には堀川以西籠の谷新町等の枝町あり又東端に家中除地其海岸に島崎あり萬町にも同様金屋谷の端町を有す、職人町は亦並行せる大久保町紺屋町等の枝町あり此の間家中除地ありて京街道と云ひ其東に平行せるを柳町(後に柳郷)此の兩者に交叉せる直角線を田町といへり、切戸橋西詰より有田田中へ通するを木の邊、東詰より除地を隔て、松繩手へ松原町これ等は皆職人町の端郷と爲せり、また西堀川波止場以西、白柏町には之れも南北双方に並行線あり山手の通りを葛屋町海側なるを河原町その東端に當つて直角に三町を連絡する之れを横町、葛屋町の外廓南西の山の手に吹屋谷、池の谷、如願寺下等の小散田あり如願寺川以西山下町また白柏町の端町といへり、川向町にも海側に並行の通りありて獵師町と云ひ西北端を杉ノ末町、海岸を小濱と稱し皆川向町の屬郷とす、白柏町分河原町の海岸一通り獵師町として川向町に屬せり。宮津町の概況

宮津日記 曰

魚屋町白柏町川向町波路町此四町ヨリ少々宛築出候地有之此令米三石五斗六升町年寄三下置カレ候此通關々相違無御座御代官衆被成候事故年寄へ拜領仕候基上向後町分ニ何程築出地出來候共町年寄共工可被下置置與被仰出ニテ町年寄共甚難有次第故御武運長久ノ祈禱仕候事。是れ寛文十年の條の記事なるが同書延寶二年の條に

大頂寺ノ下ヨリ佛性寺迄ノ間ヲ金谷ト申候家數四拾四軒有之ヲ萬町分ニ被仰付諸事ノ觸渡ヲ申付ル答ナリ家一軒ヨリ米一升ツ、袴米トシテ出シ申候當年ハ庄屋トツケ半分ツ、取可申候明年ヨリ兩人此時年寄萬シテ皆々取可申候ト被仰出候是迄ハ金屋谷在分ナリシカ此時仰出サレ町分ニナリシトノコトナリ

其の後鍛冶町を萬町とし籠の谷を小川町と改め魚屋町海岸を埋立て、新濱と稱し其の他續々發展せり。

三、宮津町の盛期

宮津町役場には奥平侯領知の當時、元祿十六年十二月の側圖を保存せるが、町肆地割地主の氏名を擧げし外に次の説明を附記したり。

元祿宮津町繪圖ノ曰

丹後宮津町繪圖

- 一、大手橋本町筋白柏町通り大之堂迄 拾壹町參拾間
- 一、大手橋本町京海道切戸橋通り松原町家はつれ迄 拾貳町五拾間
- 一、大手橋本町中橋外側御堀通り波路足體町長屋はつれ迄 拾六町四拾參間
- 本町分家數合百貳拾八軒内 本 拾三軒 波路町 拾六軒 波路町散田 貳拾軒

第壹編 第壹章 宮津の區域

本町西東町ノ長サ貳百八間壹尺五寸 道幅貳間四尺五寸 表行拾參間也

但シ丁積リ參町貳拾八間壹尺五寸 用水幅壹尺八寸

波路町西東町ノ長サ胸爪橋ノ足輕長屋堺石橋迄九拾壹間

但シ丁積リ壹町參拾參間 道幅參間

同 田町波路町境ノ拾間 横小川幅五尺

魚家町分家數合百八拾七軒内 百四拾參軒 魚屋町 四拾四軒 小川町散田

魚屋町西東町ノ長サ百八拾七間半

但シ丁積リ參町七間半 道幅貳間壹尺

東畑川北南本町境ノ海きわ迄 長サ八拾壹間半 丁積リ壹町廿壹間半 道幅貳間四尺

西畑川北南本町境ノ海きわ迄 長サ六拾間半 丁積リ壹町參尺 道幅貳間五尺 内五尺川幅

町長サ合五町貳拾九間半

小川町西東町ノ長サ悟眞寺ノ下迄百八間

但シ丁積リ壹町四拾八間

萬町分家數合百六十三軒内 百貳拾軒 萬 四拾參軒 金屋谷散田

萬町西東町ノ長サ貳百五拾四間參尺

但シ丁積リ四町拾四間參尺 道幅貳間壹尺

田町ノ長サ六拾七間内水道二ツ壹間半

松原町北南百參拾間半 丁積リ貳町拾間半

木部町長サ四拾五間切戸町ノ入ル道幅壹間四尺五寸

白柏町分家數合參百二軒内

白柏町北南町ノ長サ貳百五拾七間半

河原町北南町ノ長サ九拾參間壹尺參寸

吹屋谷町長サ白柏町なへや太郎右衛門家ノ吹屋谷權兵衛家迄百五間

池ノ谷道幅壹間

葛屋町町ノ長サ北南百五拾六間壹尺

如願寺下石橋迄五拾五間 山王下町長サ紺屋七左衛門かま方徳右衛門家迄四拾參間

川向町分家數合百八拾貳軒内 百四拾九軒 川 向 參拾參軒 杉ノ末小濱散田

川向町町ノ長サ北南百參拾四間壹尺

丁積リ貳町拾四間壹尺

第壹編 第壹章 宮津の區域

一八

職人町北南町長サ參百參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

但シ丁積リ五町參拾六間參尺貳寸

獵師町北南町ノ長サ百拾四間五尺五寸 丁積壹町五拾四間五尺五寸
 杉ノ末町北南町ノ長サ貳拾五間半内壹間ハ矢場へ入ル道幅也
 小濱北南町長サ參拾四間半内壹間ハ小濱へ入ル道幅也
 惣町中家數合千百六拾九軒内 八百九拾六軒 町 分
 貳百七拾三軒 小散 田
 元祿十六年癸未十二月日

家數を掲げて人數を記せざるが享保年中に降りて丹後宮津記に家數千九百拾七軒人數七千二百三十一人ありとせり即ち次の如し。

- 一、町名切戸町京海道田町紺屋町職人町萬町白柏鍛冶屋町木町魚屋町東西堀川小川町河原町横町新町追掛町文庫町島崎高屋町波路町川向町中町獵師町金屋谷池之谷廿人町松原町此外小路新地小名多し
- 一、町家數千九百拾七軒
但字持分
- 一、町家人數七千貳百參拾壹人
但し男參千五百五拾參人 女參千六百七拾八人
- 一、町醫師貳拾六人 外科貳人 針醫師貳人 目醫參人 紺屋百五拾六軒 酒屋五拾七軒 大工は拾五軒 木挽參拾八人 屋根屋十八軒 鍛冶屋參拾貳人
但し人數積りは享保三戌年二月改之

若しそれ與平侯采封拾萬石の家中少くとも三千人ありしと見れば宮津町に於ける人口壹萬以上を算するなるべく、幕末に於ける人口は町民六千六百六十八人出家六十七人社家二十五人都合九千二百二人を合して六千二

百六十八これに本莊氏の家中三千三百四十六人を加へて總計九千六百〇六人にて、之に現今杉ノ末乙部なる一部落當時皆原村管轄の穢多百〇九人を加ふるも尙は壹萬には三百の不足あり、惟ふに享保前後は宮津町空前の盛時なりしならん。

四、宮津町の衰期

宮津事跡記 曰

文化十四五年須津村淺七と申者頭取にて魚屋町裏濱手並に河原町裏濱手新地築出し普請相始り大手川尻出洲の砂町中人別男子不殘日々罷出持運被仰出日々辨當持參砂持に罷出町々名主組頭等陳登にて出役に罷出差圖し程なく出來揚り魚屋町新道並西新道と名付町家建道々引移り依之淺七儀は三人扶持被下尙又波路濱新田其後出來申候。

爾後幕末に至りては町の分合改稱等頻々として行はれ安政元年五月片原町を廢して本町に合併したるを始めとし、同年八月獵師町（漁師町）の一部を割て住吉町を置き、同三年十一月葛屋町を蛭子町と改稱し、文久二年正月職人町を宮本町と改め同時に其の端町なる切戸町を京口町と改稱、同年五月山王下及び如願寺下の兩町を合併して宮町と云ひ慶應二年十一月吹屋谷を改めて萬年町と稱し、同時に田畑を拓きて萬年新地を設け、殊に萬年新地は遊女町として一時繁榮し有名なる二度勿往の俗語は天下に犬傳せられしも須臾にして皇政維新となり廢藩後の宮津町は船舶の出入頓に減じ陸上交通の利便を有せざるが爲めに物貨集散地としての地位を保持する能はず、殊に舊藩士族は多く職を求めて東西に去り舊城内と侍屋敷は殆んど創柳以前の叢

業に變じ明治二十年魚屋町外十七ヶ町聯合戸長役場及び鶴賀町外十五ヶ町聯合戸長役場の調査に係る戸數増減表を見れば轉た寂寞の感に堪へざるものあり左に録す。

(明治十九年調)

各町村戸數増減表

町村名	維新前戸數	現時戸數	増減事由
魚屋町	一九一	一七七	維新後追々他へ轉住亦は失踪等に依り減す
本町	一四二	一三六	同
萬本町	一七〇	一五七	同
宮本町	一五二	一四五	同
東新濱町	八八	八六	同
小川町	五二	四七	同
金屋谷	七〇	六一	同
白柏町	一三二	一二四	同
川向町	九三	八五	同
杉末町	四二	三七	同
河原町	八六	七四	同

住吉町	七九	六五	同
漁師町	一九〇	一七五	同
蛭子町	一一七	九九	同
萬年町	五六	四八	同
同新地	三五	二二	同
宮町	三六	三四	同
池の谷	四二	四〇	同
計	一七七三	一六一二	一六一減

(明治十九年調)

各町村戸數増減表

町村名	維新前戸數	現時戸數	増減事由
鶴賀町	九八	六四	三四
波路	一二七	五八	三七
波路町	一六	一三	三
松原町	〇	七	〇
京口	一一三	五九	一五
計	一七三	一六一	一三

第壹編 第壹章 宮津の區域

京 口 町	二一〇	二六	二四
木の部町	三	二	一〇
京 街 道	三八	三八	六
大 久 保	四七	四二	一一
柳 繩 手	五二	五七	八
島 崎	三七	三五	五
馬 場 先	四九	三八	八
中 の 町	二四	二〇	四
吉 原	四二五八	三三	一三
外 側	二二三	二〇	四
安 智	三五五四	四六	七
京都へ住居ノ分	五六三五		三五
村落住居ノ分	一六六二		六二
東京へ移住ノ分	一〇一〇		四七
計	八三六	五三八	三〇〇

兩者を合すれば維新前家中と町家を合して二千六百〇九戸のもの明治十九年には二千五百五十戸に減じたるを見る、最も人口の多寡を掲げざれば町に於ける實質の盛衰は計るべからざるが如きも、版籍奉還當時の記録に藩士八百三十三戸町人千七百三十五戸鉢二十五戸出家十七社家六戸都合二千六百十六戸にて此の人口は前記の通り九千六百〇六人とあれば其の比例より見ても千五百六百人は減せし割合なるを知る。

然るに宮津町は千歳不滅の恆産として天橋立を其の接續地に所有せるを以て廢藩の爲めに受けたる打撃は幸ひにも橋立遊覽客の財囊によりて漸く償ひ、大正九年十月一日午前零時全國一齊に行はれたる第一回國勢調査の際に於ける宮津町の戸口は世帯數二千二百十二、人口九千九百九十人ありしを以て見れば明治中葉を以て宮津町衰微の極にありしものとせん歟、青山延壽の大八洲游記に當時の宮津を舒して曰く

換車馳過山間二里至山田村古郷也、日已暝又馳過與謝湖乃天橋立也暮煙低迷繞辨湖光耳、至宮津古郷也居民九千三百舊松平侯所治其城枕海皆已毀撤殘疊疊纒存云々

尙ほまさをの興謝の海 曰

汽船は波を切つて進んだ、遙かに橋立の松原が紫色に霞んで見えた、其中に一つ二つ港の灯が見え出した、船が近づく程灯の数は次第に多くなりその灯の影がまた海に映つて美しかった。灯は宮津の女郎屋の紅燈であつた、宮津は文字通りに紅燈緑酒の巷である、船を上つて町へ出るさう二間もない狭い通の兩側に掛列れた角行燈の灯影貸座敷何某丸子しんなど、書いた暖簾の下を藝者だか素人だか東京の者には一寸見當のつかぬなりをした浴衣がけの女が絶えず出たり入つたりしてゐる、町の何處を歩いても絃歌の聲白彩の香りに息がつかぬ様だ。

宮津に郡役所がある監獄警察署も裁判所もある、町も葦葺の家などはたんと無い氣の利いた瓦屋根が並んでゐる、これであるて何か産物といふ事もない、これだけの戸數があり乍ら一體町の人は何をして暮してゐるかと思ふ程活動してゐない、町を見物するといつても土地の人は何も見る所はおまへんがなと妙な顔をする、町で最も發達してゐるのは依然として貸座敷料理屋宿屋理髮店、これを除けば宮津の町はゼロである、朝に夕に港に送り迎へる船の客、これが宮津町の生命である可愛想な遊所町の民。

五、現在の宮津町

明治晩年に西部鐵道管理局旅客係森永規六の編せる天の橋立遊覽案内に宮津町のことを次の如く云へり。

宮津町、京都府下奥郡に編せられ舊松平氏(本姓本莊)七萬八千石の城下にして、近世本州の府城と稱し殷賑なりしも廢藩後稍々衰へたれど、今は町政大に振ひ殆ど舊に復して戸數二千に上り、町の中央に手川貫流し町内には郡役所警察署郵便電信局其他學校銀行會社商店軒を並べて諸用便せざるなく、常に天橋遊覽及夏時海水浴客群集して頗る賑はし。

宮津客舎

生田精

灣々煙鎖繫輕棧

山抱街衢日易斜

浴後涼欄吟句座

紅燈照路實西瓜

爾後町勢益々充實し大正天皇大典紀念の郷土誌には町の概勢を左の如く載せたり。

宮津町、土地平坦にして戸數二〇五三戸人口九、四一人諸官衙學校病院郵便局銀行會社工場等あり商家軒を並べ商業盛なり、市内には特設電話の架設ありて其加入者百八拾六名大いに通信上の利便を興へつゝあり又電燈の供給をなすあり現今點燈數二千五百有餘に達す又市内には上水道敷設しありて衛生上大いに注意周到なり目下水道使用戸數八百九拾戸内専用給水四百九拾戸ありて尙日々増加の有様なり其他各種製造工場建築地に適し海岸には倉庫船渠造船場等の建築地として適當の地勢からず殊に日本三景の一たる天橋立は常町を距る僅に十數町なるを以て四時遊覽客多く殊に夏季は海水浴客と共に最も雜沓を極む、物産は酒醬油海産物雜織物石材等なり宮津町住民の生業は商業を以て主とし工業漁業水産物製造業之に繼ぎ農業者は極めて少數なり従て生産物も一ヶ年僅に卅三萬七千二百餘圓の價格を産出するに過ぎず而し工産物水産製造物は年々進歩を來し其産額も亦増加しつゝあれども漁業は年々收穫減少の姿なり。

城東村は農を以て主とし自家の製産物を宮津町に出し他の職業に従事するもの極めて稀なり。

大町桂月丹後の宮津 曰

二度と行くまい丹後の宮津しまの財布が空なるこの俗語はさくより承知せる所なれど、この夜旅館の徒然にがらに似合はず酒前に歌妓をよびぬ、大妓は京都の産小妓は大阪の産この地歌妓五六十人あれどみな京大阪のものにて宮津のものは一人もなしとぞ。

酒間久しぶりに唐人の寝言を學んで呻つて曰く

相對何須嘆轉軻 人間無處不風波

寄郷一書勿辭碎 奈此清風朗月何

大正十三年四月發行城丹公論 曰

宮津町、舊松平氏(本姓本莊)七萬八千石の城下にして丹後と云へば宮津、宮津と云へば三景の一天の橋立を有する街で二度と行くまい丹後の宮津編の財布が空になるの俗語で有名な街である、戸數三千餘天下の遊覽地今尙は鐵道の便が無かりしが不思議な事であつた。道路は府道郡道町道四通八達し車馬の交通至便にして、舞鶴峯山、及び加悦に至る定期自動車あり、今回開通せる鐵道省經營の丹後鐵道は舞鶴より宮津を経て豊岡に至り山陰線に連絡するものにして文殊、岩瀧、須津との間を航海する同省の定期汽船及び江尻、日置、養老、伊根に航海する定期汽船文殊、府中に通ふ天の橋立遊覽の定期汽船等の私設會社の航海船あり。

宮津港は灣頭にあり水深くして大船巨舶の碇繫に適し灣内廣濶にして遠く波見崎と黒崎との相對して灣口を扼するあり、加ふるに灣の周圍は高山相連りて四方の風勢を障遮するを以て船舶の風波を避くるに好個の地たり、されば古來日本海に於ける有數の良港として船舶の出入絶へず、海上の貿易頗る盛なりしかば、明治二十六年特別輸出港に指定せられ三十二年商港と定められたり、日本海の對岸西伯利及び滿蒙との貿易は大戰以來頓挫を來せしと雖も近く恢復の機あるべく、陸上に於ける丹後鐵道の開通と相俟つて將來大に見るべきものあらんを、今重なる諸官署會社銀行を掲載せんに、

京都府水産講習所(鶴賀) 京都府裁判所宮津支部(島崎) 宮津區裁判所(同) 京都監獄宮津分監(中ノ町) 宮津警察署(柳繩手) 同西堀川
 派出所(河原) 宮津稅務署(柳繩手) 宮津稅關支署(同) 宮津郵便局(本町) 小林區署(京街道) 宮津町役場(萬町) 與謝郡役所(鶴賀)
 京都府測候所宮津出張所(同) 城東村役場(同) 與謝郡農會(同) 與謝郡畜産組合(同) 與謝郡蠶糸同業組合(同) 京都府第六區土木工
 警所(同) 京都府穀物検査與謝郡支所(同) 京都府蠶桑取締所宮津支所(鶴賀) にあり學校は
 府立宮津中學校(城東村) 府立高等女學校(幼稚園附屬)(萬年) 宮津尋常高等小學校(外側) 宮津商業學校(鶴賀) 宮津實業補習學校
 (同) 女子裁縫傳習所(宮津) にある。
 重なる會社銀行

名	稱	資本金	拂込金	積立金
株式會社	宮津銀行	八三二、五〇〇	三〇一、八七五	一三八、九六八
福知山銀行	宮津支店	三〇〇、〇〇〇	九七、五〇〇	七四、〇〇〇
株式會社	丹後産業銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、五〇〇
株式會社	京和銀行丹後支店	五、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五二三、五六八
合名會社	赤松商店	一〇、五〇四	一〇、五〇四	一、〇五〇
橋北汽船株式會社		五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九九〇
内山合資會社		七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	—
宮津共榮株式會社		一〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	四五〇
加悦自動車株式會社	宮津出張所	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇〇
金澤合名會社		四、九五〇	四、九五〇	三、九〇〇
丹後自動車株式會社	宮津出張所	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一一、三三九

合資會社	宮津魚問屋	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—
三丹電氣株式會社	宮津支店	五、〇〇〇、〇〇〇	三、六二八、二五〇	七〇、〇〇〇
舞鶴製氷株式會社	宮津支店	五〇〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	二、一〇〇
株式會社	廣榮	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇〇
合資會社	三井三會堂	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、八〇〇
合名會社	社袋屋	二〇、二〇〇	一〇、〇〇〇	—

であつて遊覽地として將た亦丹後の主都支關として相當の繁榮を來して居る。

とあり是れ最近鐵道開通當時の宮津市にして殊に本年は隣接城東村併合の議漸く進捗し文殊の併合も話題に上りつゝあり、大宮津の前途祝福すべきなり。

追加

大正十三年六月二十七日橋立新聞第八百五十一號宮津城東兩町村併合成立と題し

宮津城東兩町村の併合問題に就て宮津町にては廿五日午後宮津町會を開會し城東村にても同日城東村會を招集したが兩町村共議員全部が出席し滿場一致を以て併合問題を可決し、府の諮問に對する答申文書は直に與謝郡役所に差し出した後宮津町山嘉樓新館に於て兩町村に最も印象深かる可き懇親會を開催し宮津町側は内山町長以下議員十八名全部が出席城東村側は松下村長以下議員十二名全部が出席其他併合問題の産婆役として媒介の慰をこつた山本與謝郡長、落合同主席書記、戸祭郡書記が之に加はり内山町長の開會辭、松下村長の挨拶があり山本郡長よりは兩町村の將來に對する希望的訓辭を述べ終つて兩者互に胸禁を開いて談合する處があつたが愉快な小宴を催し午後九時頃堅い握手をこり交して一同解散した因みに與謝郡長は廿六日用務の爲め上府するを幸ひとし右答申文書を携へて上府の途についたが右が府參事會に於て通過した場合は城東村の地域の全部を宮津町に編入し村有財産全部は宮津町に併合施行當日より移管され「城東村」

の名は無くなる事になる。

宮津町城東村の比較

	宮津町	城東村
面積	三、八二〇 ^{方里}	八、六七〇 ^{方里}
田	一、三三〇 ^町	一、六〇〇 ^町
畑	四、二五〇	四、二二〇
宅地	四一、五〇〇	一一、八〇〇
山林	一八、二〇〇	一八、八九〇
原野	二、二〇〇	四、六〇〇
免租地	四四、九〇〇	一一、五〇〇
合計	一六三、八〇〇	四一九、一〇〇
人口	九、三三一	一、九六九

尙ほ同年八月三十日大阪朝日新聞第一萬五千三百五十三號京都附録曰

城東村と宮津（一日合併實施）

興謝郡城東村を宮津町に編入する事は過般の府參事會で決定したが内務大臣の認可が二十九日府へ到達したので、九月一日から實施する。

城東村は現在七ツの字から成り戸數二百五十四、人口一千八百七十四、面積〇・八七六方里、合併後の宮津町は戸數二千四百四、人口一萬一千九百七十、面積一・一五八平方里になる。

第五款 宮津港

一、宮津の字義と港灣

吾人が此に講究せんとする宮津は前述の如く單に陸上の宮津のみに止まらず進んで海上の宮津に言及するの要ありと爲す、蓋し宮津の使命は江戸時代の初期に置藩の介抱によりて宮津郷なる母體より産出せられし宮津町が、累代藩主の愛護によりて育成したるのみにて爲すことなく、廢藩のために耗老寂寞争ふて天橋立の名勝に寄生し天下の絶景を嚮ぐのみによりて死滅を維れ免れんと焦るが如き無責任なる記録を作るにあらずして、所謂天時地利を應用して自體の强健を圖ると共に、宜しく營養を世界に求めて自體の爲めに母體の爲めに更に大母體なる我皇國の爲めに大に爲す所なくんばあるべからざるや勿論なり。

二、抑も宮津の語原は大原美能理の皇太神四年鎮座考に

今の文殊堂の地と西南の山際との峽は（今は文殊村といふ）往古は内海外海の水路にて往古の久志戸の津なればなり斯て此邊より上宮津村（宮津町を越えて布甲）迄をかけて宮津といふ（和名類聚抄に宮津地名を貢せたるも皆與佐宮の渡津なるが故なり、古事記傳に津島の名義は万葉十五毛母布爾乃波都流對馬とよめる如く韓國の往還の舟の泊る津なる島なり、總て津といふは物の集る所を云ふ兵庫津浪華津など皆船などの渡り集る地なるが故なり、丹後舊事記に天照大神天橋立に在ること四年一國民貢を入れる是所謂與佐宮とある如く諸人の與佐宮え渡る津なれば宮津と云也。

と、あるも果して吉佐宮が天橋立に鎮座されしや否や隨て語原は爰に發せしものなりや否やは編者不明にし

て未だ之を斷ずるの明なしと雖も、津とは舩とも船とも書き渡場を意味せし者にして、海濱港灣を離れて意義の存在することのあり得べからざるは公言するに躊躇せず、茲に於てか宮津は宮に渡るの津か若くは宮ある津か兎も角神社に伴ふ船舶輻湊の場所といふことに歸着すべく、宮津そのものより宮津港を逸すべからざるの理由此に至て愈々明かなるべし、是れ編者が宮津の地域を單に私名抄の宮津郷のみに限定せずして、更に海上に廣及して宮津港灣を其の區域に編入せんと欲する以所なり。

二、宮津灣と宮津港

日本海に於ける海岸線中丹後の與謝加佐兩郡の陸地に灣入せる海面即ち經ヶ岬成生崎以南を與謝海灣と云ひ(或る場合には鷲崎黒崎以南を與謝海と云へど)その内にて養老村の波見崎より栗田村の黒崎を見通したる直線以南を宮津灣と云ひ、此の宮津灣中日置村の妙見山より栗田村の片島鼻を見通したる直線以南を以て宮津港とし、宮津港を外港内港に分ち吉津村の文殊より城東村の獅子崎鼻へと見通したる線を以て兩者を界し北を外港、南を内港と云ひ、此の内港沿岸線は現在府費を以て維持せられつゝあり。宮津海灣のことは維新當初陸軍兵學寮の兵要日本地理小誌に左の如く謂へり。

海岸頭ト風曲シ西ニ向テ地中ニ伸入ス之ヲ與謝海ト云其盡ル處ヲ阿曾海トシ南岸ノ半ヲ宮津トス宮津ノ西南ニ大江山アリ一水西ヲ過ギ阿曾海ニ注ケ其北岸ノ小岬南ヲ指ス之ヲ天橋立ト云フ云々

また明治十五年遠藤茂平の丹後地誌に

波見崎は黒崎と東西に相對し與謝の海口を夾む、與謝海の中央一條の沙洲(中略)之を天橋立と曰ひ(中略)其岬端より北方五六町にして内外の海水相通する處あり是れ明治五年七月洪水の爲め破壊する物なり(中略)阿曾海は又内の海と曰ひ橋立以内の海にして周圍四里餘岩瀧港其西岸に臨みて泊舟の地とす、然れども港口に至りて淺く唯小舟を通ずるのみ、橋立以外を外の海と呼び沿岸七里海水南方に灣入する處は宮津にして舊と一色氏居城の地なり其戸數二千七百餘市街繁盛國中第一たり、泊舟の便他港に優るを以て、船舶常に輻湊す云々

また明治三十一年澤田和平の橋立みやげに曰

○宮津港

丹後國の中央宮津に在り我國北海に於ける最第一の良港にして日本海の咽喉を扼し本洲南北交通の要路を占め(敦賀港へ連日汽船の往復あり六時間にして達すべく又露領浦鹽斯德並に朝鮮國元山津港へも廿四時間を費して達するを得べし)海陸の地形天然に備れり灣内廣淵に錨地の水深は五尋乃至十二尋ありて一の障礙あるなく日本三景の一なる天橋立によりて岩瀧灣に境し南東西の三方は山岳環繞して風暴を障遮せるにより船舶の風波を避くるによろしく北の一面開放するさいへども左右の山岬突出して海面を擁するが故に冬季西北風の連吹するも波浪の揚るなく灣内常に平穩なり灣首平坦の地は宮津市街にして人煙稠密萬貨輻湊常に殷賑ななせり殊に京都鐵道は舞鶴軍港を経て此地に達すべく丹後鐵道も亦此地を起點とし但馬國城崎に達するの計畫既に成りたれば鐵道にして通ずるを得ば群客雜沓をきわむるも亦遠きにあらざるべし。

また森永規六天橋立遊覽案内 曰

宮津港、宮津灣首を云ひ宮津町に瀕し北方風曲して日本海に連り他の三面は千呎以上の高嶺環繞し港の北西には天橋立突出せり、港内の水深は港首と雖も猶六尋を有して一の障害あるなし、方今規定の港域は片島の鼻より日置崎に至る一直線内に限られたれど、船舶常に輻湊する天然の良港なり。

是れ明治晩年までの宮津港灣の概略なり。

明治晩年までの宮津港灣の概略なり。此の概略は、明治二十五年（一八九四年）の測量結果に基づき、港灣の形状、水深、及び周辺の地形を示している。港灣は、北に開き、南に狭くなる形状をしており、水深は概して浅く、航行には注意を要する。また、港灣の周囲には、低地や丘陵地帯が広がっており、農業や漁業が行われていた。この概略は、宮津の歴史と地理を研究する上で重要な資料である。

明治二十五年（一八九四年）の測量結果に基づき、港灣の形状、水深、及び周辺の地形を示している。港灣は、北に開き、南に狭くなる形状をしており、水深は概して浅く、航行には注意を要する。また、港灣の周囲には、低地や丘陵地帯が広がっており、農業や漁業が行われていた。この概略は、宮津の歴史と地理を研究する上で重要な資料である。測量の結果、港灣の北側には、水深が浅く、航行には注意を要する。また、港灣の周囲には、低地や丘陵地帯が広がっており、農業や漁業が行われていた。この概略は、宮津の歴史と地理を研究する上で重要な資料である。



三、宮津商港

宮津商港の經營に就ては與謝郡誌に詳細を論せり、曰

宮津港宮津灣頭に位し灣口東北に面し幅員一海里蜿蜒曲玉狀を爲して深く西南に入るを以て四時風浪の患なし其港界は日置村の妙見山より栗田村の片島鼻を見通したる直線を以て灣口を限り、水深千潮文殊獅子崎以南（内港）七尋乃至十尋、其以北（外港）十尋乃至十二尋を有し廣袤内外兩者を合して百廿九町、底質極めて良港にして船舶の碇繫に適す。昔時は廻船の出入頻繁にて港頭は常に帆樫林立の盛觀を呈せしも、斯は御年貢米津出の關係もある事にて、廢藩後は次第に淋れ帆影年と共に疎らになり行くを憂ひ、宮津町長黒田宇兵衛氏の發起にて明治二十五年八月宮津商港及鐵道期成同盟會を創立し、宮津港を特別輸出港となすべく其筋に請願の議を決し之が準備に係り、十二月宮城宗七、白根棟助の兩氏願書圖面及物産調査書携帶東上代議士神輿知常氏によりて廿六年一月宮津港輸出港となすの法律案を貴衆兩院に提出し、同三月右法律案兩院通過して左の如く發布せらる。

明治廿六年四月一日ヨリ京都府丹後國宮津港ニ於テ露領浦鹽斯德及朝鮮貿易ニ關スル帝國民所有ノ船舶ノ出入及貨物ノ積卸ヲ許ス。
爰に於て神輿代議士の推選により宮津町より砂野米藏氏浦鹽港へ商港視察として其年五月に渡航し八月神輿氏其他數氏の發起にて資金廿萬圓を以て日露韓貿易株式會社を創立し、十月會社は幸照丸を雇入れ、石材、生牛、その他貨物を搭載し視察員として重役三井長右衛門今林直吉兩氏之に乗じて、浦鹽港に直航せんとするや途中風波の難に遭ふて果さず、超て廿八年十一月取締役今林直吉氏朝鮮貿易の爲めに元山港に出張して約一ヶ年間滞在、以上要するに此計畫は充分なる成果を齎す能はずして殆んど中止の姿となれり。

降て廿一年二月宮津商港期成會を組織し工學士飯塚幹太郎氏を聘して商港設計書及實測圖を調製し東京市にも同會を設け其年十一月在京同會より宮津商港請願書を第十三議會に提出し翌廿二年二月兩院を通過し茲に地方民の宿望たりし商港問題解決す。然れ共同年勅令第三百四十二號により輸出入額五萬圓にみたる時は開港は閉鎖さるべき規定の公布されたるあれば、宮津港貿易額も此額面以上なるを要

するに勿論なり。(中略)今次歐州大戦の結果所定の輸出入額五萬圓に達せしむるに能はざる爲め當然閉鎖さるべき運命に迫りしより大正四年六月開港期間延期願を主務大臣に提出せしと思はしからず八月内山廣三氏は片岡直温氏に依頼し内閣に向つて宮津商港救済前後策を講ぜられん事を懇願したる結果、勅令を以て歐州戦時々局中は所定の貿易額に依るを要せざる旨發布せられ、漸く閉鎖を免れ以て今日に至れり。

現在本港の維持は専ら府費の負擔にして其區域は東は城東村大字獅子崎鼻より西は吉津村大字文殊「ドンブチ」迄さす灣の四岸に沿ふて水道あり有名なる天橋立によりて限界せられたる内澳の潮水を誘導し運航の便に供するを得べし、近時鐵道省は灣内に發動船の定期航行を開始せるを以て外道を利用して此の水道を利用する策を立て府費を以て修築を企畫し幅員を擴張すると同時に浚渫工事を施し水深六尺を保たしめ曲線を整理し其の工費約四千九百圓にして大正三年十月起工し同四年三月を以て竣功せり、軍艦の出入は年々共に其の度を増すも著しきは大正五年五月第一艦隊艦隊十餘隻入港し同八年八月比較、金剛、攝津、山城等萬噸級艦五隻同十年十月廿一日天皇節の佳辰には戰艦様名以下驅逐艦潛航艇まで浮城の雄姿三十、港内に星羅せしき雖も、猶ほ未だ狹隘を感じず若しそれ外國艦船につきては慶應二年に「唐の舟二杯宮津へ入りし」さて騒然たりしもの近年に至りて往々大艦隊を迎ふる事あり、今其の主なるものを擧ぐれば明治四十年六月廿九日獨逸東洋艦隊三隻、同年七月廿五日英國支那艦隊三隻同十月四日伊國軍艦カラホリヤ入港、四十一年五月廿日濠州軍艦ウイヘルムヨセフ、六月廿九日獨逸軍艦ビスマルク外三隻九月十二日伊艦ベスピヨ、十八日佛艦テシデー、廿九日英艦キングアルフレッド外三隻、四十二年六月四日佛艦ダントルカスト、七月十三日獨逸東洋艦隊艦シヤアルホルスト、廿八日伊艦アリヤ入港、四十三年六月廿四日獨逸シヤクアル、七月四日伊艦カラホリヤ、八月十二日佛艦テシデー、十三日獨逸艦エリサベス、十一月十五日獨逸艦ライプチヒ入港、翌四十四年七月九日同國東洋艦隊艦シヤルホルスト(裝甲巡洋艦一萬一千噸クログロヒク少將座乗)以下クニズイ、ヌールメルヒタ、ライプチヒ、エス九〇等六隻、八月十二日米國支那艦隊艦サラトガ(巡洋艦八千二百噸マルドック少將座乗)及びロユール、フランス入港、四十五(大正元年)年七月廿三日獨逸艦隊以下五隻、廿六日佛艦クレマー等の入港あり、最近に至り佛國極東艦隊艦モンカルム(巡洋艦一萬噸トミニネ少將座乗)大正十年六月廿五日入港同十一年八月十二日英國支那艦隊艦ホーキンス(巡洋艦九千噸

司令官サーダース大將座乗)以下巡洋艦ダーバン、カーライル、特務艦フランコル等四隻入港せり、以て本港の要津にして又其雄大なるを知るに足らん。

即ち明治二十六年政府は宮津港を特別輸出港に指定し續て三十二年開港々則により商港と定められたるも鐵道の開通を見ざりし爲めに商況不振なりしも今や丹後横斷鐵道中舞鶴宮津間工事竣成を告げ今茲大正三十三年四月十二日開通せるのみならず宮津豊岡間亦工事中にして來る大正三十六年全通を見るべく更に福知山より河守を経て宮津驛に聯結する私設鐵道線路は既に其筋の認可を得たれば近く起工するの運びに至り尙ほ目下港灣埋立岸壁築造計劃中なれば最近數年間これ等海陸交通機關の完備と共に大宮津の發展期すべきなり。

追加

大正十四年四月廿八日橋立新聞第一千百十九號大宮津の港灣と題し

大宮津港灣計劃中の其の一つ宮津商業學校裏海岸埋め立工事請負ひ入札は廿七日午前十一時から町役場で行つた譯であるが參加請負師約二十名が各々入札した結果最低札京都市人後藤傳五郎氏に落札し價額二萬九千五百圓で協約をした工事は早速取りかゝる模様である。

町役場の調査に係る大正十一年中宮津港輸移出入貨物は左の如し。

輸 移 入				輸 移 出			
種 類	單 位	數 量	價 額	種 類	單 位	數 量	價 額
動 物	噸	二八	九、六四〇	動 物	噸	五	四、七三〇

植物	穀物及種子	飲食物	煙草	皮毛骨角及其製品	油脂及蠟	藥品染料及塗料	糸索繩及其材料	布綿及其製品	礦物及其製品	金屬及其製品	陶磁器硝子及其製品	製紙原料及同製品	車輛時計及機械類	肥料及飼料	木竹材及同製品	雜品	合計
噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
一四	四、一四	一七、七四	三七	二四二	一、五九八	三三六	七、八二	八、三三	九、八七九	一、三五〇	八二二	五、七八一	一、二六二	三、一〇〇	七、一九〇	一、四七七	七〇、七八
五、八八〇	五、六、六五五	四、三、三三一	一八八、〇〇二	四、一、六六五	三、七、九〇〇	一、八、六六三	四、八、四、五〇、八九四	二、四、八、一、六三六	二、三、二、二九四	一、三、九、三、五〇〇	一、三、五、一、四六	二、七、五、一、六七六	四、五、三、〇〇〇	三、三、三、五〇〇	九、三、五、二〇	七、六、七、七	八、四、九、三、五、四三三
植物	穀物及種子	飲食物	煙草	皮毛骨角及其製品	油脂及蠟	藥品染料及塗料	糸索繩及其材料	布綿及其製品	礦物及其製品	金屬及其製品	陶磁器硝子及其製品	製紙原料及同製品	車輛時計及機械類	肥料及飼料	木竹材及同製品	雜品	合計
噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
一〇	三、一四五	一七、五七八	一	一九六	一、一七二	一、七〇	一〇、二、九〇	六、二、四〇	一、九、八七	六、六八	五、六六	三、三、七〇	七、四〇	三、〇、一〇	四、〇、二〇	九七二	五、六、一、八、二、四、九、三、四、七
四、二、〇〇	四、二、七、九〇五	四、五、二〇、九三八	一〇六、一七四	二、九、八〇、四九	三、五、六、六〇	二、〇〇、九三	八、八、七、四、二、〇三八	一、六、二、八、四、二、七六	一、〇、六、〇、四二	七、九、六、五、五〇	八、二、二、五八	二、〇、七、五、五、五二	二、五、一、八〇	三、六、八、二、五〇	七、五、七、八〇	三、八、七、七	五、六、一、八、二、四、九、三、四、七

大正七年輸移入二千六百三十四萬二千六百八十四圓輸移出千五百四萬貳千六百六十壹圓差引千三百三十萬圓餘の輸移入超過なりしもの有司の指導と一部町民の覺醒により漸次挽回して十一年には前表により輸移入八千四百九十三萬餘圓輸移出壹億壹千四百九十二萬餘圓にて出超二千五百萬圓の好況を示せり。

大正七年の輸移入は、前年より増加し、輸出は減少した。これは、国内の工業が盛んになり、輸入品が増えたこと、また、海外からの輸入が増えたことによる。一方、輸出は、国内の産業が不振になり、輸出品が減少したためである。この結果、貿易差引は、前年より大幅に増加した。これは、国内の産業が盛んになり、輸入品が増えたことによる。一方、輸出は、国内の産業が不振になり、輸出品が減少したためである。この結果、貿易差引は、前年より大幅に増加した。

第二章 宮津の地理

第一款 地理の概説

一、宮津の位置

宮津町は現今行政上京都府與謝郡宮津町と云ひ、京都府廳を距る西北三十五里〇七町(但シ自三條大橋至與謝郡役所)にして、丹後國與謝郡の東南に位し西南に山を負ひ東方平地にして北は海に面す、而して既記の如く此の書言及せんとする城東村は町の東南を圍ひ東方外郭及び西の一端山により、北東の一部海に臨み中央平地一帯上宮津村に接續し、上宮津村は東南西三方山嶽に圍繞せられ細流を集めて宮津川を成し北流して城東村を流過し宮津町にて海に注ぐ、宮津郷土誌に

宮津町及城東村、東ハ山ヲ距テ、與謝郡栗田村大字上司及ビ加佐郡岡田中村ニ連リ西ハ題目山五萬騎山煙火山ヲ隔テ、本郡石川村吉津村ニ隣シ南ハ上宮津村大字今福及ビ喜多ニ接シ北ハ宮津港ニ面ス。

栗田村は城東村の東方に隣り黒崎その脊嶺を爲して宮津灣に面する部分を裏栗田、東方舞鶴灣口に面せるを表栗田といひ獨立の一小區域を劃せり。以上自然地理學上の宮津の位置を略敘せるが更に數理地理學上より宮津郷の位置を稽ふるに、帝國海軍水路部は宮津町島崎公園凸角部に天測々點を設けて宮津港灣及び其附

近を測定し、海軍海圖第百十七號宮津港灣圖に其の測點の經緯度を掲げたり、左の如し

東經 百三十五度十一分三十三秒

北緯 三十五度三十二分二十七秒

また宮津郷土誌曰

宮津町及城東村ハ東經百三十五度七分六秒ヨリ百三十五度十六分十八秒ニ至リ北緯三十五度十分三十秒ヨリ三十五度二十五分十二秒ニ至リ丹後國ノ中央與謝郡ノ東南ニ位ス京都府廳ヲ去ル西南三十五里七町云々。

と、以て其の概要を知るべし。

二、宮津の地形

宮津郷の地形は前項略敘せる如く東南西の三方山脈に圍繞せられ、衆水中央の低原に流れて宮津川を爲し北方宮津港灣に注ぐ、之れを主要地域とし夫れに神子川の溪流々域を東方に附隨す。宮津郷土誌曰

地形、宮津町城東村ノ地形ヲ西北部ナル天棚方面ヨリ望メバ其狀古代ノ兜ノ如シ。

(イ) 宮津町、南方高ク北方低シ土地平坦ニシテ各種製造工場ノ建築地ニ適シ海岸ニハ倉庫、船渠、造船場等ノ建設地トシテ適當ノ地勢カラズ地味豐饒ニシテ農作物ニ富ム、氣候溫和ニシテ四時共ニ變遷甚シカラズ、與謝郡ノ中心地トシテ商業盛ナリ市街ヲ三十四ヶ字ニ分ツ。

(ロ) 城東村、東西南ノ三面一體ハ殆ント灣形ニ山脈起伏相連リ南方ノ一小部分ハ平坦ニシテ耕地開ケリ、耕地ハ東部ハ高低ノ差アルモ西南地ノ部分ハ平坦ニシテ耕地多ク水利至テ便ニ農作物ニ富ム村内ヲ七ヶ字ニ分ツ。

上宮津村及び栗田村の地形は前項略敘せるを以て今省く。

三、宮津の廣表

宮津の廣表に就ては同上郷土誌、

宮津町 東西 三十一町 南北 十八町
周圍 三里二町五十間 方里 〇、二八二方里

城東村 東西 一里十六町五十五間 南北 一里十五町十五間
周圍 五里三十三町二十間 方里 〇、八七六方里

また其の地積に關しては與謝郡誌に

二宮津町 反別 一二〇・六 地價 一二八、四五〇^甲

城東村 同 四〇八・七 同 八三、一一一

上宮津村 同 七九〇・三 同 八〇、〇一三

栗田村 同 九五四・五 同 一一一、四九二

これに文殊を挿入すべき歟。

四、宮津の沿岸

以上既述陸宮津の外に更に海宮津を含むとすれば其の沿海線は驚くべき延長の海岸を有す。

與謝郡誌 曰

經ヶ岬半島の東端に南西に向つて開ける伊根灣あり其西南には此半島と黒崎半島との間に西南に向つて細長く凹入せり宮津灣あり其長さ五海里、日本三景の一たる天橋立の砂嘴北岸の成相山麓なる府中村江尻より西南に向つて長く灣内に突出し白砂青松頗る風致の美を極

め其長さ二十七町四十間、先端は吉津村文殊と相對し其の間極めて狭く内に擁せられたる内海を潟湖となせり、之れに面して岩瀧港須津港あり宮津灣の東方黒崎半島の東岸には黒崎と無雙崎との間に島陸灣と越濱あり、越濱は御影石より成る銀の如き白砂曲浦を埋め美觀な呈す、東北に栗田半島突出し無雙崎によりて栗田灣を擁す。

沿海屈折恐らく十六七里あるべし、此の他河川、山嶽、地質、氣象等に至りては款を別て次に述べん。

第二款 河川池沼

一、宮津の河川

宮津郷地域内には河流の大なるものなく宮津川、神子川、如願寺川等あるに過ぎず。宮津郷土誌 曰

宮津川

水源ハ上宮津村普甲峠一名千歳嶺ヨリ發シ同村字喜多ヲ過ギ城東村字瀧馬地内ニテ七百間宮村地内ニテ百三十一間ヲ經過シ宮津町ノ東部ヲ流レテ宮津灣ニ注グ里數一里十九町、河床淺ク河口ヨリ數町ハ小舟ヲ通ズルニ足ル河口ハ島崎東部岸及舊臺場跡ノ間ニアリ河口ハモト直進シテ島崎ニテ海ニ注ギシモ監獄署移轉後間モナク現在ノ場所ト變レリ、島崎ノ今ノ埋立地ハ舊河口ナリシナリ。

如願寺川

如願寺川ハ瀧上山公園ノ奥石川村境ヨリ發シ宮津町ノ西部ナル川向漁師町ノ間ヲ經テ大川濱ニ出テ宮津灣ニ入ル凡ソ十數町ニシテ河口ニ間水ハ常ニ涸レ舟ノ便等勿論ナク然モ宮津町ニ於ケル水害ハ主トシテ此ノ川ノ汎溢ニヨルコト多カリキ。

神子川

神子川ハ城東村宇山中ノ水ノ木谷ヨリ發シ昔原惣等ヲ經テ宮津町字波路ニテ宮津灣ニ入ル河口ニ間水淺ク舟楫ノ便更ニナシト雖モ附近ノ田ノ灌漑ハ實ニ之ノ川ガ生命ニシテ古老ノ言ヲ聞クニ如何ナル早魃ノ年ト雖モ水涸ル、コトナシ所謂神子川ノ名アル所以ナリト。

二、如願寺川の氾濫

宮津川は宮津郷中の大河にして上宮津村に源を發し其の河口は舊宮津城の外壕に利用せられたり、神子川は城東村より流れ舊宮津城の用水に充てられ、如願寺川は如願寺の溪谷より流れて宮津町の用水となせり古來此の川の汎濫すること一再に止まらず其郡度宮津町に慘災を與ふるを常とせり。

宮津日記寛延二己巳年の條

七月三日大水ニテ白柏川向町大ニ損シ人足百人本町魚屋町被仰付三日ノ夜組頭一人附添一町ヨリ先二十五人宛四日ヨリ三十人本町二十二人魚屋町廿四人萬町廿四人職人町百人四日ヨリ九日迄罷出候右大水ニ付分宮一宮ニテ御祈禱アリ、大水ノ節格別精出候者惣町十人アリ此者へ褒美トシテ鳥目壹貫文被下置候、踊場所大水ニテ斷ノ上當盆中ハ一町内子供斗リ四時切御免被仰付候
山王川筋御普請被下候様再應白柏川向町ヨリ奉願候處尤ノ義思召候得共御領分水損多ク差聞有之ニ付願ノ通り難被仰付候依之雨町ノ義ニ限リ候義ト不存惣町ノ事ニ存當分難儀先防置レンノニ普請可仕候追テ御上ヨリモ御慈悲ノ思召有之ヘテ被仰付候故川瀬ノ者トモ越水ニ難儀仕候間仲間談仕リ惣町ヨリ人足四百人出シ當分ノ防致候朝明十三日ヨリ十七日迄十人本町十六人魚屋町十三人萬町十三人職人町十七人白柏町十一人川向町。

茲に山王川とは如願寺川のことなり。同書、また天明六丙午年の條に曰

八月廿九日九ツ時大水全體今年ハ降勝ニテ有之上廿三日頃ヨリ霖雨ナリシカ今晝ノ大雨實車軸ノ如ク降りシガ如願寺ノ奥山崩レ一トキニ砂水出ル葛屋町白柏町大ニ損ズ、床ヨリ二尺或ハ一尺水ホイテ後見レバ砂ト水ト同シ程ナリ前代未聞ノ事也、如願寺下家一軒潰レクヅナリ家根其ノマ、流レ出白柏迄出テ上ノ方ヘ流レ行池ノ谷小路ノ處ニテ流出ル水モ此所ヨリ上ヘハ流レズ葛屋町如願寺小路ノ角屋庇マテ埋ル白柏如願寺見通ノ北角五間口潰レ其向角六間口モ潰レ番屋モ斃レ是ニテ見通ヲ塞キ如願寺ヨリ出ル水白柏ヲ南ト北ト流レ勢其スサマシキ事タトフルニ物ナシ如願寺下潰レシ家ノ邊行方不知四五日後白柏ノ角屋ノ前砂ノ下ヨリ掘出ス、臭キ堪ガタシ又下側ノ角潰レシ家具

名年代ト云七五郎カ父家ニシカレ在リシカ死セシテ掘出シ怪我ハシケレドモ久シクシテ平癒シケルト也。山王下ニ日履ニ大工庄右衛門ト云者異名ナマコノ庄右衛門ト云大水ヲカサレ潰ノ方ヘ逃ケ行シカ材木ノ流ル、ニ押倒サレイカントモ動キ得ズシテ在ガ水引テ人々打寄助ケントスレドモ動カズ故ニ鏝ニテ材木ヲ引切漸クニシテ助ケシ也此三人カ異名人皆知ル所也故ニ

年代イニフタリノ老父ヲ押カラシマコ婆ハカンコクサキカ如願寺山番某老人逃ント思ヒ出テ吉祥院ノマヘ邊リニ砂ニ埋レケレトモ立ナカラ埋レケレバ水口ニ入ラズ故ニ死セシテ在リシ也命冥加ナ親父カナ、寶性院住坊ハ大水ニ恐レフルヒヨナ、キアリシカダンノ水強クナリ門ヲ押潰シ流レシカハ後ノ方ヘ逃レバ事ナキオモ打忘レ助ケテクレイヤアトサケビシハ僧ニモ似ザル存心カナト笑ハス者ゾナカリケル。

此他明治二十九年八月二十三日大水あり。近く明治四十年八月二十五日の洪水に此の溪流氾濫の爲に宮町、蛭子、白柏、川向、河原等一帶殆んど埋没の慘禍を蒙りしは現在町民の體驗せし處なるべし。

三、宮津城の隍水

宮津には池沼として擧ぐべきものなし、舊宮津城の内堀及び城内の泉水は其の形のみ名残を存せしも水淺く雜草生茂り一見沼の如き有様なりしが、今回鐵道布設に際り、恰かも其の東南角に宮津驛を置かれ更に驛頭より大手橋に向つて大道路開通せられし爲め城内の泉水は埋没せられ轉た今昔の感に堪へざるものあり。

宮津郷土誌 曰

舊内堀ハ全ク當年ノ觀ナク一見沼ノ如ク或ハ田トナリ或ハ蘆荻ノ徒ラニ繁茂ニ委スルノミ外堀モ昔時ハ内堀ト同シク碧水汎濫シ尺餘ノ鯉群ヲナシテ游泳セシ由ナルモ(殺生禁)今ハ其ノ影モ止メズ河底淺ク水少ク漸ク宮津川ノ排水用トシテ其餘命ヲ存ス然レトモ大膳橋河口ヨリ三四町ノ間ハ滿潮ノ際小舟ヲ通シ殊ニ郡是製絲宮津分工場ノ設ケラレテヨリハ特ニ爾ノ運搬ニ小舟ノ上下スルヲ見ル。

四、宮津の瀑布

瀑布は有田の瀧、今福の瀧あり、前者は一名金引瀧と云ひ城東村字瀧馬にあり、有田々中併合以前有田の地域に屬し金引山背後の溪水壟轄百二十尺の断岸より絶壁の間を三筋に落ちて巾五十尺轟聲轟々雷の如く飛沫虹を吐く、(寫眞参照)

橋立美やげ、曰

○有田の瀑

宮津町より南數町有田村より山路を登るこゝ四五町老松古杉森々として幽遠なる山間に在り瀧の高さ八十尺傍らに不動明王の小堂あり又少く隔て、瀧馬神社あり夏時涼を納れ又は瀧水に沐して髪を洗ふの人多し茶店あり蕎麥を齧ぐ俗に有田の瀧蕎麥とて名高し。

宮津郷土誌、曰

金引ノ瀧(一名有田ノ瀧)

城東村大字瀧馬ニアリ高サ一二〇尺幅五〇尺ニシテ小字不動ト稱スル處ニ懸リ三筋ニ垂レ瀧川ニ入ル年中間断ナク流下ス、水質ハ無色透明飲料水ニ適スルノミナラズ幽清閑雅ニシテ風景絶佳ナリ明治三十二年宮津ニ全國水産品評會ノ開設ニ際シ瀑下マテ俾テ通ズルニ至レリ茶店ノ設備アリ盛夏納涼ニ出掛クルモノ多シ。

後者今福の瀧は上宮津村字今福にあり。宮津府誌、曰

今福ノ瀧

府城の南一里許今福村より山行七八町兩山の問谷川の激流なり雨後水増ればさしわたり二間ばかりのふささなり。

橋立美やげ、曰

○今福の瀧

宮津の南に今福村といふあり同村より山路を行く七八町兩山の問谷川のはげしき流れなり雨後水増せば流水の跡め極めて愉快に又水少き時は岩石にせかれて流水の千筋に分れ恰かも糸を亂せる如く大に奇觀ななせり瀧の側に不動堂あり。

五、宮津の鑛泉

尙は有田瀧(金引瀧)の上流七八町に鑛泉の湧出する所あり、俚人其水流に魚族の棲息せざるを怪しみ探索の結果明治三十八年發見せるものにて宮津郷土誌に

金引鑛泉、城東村字瀧馬小字城付五十六番地ニアリ海拔一、〇三十九尺海岸ヨリ距離十八町湧出地ハ山間ナリ、明治四十年五月調査ニヨリ。

食鹽泉(冷)無色透明ナリ主トシテ浴用ニ適ス。

尙は宮津町字新濱にも鑛泉湧出せること同書次の如く載せたり。

宮津町字新濱中村善七氏宅ノ井戸水ハ一種不思議ノ靈泉ナリトテ數年前府ニ請願シテ水質検査ノ結果浴用及飲料ニ適シ諸種ノ病ニ利アルコトヲ本年四月(大正四年)九日附テ以テ許可セラレタリ。

水質アルカリ食鹽泉(冷)無色透明

猶將來ハ相當ノ設備ヲナシ溫泉場ヲ開カントノ考ナリト云フ。

第三款 地質土壤

一、山嶽と其地質

宮津郷内の山嶽は大江山脈に屬し大江山より東北地に向ひ宮津町の西邊に延び五萬騎山(海軍海圖標高一、四六七尺)金引山(題目山八六九尺)燒火山(妙見山一、二三七尺)平岩山(瀨上裡岳九七三尺)根木出山(金剛峯六二三尺)等を形成して文殊半島に終り、一脈は普甲嶺より東して杉山(秋葉山一、六〇一尺)虚空藏嶽(皆原の岳一、三三四尺)を形作り北に走りて城塚山(八尺)後山(六九尺)石尾山(六五尺)等蜿蜒黒崎半島を成し、また杉山より更に東せる一脈は由良ヶ嶽より北に出で、長尾山(七尺)となり栗田の東南に聳へて栗田灣頭の海に盡く、之れ等の山嶽を構成せる主要なる地質は概ね花崗岩にして、粗粒なる黒雲母岩を含み肉紅色綠色脂色等を帯べるもの多きが如し、郷内の山に就き典據あるもの二三次に引用す。

宮津府誌 曰

五萬騎山、府城の西南半里ばかりにあり山の名如何なる謂か未詳府城附近にての高山也一説に如願寺の護摩木にしへ此山より出せし故護摩木山と書さ、しかれども前々より五萬騎の字を用ひ來れり。

丹哥府誌 曰

與謝の大山、普甲寺の東今杉山といふ。

春霞立ち渡るなり橋立や松原越しの與佐の大山

光俊親王

待人は行さまりつゝあぢきなく年のみ渡る與佐の大山

和泉式部

與謝郡誌 曰

金引山、狼煙山

愛宕山より尾傳ひ登れば即ち金引山なり、坂路峻険にして一步一喘の處あり、山頂大巖に南無妙法蓮華經の七字題目を刻せるより人呼ん

で題目山といふ、此金引山と瀨上山との兩山脈が如願寺奥にて合したる所の高峯を狼煙山といふ、永正三年秋冬如願寺合戦の際一色軍は終始此山より狼煙を打上げて部下に合圖したりと傳ふ、近く文政五年十二月十三日夜宮津領強訴の際にも此山に合圖の烽火を焚きたりと、

二、平原の土壤

宮津川流域は固より神子川如願寺川流域一帯の地質は概ね砂質壤土にして地質學上沖積層即ち第四紀の新層に屬し、水利の便なると相俟つて米麥の耕作及び果樹蔬菜の栽培に適せり。宮津郷土誌 曰

地質

我宮津町及城東村ハ地質砂質壤土ニシテ第四紀ノ新層ニ屬ス(沖積土)城東村宇宮村ノ一部ニハ礫質壤土ノ地アリ。

宮津川神子川附近ハ腐植質粘土質ニテ耕作地ハ米麥作ニ適シ大字惣ヨリ東北隅ニ當ル耕地ハ殆ト砂土質ニシテ光熱能ク透射スルノミナラス水利至テ便ナリ要スルニ水田ハ稻ノ木ニ宜シク陸田ハ概ネ果樹蔬菜ニ適セリ。

三、宮津の地震

地質の序でに地震のことを一言附記せんか、但し地震に關する學說の如きは固より本書の範圍外にて今論ずるの限りにあらざれば省略し、此には只だ一二の記録に著はれたる宮津地方の地震の實例を擧げんとす。

先づ宮津事跡記元祿七年の條

元祿七年十月廿六日晝八ツ時より大地震に而七ツ時頃迄震ひ家々の間凡壹尺斗り宛も明て相見へ紺屋町筋幅三寸斗り深サ壹尺餘之割目相立此割より泥多分ゆり上げ前代未聞之大地震にて家々多分の破損いたし別而土藏杯大破損なり。

關清謙丹後考丹後時代概要に「東山天皇寶永四年丁亥十月四日大地震二〇三」と載せ二〇三は明治四十二年より湖算の年數を示せり、此の地震は富士山に寶永山を噴出せしめし有名なる地震なるが宮津日記には次の如く曰へり。

實永四亥十月四日近年珍敷大地震晝八ツ時京ハ猶強キ由大阪ハ殊ノ外強ク橋落死人多シト也。
同書また安永三癸巳年の條

十二月十一日夜子ノ剋大地震未曾有ノ事ナリ家根石多ク落ル家々騒動筆紙ニ盡シカタシ。
金港堂日本地理補習 曰

安永八年紀元一千七百七十九年薩摩櫻島ノ爆發ハ九州四國及ビ伊勢志摩尾張參河武藏又畿内諸國丹後但馬因幡伯耆ニ灰雨ヲ降ラセリ、天明三年紀元一千七百九十三年信濃淺間山ノ破裂ニハ上野下野ハ勿論總房武藏諸國一面ノ灰世界ニ變ジ其ノ鳴動ハ近江伊勢マデモ響キント云フ云々。

とあるも此の淺間山の鳴動は丹後へも響き宮津日記天明三年癸卯の條。

同六月七日虚空ニ響キテドン／＼大ニヒラク、何事ナルナラント近所申合セ酒屋ノ桶チアル音ニ彷彿タリ。追付鳴止ムベシト待共／＼段々大ニ響キテ止マズ、町中ノ者神々ヘ參リ災難ヲ逃レント提灯ヲトモシ參詣スル事夥シ其人數ハ以前町騒動ノ人數ノ如ク也。夜明ル時分ハ少シク鳴聲マリシカ共晝モヤハリ障子ナドヲ考ヘルニロ／＼キケリ恐シキ事ナリト申合ケリ、廿日斗リモシテ聞シニ信州淺間山燒拔シ音也トゾ。

此の事に就ては宮津事跡記にも「町中の騒動不容易晝夜の差別なく諸寺社に百度打又は逃支度等いたし老人子供は旦那寺等へ預け家業は打捨て只々天下泰平のみ祈りける云々」とあり、同書嘉永七年の條

嘉永七寅年六月十三日朝六ツ時同日晝八ツ半頃同十五日曉八ツ時頃古來稀の大地震七月二十四日夜八ツ時頃地震同七月廿六日晝八ツ時頃内宮村雷鳴茶碗の如くの雹ふり目方三拾外内外に而瓦等多分割損し届出申候、同年十一月四日朝巳之刻又同日申刻猶又同日丑刻猶又同月五日六日兩度大地震且又同月廿五日廿六日少々宛之地震同年十一月十六日夜八ツ過より明六ツ前迄俄之大風に而所々竝木打倒れ在方所々々吹潰し死人等も有之届出申候。

同書又曰

安政二卯年々成之上作にて十月に至り、地米一俵錢三拾四匁斗同十月二日夜四ツ時頃大地震云々。

宮津事跡記 曰

安政五年二月廿五日夜八ツ時頃大地震猶又同夜七ツ時頃迄に小地震三度斗翌廿六日晝七ツ過頃古今稀之大地震に而本町筋白柏町邊に割目相立且又家々夥敷大破損、依之町在共一統其後も夜分は建物無之裏表杯に罷出夜を明し火之用心第一にいたし辨當杯皆々用意いたし夜分も少も不相休諸寺社に祈願し町々組々百度を打老人子供の向は旦那寺等に泊りに差遣候も有之古來稀之大變事にて且又町中井戸水相増し或はにこれ誠に不思議の變事也云々。

尙は三重郷土志 史蹟編に米屋儀平の覺帳を引きて、

明治二十四年卯九月廿六日朝六時半ころ大地震ゆり其日中小地しんやます、それより毎日小地しん一月程ゆらぬ日なし不思議な年なり。同書安井氏の永代帳を引きて

明治二十四年九月廿六日午前六時頃大地震也、此時は大垣名古屋あのへんが家がこけ人しにけが人數しれず。近く大正十二年九月一日正午の大地震は皆記憶新たなる所なるべし。

追補

大正十四年五月二十三日午前十一時十分兵庫縣城崎郡を震源地とせる大地震あり、但馬國城崎町を中心として瀬戸、津居山及び豊岡町は激震の爲めに龜裂陥没多く建物は倒潰に亞ぐに火災を以てし死傷算無く全滅の悲運に陥り、京都府下に於ても隣接地なる丹後熊野郡また激しく、久美濱町は小學校、町役場、郡役所、警察署等中樞營造物みな壊倒し死傷者多く、竹野郡網野町淺茂川中郡、峯山町また可なり被害あり、我が宮津町地方は幸ひに被害鮮少なり、同月二十四日橋立新聞第千四百四十三號關東大震災以上の激震と題し

二十三日午前十一時九分四十四秒、宮津地方は俄然大震動を覺え同時に町家の時計ははつたと止み、家人は屋外へ遁れ出ると云ふ有様であつたが、一昨年の關東大地震以來神經過敏になつてゐる地方民は吃驚して大騒ぎを呈したが幸ひにも此方面は人畜には災害なかつた此の地震は京都測候所の發表によると北へ七十三度ウエスト、震源地は丹後と但馬の國境であるを測定してゐるが測候所宮津出張所の地震計の示す處によると初震十一時九分四十四秒終熄十八分五十五秒であり震幅は水平動四十三釐五で明治四十二年の地震の十一釐九と比較して遙かに大きく同地方としては明治二十四年の濃尾地震以來の大地震である云々。

激震後引續き同日中に十九回翌二十四日午前九時五十五分二十七秒午後七時五十五分三十七秒同九時五十分四分二十五秒都合三回翌二十五日宮津町役場に緊急町會を開き罹災救助方法に關し協議する處あり同、新聞、第四千四百六十六號 曰

宮津町では廿五日午後町役場内に議員區長の緊急協議會を開き震災救済の方法其他に就き熟議したが先取り致す二千圓を離出し内一千五百圓を豊岡、城崎兩町へ五百圓を久美濱町へ送る可く滿場一致で可決した但し實際は二、三百位超過する見込である。

同日午前十一時十八分十七秒以後五回翌二十六日午前一時二十二分四十四秒可なりの強震あり同八時四十分三分以來殆んど震り通して實に十六回翌二十七日五回廿八日二回廿九日一回三十日三回等引續き晝夜を分たず餘震あり戦々兢兢々人心安からず、我宮津町より罹災義捐に關し、同、新聞、第千五百十號 曰

宮津町の義捐金

先日来宮津町及町内各種團體が罹災地へ義捐した同胞愛の金員は次のやうに分別して兩郡長へ手渡された。

- 熊野郡へ 七百圓宮津町、七十五圓帝國在郷軍人會宮津町分會、五拾圓宮津貸座敷組合貳拾圓宮津青年團、貳拾圓婦人矯風會宮津支部、拾五圓宮津女子青年團、計八百八拾圓
- 城崎郡へ 千五百圓宮津町、百五拾圓宮津貸座敷組合、七拾五圓帝國在郷軍人會宮津町分會、參拾圓婦人矯風會宮津支部、貳拾圓宮津青年團、貳拾圓宮津女子青年會、計千七百九拾五圓

第四款 氣象氣候

一、氣象の概観

宮津は東南西三方連山を以て圍まれ北方一部海に面せるも、灣口遠く五海涅勾玉狀を爲し東北に向つて開けるを以て四時風波の患なく、氣候も概ね順和にして衛生に適し植物また繁茂せり。降雨雪の日數は非常に多く一年二百二十四日を算す之れを大阪の百三十三日京都の百五十九日に比する時は實に霄壤も雷ならざるを覺ゆ、而して其の降水量は八月九月最も多く十二月一月之れに次ぎ六月の梅雨期は第三位にあり最も少なきは五月にして十一月之れに次ぐ、また氣温は攝氏十三度八にして宮津測候所創設以來の調査によれば最高は明治三十四年八月十五日三十六度一最低四十三年二月三日零下九度六、氣壓は平均七百六十一釐六其最高の極は大正元年十二月二十六日の七百七十八釐四最低の極は同年九月二十三日の七百二十四釐二、また海上觀測は明治四十四年より同測候所に於て實施せられつゝあるが海面平均温度十七度五最高は八月二七度三を示し最低十度一海底温度平均十七度三その最高八月二十五度五最低三月の十度九なりと云ふ、風は平均風速度二米六開所以來最強速度は大正三年六月三日二十四米二にして方向は南々西、平常尤も多き方向は南風にして西風之れに亞ぐ、概して冬、春は西、北の風夏は東の風秋は時雨を伴へる西風所謂「ウラニシ」あり。霜の初期は平均十一月十二日にして終期は四月二十三日結霜期間は六ヶ月の長きに及び、雪は初雪平均十二月七日

終雪三月二十四日にして降雪期間約四ヶ月に垂んとせり。

二、降雪、降雹

例によりて宮津地方に於ける大雪、豪雨、颶風等の實例二三を掲記せん。

中部橋本縁、城、寺、所、藏、年、代、記、に「天正二甲戌大雪降久美内海は凍はり湊迄陸地の如く通也」と見へたれば此地方も相當に大雪なりしなるべく、江戸時代に降りては。

宮津日記 曰

延寶八申年ハ宮津領五穀大不作ニシテ乞食多ク飢人夥シ九年ノ改メ壹萬四千八十六人十一月ヨリ戌二月迄家三千三百十七軒潰ル。此年大雪降りシナルベシ其事恐牛千七百八十四コハ死ス、或ハ八年十月二十三日ヨリ大雪降積ル、九年春二月迄降りシト也深キ所ハ二丈通例ヲクハ編者ノ説ナルベシハ一丈ト云々。

大雪のことは三重郷土志に糸井氏雜記帳を引きて、

文久三癸亥十一月四日よりゆきふり下ゆきに相成十二月七日までに七尺斗り大雪。

近くは大正七年二月大雪の降りしは猶人の知る處なり、雹の降下すること往々ありて珍とする處にあらずと雖も異とすべきもの宮津事跡記にあり曰く

元祿十年丑九月十一日晝七ツ時頃俄に北方に黒雲起り半時斗りの間に雷鳴電降り凡六七寸斗降積り其の内大き成分相改見候處七八拾分斗目方有之往來之諸人怪我人數數瓦等割候事は言語難述珍數大死なり、翌日に至り鳥類の雹に被打殺候を多分町方え賣りに持出けり。

尙この降雹のことは宮津日記にも左の如く載せたり。

丁丑九月十一日雨降雷電暮六ツ時大成ヒヤウ降り一寸四方又細長ナルモ有人をタメシ見ルニ二匁或ハ一匁最初カケテ見シハ廿四五匁アリ宮津ニテハ七八十年以來不覺也。

尙は三重郷土志に鈴木惣右衛門の永代帳を引きて、

明治二十四年舊四月二十日の夜十一時頃目方三匁回り一寸八分のひやうふり来る。

三、記録上の風

また大風に就ては縁城寺年代記に、「寛永九壬申南大風八月六日九世戸山門フキツブス生木ナンドモフキ

ブル」とあり。また宮津日記には、

享保十四年八月十九日卯刻ヨリ大風松原町小屋六軒潰シ竝木十二本折レ切戸組長屋二軒崩レ苗田氏妻子死小川町谷屋借家三軒潰レ分宮裏

門倒也。

同書また曰

同十四日大風雨諸方高嶺等崩レ智恩寺境内松木三十四本吹折成就院殿ノ木折座敷破損川々洪水御家中床へ上ル切戸橋杭八尺ト四十年來ノ水ナリ。

三重郷土志糸井氏の雜記帳を引きて、

安政元甲寅十一月十六日ゆき一尺五寸斗有之其夜また大風ふき候(中略)なわて邊に有之から稻木ふきちけれ申候酒戸古明神之うら手に有之水木の大本社の上たをれ御宮くうでん共つぶれ申候に付十七日早々宮津御役所へ届申候處十八日御役人大ツき三平殿和田助藏殿兩人相見え御改廿日御引取被成候同二年五月くうでんは宮津く小屋町屋れ庄さ申職人之渡しに相成り云々。

同書また米屋儀平の覺帳を引きて「明治十五年午六月廿二日より廿三日晝迄大風ふき人一代に又となき大

風ゆるわが家をあけて出居候」と云々、安井永代帳を引きて、

明治十五年六月廿二日中はん時分より大風ふき村中家に居るものなし廿三日晝までよく、

明治二十七年九月廿七日古今まれなる大風ふき三宅多十郎家、け森本谷内五軒つづれた也。

明治三十二年七月二十三日夜大風ふき下地河野矢庄藏家つづれ。

明治二十七年の風に内海和野崎の名松二本松一本倒れ三十二年の風に其東方なる章魚引松倒れ波路及び上宮津の松繩手中敷本吹倒され勝景を殞せしこと多大なり。

四、史乗の洪水

また豪雨洪水の實例として有名なるは嘉吉三年の洪水にて丹後、舊事記、一色兵部少輔義範の條

嘉吉三癸亥秋八月洪水して浪天橋立をこへる、此年一國の貢を免す其觸狀加佐郡設樂に残る。

このことは丹後一覽集、丹後細見録、丹後野乘等皆載する處にて關清謙は丹後考に、此洪水の爲めに流出したる土砂によりて今の宮津町の地盤は出来たりとまで云へり。即ち同書問答欄宮津町職人町に吾野祠ありとは如何の答に「職人町は寛永年間京極高廣の宮津城郭を建築すると同時に出来たる町家にして吾野神社と指稱したる事は延喜式に記載ある神社の事ならんが、延喜年間の當時は職人町の地盤は海面の淺瀬なり、其後嘉吉三甲亥年八月大洪水に山嶽の土砂流出し始めて出来たる地にして神祠のある可き筈なきは舊史に依りて見るも明瞭なり云々」と、なせり。宮津町の地盤が河水の汎濫により運び出されて堆積せる所謂洲先なるは勿論なるも、其築成が嘉吉年間なるや將た前史時代のことなりや吾人は恐らく有史以前のことならん

と信するも確證を獲ざれば今は論せず、兎も角大洪水なりしは事實と認めて然るべく、降つて江戸時代中頃に橋立を水の超へたるよし宮津日記、明和五戊子年の條に載せたり。曰

七月廿一日霖雨ニテ大水出風烈くして内ノ海漲切レ橋立廿八間切レタリ時ノ古老曰九十二年以來ノ大水ナリト云フ。

天橋立の切れたる洪水は明治五年の所謂壬申荒れに其例あり、皇太神四年、鎮座考に、

往古橋立は今の文殊村の地續たりしを切離れてより文殊村の前の南方を西へ長く五六町も浪の土砂を打寄せて橋立の洲先の出来けるを亦

明治五年に大荒浪の時に別にまた切離れたり、斯くて浪は土砂を漸々に打寄て洲先は益々長くなり今は宮津町の近くまで橋立の洲先は出来にけり云々。

丹後考、光格天皇天明五年乙己八月「如願寺山岳大崩洪水」の趣を掲げたるも或は前掲大明六丙午八月廿九日の水害を誤記せるにはあらざるか女子校宮津郷土誌、明治四十年如願寺谷洪水のことを録せり。

豪雨は明治四十年八月二十五日ニシテ宮津ニ於テハ如願寺谷ノ崩レタル最トス其ノ被害莫ナリキ。

八月二十四日二〇六耗三。同二十五日二五六耗三。同二十六日一三五耗三。ノ如キ多キヲ見ルモ明治二十二年八月二十日紀州田邊ニ於テ

一晝夜九百耗ノ量ニ比スレバ三分ノ一ニモ足ラズ云々。

此の汎濫の爲めに宮津西半は殆んど全部流土に浸され宮町蛭子町は大抵鴨居下三寸(地上七尺五寸)までを埋め白柏町大抵四五尺川向、河原、住吉、漁師各町平均二三尺の土砂人家に浸入し滿目荒陵その凄慘實に名狀すべからず、事聞し、畏くも 明治天皇東園侍從を御差遣あらせられ御見舞金を下し賜り親しく罹災町民を御慰問あらせられたり。町に於ては應急復舊費壹萬圓支出の件を臨時町會に於て可決し流土約五千坪を削除き如願寺川

尻(俗に大)に運び捨て六百六十餘坪の埋立地を造るに至れり。尙近く大正七年九月十四日の洪水の如きは世人の記憶未だ新なる所なるべし。

五、測候所

測候所は舊城本丸より二の丸に通ずる内不明御門外の海岸にあり、明治四十年京都府測候所宮津出張所として開應爾來觀測に従事せしも鐵道開通により此近傍一帶町區劃の整理に伴ひ場所狹隘を感じ鳥崎は舊幕場跡に移轉することゝなれり。

追加

大正十三年十月十六日橋立新聞第九百五十二號に左の記事あり。

測候所宮津出張所新築落成開所式鳥崎遊園で盛大に舉行

京都測候所宮津出張所落成開所式は十五日午前十一時より同所前面の大天幕張内に於て開催されたが來賓として府知事代理赤土産業部長、府技師一井丸平氏、中村府屬、佐藤府穀物検査所長、山本與謝郡長、中大路中郡長、國友宮津稅務署長、牛窪府立水産講習所長、森田府立宮津中學校長、海江府立宮津高等女學校長、船路宮津警察署長、奥村宮津稅務所長、鳥越宮津郵便局長、橋本與謝郡實業三團體長、中村第六區工務所長、岡宮津小學校長、黒田宮津銀行頭取、栗田宮津町長代理、宮城、岡本、岩坪、中村、池田、黒田、大塚各町會議員外總計五十四人參列、司會者側三宅測候所長岡本宮津出張所主任外四名が列席先開會の辭があり一木技師の工事報告、三宅所長の式辭赤土産業部長の知事告辭朗讀、來賓山本與謝郡長、宮津町長代理栗田助役の祝辭があつて式を終正午より山嘉樓新館樓上に移つて盛大なる祝宴が舉げられた統計上本十五日は雨天が多いが當日こそ實に稀に見る秋晴で同所の前途を祝福してゐる機であつた、明治四十年獨立開所以來の京都測候所宮津出張所の歴代の主任を掲記すれば、

一代小松靜枝 二代經石了雲 三代林喜助 四代村上清治 五代和泉長次郎 六代竹田中七代佐古信太郎 八代中村寅太郎 現代岡田源藏

第五款 交通運輸

一、陸路の沿革

往古の交通は山また山を超え岩を飛び河を涉り運輸も舟楫によるものゝ外、多くは馬背牛脊を藉りしものにて道路開拓せられざる當時車輛は無論用ひらるゝ筈なく、戰國時代は只管要害の堅固ならんことをのみ留意して往來の便否は顧る所にあらず、寧ろ防備の爲めに却て天險を利用し甚しきは交通遮斷の行爲も辭せざるものあり、蓋し時勢の然らしむるところ亦た止むを得ざりしならむ、足利時代を通じて普甲嶺は往々若州勢の來襲する通路となりしも當時の道路今日の山徑の如きが大軍を動かすには餘ほど双方ともに困難を感じたるなるべし、江戸時代に降り京極高廣宮津に知府を開くに及んで參觀交代の往還とせり。普甲嶺のことは丹波與謝海名勝略記 曰

普甲山、與佐の海の南也大山といふ名所也帝都より山の南の麓内宮まで廿四里夫より嶺まで二里此間に二瀬川あり左の方に千丈ヶ嶽鬼が窟あり是なも大江山といふに式部が詠に大江山いく野さす、けたるは老の阪の事なり嶺に宮津より二里の碑あり(中略)凡山間に三ヶ所茶屋あり京極安知旅客の爲めに置く所也麓の左に宮津より一里の碑あり是まで山路嶮岨也

と、蓋し普甲嶺のことは丹波細見録に「元享釋書普甲寺といふ伽藍ありて慈雲といふ高僧の住けるよし此故に普甲山と呼ぶ慶長五年京極修理太夫高知入國の砌不幸をいみて千歳嶺と改むべしと命ありしとかや云

々」といへども慶長五年高知の初入國は信州より來りて田邊に入りしものなれば此の嶺を踰る筈なく、此嶺の往還視せられしは京極高廣の宮津築城後の事にて參觀交代の往還を此の嶺によりたれば天橋記の説を至當とすべきか、與謝郡誌第七編に曰

千歳嶺、宮津町より二里上宮津村にあり、宮津侯參觀交代の道筋にて河守へ踰ゆる峠なり、もさ普甲嶺と云ひしも京極侯不幸又は不幸と同音なればとて之思み、千歳嶺と改めしといふ云々。

而かも江戸時代末期の此嶺の狀況に就ては鞭翰海翁の丹後名所宮津の部に

南は京海道稻荷、宮村の八幡宮神社の御造營結構に神威あらたなる靈地なり、五萬騎山田中に漂ふ船山、有田、今福の瀧津瀨々たり。盛林寺の櫻は古來開ふる名木にて花の盛は貴賤種をつられ花下忘歸因美景さかや、櫻普甲峠の峻嶒たる嶽近く天に齊しく山峙て雲行客の跡を埋み牛馬の類までも輒く往來する事難く恰も足柄箱根に異ならず云々。

とあり、以て當時の困難を推想すべきか、また東に栗田嶺あり往古の所謂北國街道にて栗田の脇村より七曲り八峠を越えて田邊に通せしものなり、丹哥府志に曰ふ

獅子峠(宮津の庄)の南より嶺にかゝる栗田嶺といふ嶺を越て宮津より壹里塚あり、壹里塚より壹丁許に岐路あり右は上司町へ出る北國海道なり、順禮海道ともいふ。左は中津村の道なり、凡天橋内外の地に登臨三絶と稱するものあり一は成相坂なり、一は大内嶺なり、栗田嶺其一に居る。嶺の東を栗田といふ西を裏栗田といふ云々。

普甲嶺栗田嶺の中間に山中に入り栗田の狩場より漆に出で、田邊に通する間道これを山中超えといふ、丹後宮津記に曰

和泉式部屋敷跡 城下より廿町餘北東の方山中村にあり

此所右式部屋敷跡と云へり山際に小社あり其側に石塔五輪もあり淺黄櫻楓の太木枝ふりて深くたる所なり。

山中に寝られざるもの夜もすがら

ふく風にこそ驚かされて 藤原方則

是より直ちに山路を行けば栗田上郷を経て田邊へ近道なり柴道を行けば田邊へ五里也是より左へ取つて下れば栗田の脇村と云所へ出也。

又宮津町より西へは須津嶺を超えて枯木浦に出づるもの是を所謂北國街道の往還となし、須津嶺を超へずは海岸を北に文見阪潮見阪老翁阪を踰へて文殊に通ずるもの之れを巡禮道と云へり、此沿道は浪靜なる日には汀渚を飛石傳ひに通ずることを得たるより飛石ともいふ、丹哥府志 曰

犬の堂の西須津嶺の下に岐路あり、左は須津村へ出る右は文殊道なり其岐路より一丁斗行きて又岐路あり。左を文見阪といふ文見阪を下りて又阪あり潮見阪といふ、潮見阪を下りて鷓塚に至る鷓塚の左に又阪あり老翁阪といふ、文見阪の下より分れて右の方に道あり飛石といふ飛石より少し行きて赤巖といふ巖あり、是邊まで橋立の洲先出る、飛石の間二三丁行くと磯に至る磯より身投石の上を通りて老翁阪と合す。是より二丁斗行きて文殊堂に至る文殊堂の東に渡あり所謂九世戸なり、僅に一丁斗り渡りて天橋に至る、文殊堂の西に穴憂の里といふ處あり穴憂の里より須津村へ出る是をさんこ廻りといふ。須津村より弓の木岩瀧男山溝尻などの數村内海にそふて相連る是か通て江尻村に至る是より天橋起る云々。

以上は維新以前の道路の概略にて就中普甲超えは參觀交代の往還なりし關係上道幅最も廣く殊に上宮津喜多村以北御城下一里の間は幅員二間乃至三間あり兩側松竝木を植えて松繩手と云ひ、累代宮津藩主御入部若くは參觀交代御國入りの節大鳥毛鎗を振りて所謂大名行列を實演したりし路線にて松繩手猶は當時の面影を

殘せり。

二、維新後の道路

維新後暫く舊によりしも明治十五年より新道の開鑿の測量續々行はれ十六年完結、當時の北國街道は東は栗田嶺を踰ゆるも西は須津嶺を超えずに道を海岸文殊に採り、十七年須津村に通じ是れをトンコ廻りといひ東方栗田嶺も十六年に着手せしも頗難工事にて容易に開通せず、波路町の賣間九兵衛なるもの東西に奔走して工費金を募集し隧道穿鑿を主張して本府に出願し技師の派遣を請ひ、再測の結果遂に府費を以て隧道を穿通し十九年その工を竣る。與謝郡誌 曰

明治十九年城東村賣間九兵衛翁の首唱により栗田峠を抜きて花崗石の隧道を開鑿せり時の府尹北垣國道男爵の揮毫になれる撥雲洞、農商通判の文字は以て當時の便益を語るに足る（中略）二十一年頃宮津より福知山に達する乗合馬車を通じ京阪地方行旅の便にし更らに數年後京都へ全通せしめて少くも途中二泊を要せしを即日着京するを得て私設丹州汽船會社の丹州丸によりて敦賀廻り競争せしめ云々。

是より先き舊宮津城を平夷し明治十七年六月舊城大手内なる家老關左門の邸趾に郡役所を開廳し京都府廳と該郡役所とを連結するもの及びこれより中、竹野、熊野郡役所に連結する幹線を先づ開鑿するの要あり栗田嶺の隧道蓋を此の要望に依れり。郡役所より宮津町及其以西に通ずる幹線中そもく第一歩に大手橋あり先づ之れを架換するの要あり、幸ひ栗田嶺の隧道に使用せし花崗石の餘材を利用して石橋を架設せり、波路の神子川の旭橋、外堀の大膳橋また然り同書 曰

大手橋、大膳橋は宮津城要害必須の橋梁にて維新後新道路城内に開くるに及びては交通上また主要の橋梁なる、明治十八年栗田嶺の隧

道穿たれ全部切石を以て堅牢無比の稱あり、賣間九兵衛其餘材を利用して此の大手橋大膳橋及旭橋の架換へを主唱し本府工費豫算不足額は地方篤志家を説きて寄附を乞ひ日夜斡旋盡力の結果遂に眼鏡橋を架するを得たり、里語に曰ふ「丹後宮津に過ぎたるものは波路トンネルとメカネ橋」以て時人が如何に驚異の眼を以て迎へたるかを知らに足らん。

明治二十六年惣より山中を経て漆原に超ゆる新道開鑿に着手し三十年河守に全通し相ひ前後して普甲嶺切廣げられ、宮津町の交通系統に於ける栗田隧道と文殊トンコ廻りの二者大動脈をなし普甲超え山中超え之れに亞ぎ須津嶺は加悦谷及び奥郡への間道として荒廢に委するに至れり。同書 曰

府道の開通、郡内には國道通ぜざれば主要なる幹線を府道とす、京都府廳より與謝郡役所に達する府道舞鶴宮津線は加佐郡山良村より來りて栗田村脇、中、小寺、上司等を貫通し栗田隧道を経て宮津町宇鶴賀大手橋詰にて郡役所に入る、幅員三間。又府道綾部宮津線は加佐郡漆原より來りて栗田村新宮に出て城東村の山中、皆原、惣を経て宮津町に入り郡役所前に至る幅員二間。又府道宮津久美濱線は宮津町宇鶴賀にて綾部宮津線及び舞鶴宮津線終點に起り宮津市街を屈折貫道し、天橋立を右に貫しつ、海濱に沿ひて吉津村文殊、須津に至り更に野田川を渡りて山田の水戸谷に入り中郡三重村に踰ゆるもの此間幅員三間を有し前者舞鶴宮津線と共に丹後の縱貫線路にて西部四郡より京阪に通ずる大動脈を爲し車馬の來往絶ゆることなく、殊に明治四十四年より丹後自動車合資會社の經營にかゝる乗合自動車舞鶴山間線の運轉を開始し、大正元年十二月一日より株式組織となし現在に於ては大小十餘臺を以て毎日宮津峯山間三往復宮津舞鶴間四往復をなせるが毎回滿員にして殊に冬季は海上風波多きを以て豫約し置かざれば乗り切れざるの盛況なり（中略）外に宮津港線と稱する府道あり宮津町西堀川にて府道宮津久美濱線より分岐して新濱海岸なる鐵道省宮津驛營業所宮津舞鶴兩港連絡汽船乗降橋に至る延長僅かに一丁四十三間云々。

郡道の幹線、郡管理線の主要なるものは宮津河守線、宮津町より上宮津を縦貫して普甲峠を踰ゆるもの即ち舊宮津侯參觀交代の往還云々

（下略）

宮津久美濱線本町より分岐し京街道、木ノ部、京口町、京口松原町を経て普甲峠を踰ゆる前記宮津河守線は大正十一年郡制廢止の結果府に移管せられ從來の府道と共に府費支辨道路となれり此の延長町内の分十一町十七間、大正八年四月法律第五十八號を以て道路法施行せられ監督官廳の認定を受けて町村道を設くることとなり宮津町内に於ては路線數四十五延長三里十五町三十八間あり、外に郡制廢止の結果從來の郡道より町道に下れる河原町通り及女學校線あり、村道は城東村十八線路延長三里一町九間上宮津村十六線延長四里二十一町五十三間あり。之れを現在の陸上交通系統となす、終りに臨み交通に關する碑石を左に録す、

(イ) 大手橋改造碑

宮津町大手橋東詰にあり花崗石造高十三尺巍然として交叉點に屹立す、京都、維新前、民政資料碑文集 曰

大手橋は宮津町に架す舊宮津城の正門ありしを以て此名あり初め木橋なりしが明治十九年本府に於て宮津街道改修の際架換をなす時郡民醵金し工費の足らざるを補ひ以て壯麗堅牢なる石橋に改築せしものにして橋側に紀念碑を建てたり。

碑文に曰

改造大手橋之碑

宮津城趾之西、有川入海、有橋架之、曰大手橋、宮津城封建時本莊所居、大手者牙城正門之謂也、本府以府會議決、修築官道、自京都達宮津、於是平城趾更築新道、以大手橋當其衝、而小且毀損、將改造以利運輸、焉橋舊以木爲之、不堪持久、因欲更以石、而地方税金有限、工費不贍、鄉中有志者聞之、乃協力出金七百拾有餘圓以補焉、以明治拾九年二月起工、至七月告竣、橋長拾四間、工費壹千五百七拾有貳圓、莊麗堅牢冠山陰、鄉人請予更命名、予曰、不如仍舊也、封建之世、築城鑿池、據山谿之險、以爲固、今也王化普及、率土四海、毀城地、修道路、浚疏河川、堅固橋梁、行依不難、運輸不窒、豈非太平之德澤乎、今存舊名於後、適足以觀古今之變化、也、今田佐平治等將建石以紀其事、來請予文、予喜其舉、遂書此以與焉

明治二十一年四月

京都府知事從四位勳四等

北垣 國道

京都府屬 巖本 範治 題額並書

改造主任

京都府屬 白木 爲次

開橋壽書人及孫夫婦 今田 佐平治

京都府屬 杉山 有

今田 古與

今田 延

今田 伊右衛門

今田 富

明治二十一年建

建碑主唱並寄附者

今田 佐平治

内田 徳右衛門

賣間 富藏

中路 喜右衛門

森井 治兵衛

(ロ) 賣間九兵衛翁碑

城東村字波路府道隧道西口附近に建てたり。與謝郡誌 曰

宮津町字波路に賣間九兵衛なるものあり性來公共心に富み地方啓發第一着は道路開通にありきたし常に栗田峠の開鑿を大呼し(中略)府費を以て隧道工事を施行し明治十八年四月之れが竣成を告ぐ、明治四十二年九月栗田村城東村宮津町の有志者背ひ謀り隧道の西口附近に

幅六尺三寸高五尺餘の扇地形表彰碑を建て以て首唱者九兵衛翁の功勞を顯彰せり。

碑文

隧道開鑿主唱者

賣間九兵衛翁碑

明治四十二年九月

栗田村 城東村 宮津町有志者

(一八) 千歳嶺碑

千歳嶺碑は上宮津村字小田普甲峠の頂上にあり、普甲嶺一に千歳嶺といふ、京都、維新前民政資料碑文集に曰

千歳嶺碑

加佐郡河守上村より與謝郡宮津に通ふ普甲峠の西北に在り此道は大山を互り險道にして行旅を苦しむを以て宮津城主本莊氏より開修し大に通行に便せしむ人民皆欣喜せしを以て賀茂季鷹に囑し此碑文を作り石に刻し其阪に建てしめむ事は文に詳かなり。

碑文に曰

千歳嶺

千歳山は近江丹波二國に在然るに此山は古ふこうたむけと云しを不幸不孝なき音かよへは祝て千とせたまむけと云しとかや今思ふに延喜式神名帳に與謝郡布甲神社あれば其神社此山に在し成へしされは其餘波と覺して中比まで普甲寺てふ寺有しが夫は絶にきこそされは彌人蹟まれなればおのつから草木所を得て茂りあへりこそ抑其山路さ、泥たにさかしまに行かば人苦しめるをこたひあわれみ給ひて此たり知しめす守のこの、仰書有て岩をうからさかしまを平らげせはきに廣くなましめ給ひたれば千歳山の千とせの末までも往かふ人あほきたふさちむやあなめてた、さた、へ侍りしなきこしめし氏仰事侍るをいなきかたて八十の翁目をしほりつ、あからさまに筆を執い

へるやあな恐穴かし、

天保二年九月廿三日

道ひろき君がめくみに諸人の

ゆきかひやすき此千とせ山

季鷹

正四位下加茂 縣主 季鷹

(二) 甲子道碑

大正十三年歲次甲子に當り釜山線鐵道線路は舞鶴より來りて宮津に通じ舊城惣口御門内を斜めに内堀南角に宮津驛を置かれ之れより舊二の丸跡を斜に大手橋畔に道路を開通し宮津町の大玄關口たらしめ名つけて甲子道といふ、碑は舊家老關左門の邸前現今與謝郡役所構外老松の樹下石を集めて亂築とし自然石の碑を立つ。大正十三年一月二十九日橋立新聞に曰

甲子道と記念碑設立の計畫

府道、宮津停車場道路は請負業江川の請負に、り第六區土木工營所の監督の下に工事に急ぎ近く之を竣成する筈であるが恰も本年が甲子年に該當するので之を甲子道と銘名し鐵道開通と共に永く後世に記念する意味で格構の自然石を以て與謝郡役所前の空地に記念碑を設立する事となり目下碑石の運搬中であるが經費は請負主が全部負擔するのである。

銘文 甲子道

大正十三年一月竣工

起工者 江河篤生

德田善右衛門

三、鐵道の開通

小 仲 直 藏

宮津に鐵道を布設せんことを企劃せしは明治二十五年のことにして、時の町長黒田宇兵衛宮津町の發展策として先づ宮津を商港とし之れに鐵道を敷設せんことを主唱し其年八月宮津商港鐵道期成同盟會を組織し十二月東上關係方面に懇請する所あり、翌年五月京都府技師島田道成氏を聘して宮津福知山間の鐵道線路を踏査し初めて測量に着手す。然るに翌二十七年日清開戦によりて一頓挫を來し、二十九年に至り官營若し能はずんば民營を以て目的を貫徹せんとて二十九年十二月丹後鐵道株式會社を創立し宮津城崎間鐵道敷設假免狀の交附を受け資本金百五十萬圓を以て事業に着手せんとし、三十二年三月宮津福知山間鐵道敷設認可を同會社より其筋に提出されたるも不幸其年五月經濟界の大恐慌に際會し同社解散の止むなきに至り丹後鐵道第二頓挫を來せり。亞で三十五年一月與謝郡會は其の決議を以て逓信大臣に鐵道敷設を請願せしも政府は容易に耳を藉さず、超えて三十九年十二月時の町長山本淺太郎有力者と謀り宮津福知山間電氣鐵道を敷設せん事を企て、大阪市電氣局技師杉山工學博士の設計に基き宮津電氣鐵道株式會社を創立し建設費百七十萬圓の豫算にて願書を提出せしも可否の詮議中また財界の恐慌によりて事業を中止し三たび頓挫せり。此間に宮津町字住吉中川雄齊六百六十餘名の連署を以て貴衆兩院に宮福間鐵道急設請願書を提出し四十一年三月衆議院の可決を見しも實現に至らず、四十三年八月後藤鐵道院總裁一行の來津を機として急設を懇請せしも果さず、

超えて大正五年時の町會議員内山廣三先づ中央に勢力ある片岡直温氏により鐵道敷設の端緒を得んとし、丹後鐵道期成同盟會長を片岡氏に推して急遽同會組織を敢行し亞で峯山町之れに倣ひ後各郡に委員を設けて茲に具體化し、恰も同年七月時の府尹木内知事の來津に際し内山氏また丹後國として知事に對する希望は丹後鐵道速成問題にして知事自ら運動の牛耳を採り府費を以て調査測量を遂げて問題の解決を促進せられん事、與謝郡としての希望は皇國三景として天下に稱せらるゝ天橋立並に其の沿岸は府費を以て管理經營せられんこと、宮津町としての希望は新濱海岸鐵道院線棧橋に達する道路を府費を以て開通せられんことの三項を陳情せしに、知事その潑瀾たるを喜び府會に提案して何れも協賛を經、その鐵道に關しては測量費七千九十一圓を以て、六年四月鐵道院上田技師を聘し本府寺崎技師山下技師參加して七月測量外業を終り十月製圖設計圖を以て、其結果民間事業としては困難なるを知り更に政府に請願せんとし片岡氏期成同盟會長を峯山町吉村伊助に譲り吉村氏有志者大會を峯山町に開き各郡に委員を設けて速成運動を開始し片岡氏政憲關係上公私ともに奔走盡力する所あり、政府これを諒とし舞鶴豊岡間丹後横斷鐵道線路五十餘哩を二分し先づ其東半舞鶴峯山間三十哩敷設豫算案を第四十議會に提出し、七年三月十二日貴衆兩院通過可決し八年三月三十一日鐵道院告示第十六號を以て鐵道院敦賀建設事務所々管區域に舞鶴峯山間を編入し、同五月五日鐵道公報を以て峯山線と稱する旨公布せられ、舞鶴由良間八哩七十五節五十節六を第一工區とし十年十月二十三日工、由良栗田間三哩五十四節四十五節九を第二工區とし十一年二月一日着手亞で栗田宮津間二哩六十四節七十七節

五を第三工區とし同月二十五日着手十三年二月二十六日此の區間工事竣成して舞鶴より建設列車始めて午後二時宮津に入り幾十年來鶴首渴仰せる鐵道問題此に解決せり。亞で四月十二日開通式舉行（寫眞參照）爾後一般貨客運輸を開始せり大阪朝日新聞第壹萬五千二百十三號に曰

天の橋立を控へた丹後峯山線の一部舞鶴、宮津間十五哩五分は去る大正十年十月工事に着手し昨年の大震災で多少遅延したが今回完成し十二日より營業を開始する。鐵道省では十二日より三日間地方官一千名請待して試乗を行ひ、宮津町は十二日午前十一時宮津停車場前で開通式を兼ねた大祝賀會を開催するといふ全町は歡喜に沸き返る騒ぎである。

尙は同線は來る十四年度までに宮津、峯山間が開通し、十六年度中に峯山、豐岡間が開通（未開通二十四哩）してこれで北陸、山陰や聯絡し裏日本沿岸全線の開通を見ることになる。

尙丹州時報五千九百九十號には狂喜せる宮津と題し次の如く掲せたり。

宮津町が今日のうれしき日を迎へてイカに狂喜せるか、ソレは言ふまでもなく多年の希望であつた朝鮮航路がこの四月から開かれた上、今日陸上に汽車の開通を見る、殊に六十年目タツタ一度の甲子祭が明十三日から三日間に亘つて行はれる、嬉しい事の三つ弾を喰つた今日、狂せんばかりに喜ぶのは言ふだけ野暮である、全町各戸は國旗を掲げ町旗を懸し紅燈を吊し大十字街には大國旗を交叉して祝意を表する外驛街道には無數の萬國旗を縦横に引き纏らせて旗のトンネルを穿つ、當日午前十一時から既記の如く蕭洒なる宮津驛前の大廣場に於いて盛大なる開通祝賀式が行はれる、當日の來賓は小松鐵相を始め池松知事地方關係各官衛長、鐵道關係有力者、同鐵道敷設の貢獻者等約三百名でこれに町民有志者數百名が参加し、こゝに一大祝賀會が開かる、答で餘興としては綿の財布の底をた、かせる新濱藝舞妓の手踊があり、煙火は絶えず春空に響いて氣勢を揚げる、一方當日の餘興を甲子大祭を當て込みの藝屋臺、殊に新調、改造と素晴らしい意氣込を見せた藝屋臺八臺は一齊に曳出され屋臺舞子も賑やかに鹽所に子供芝居を見せて非常な賑ひを見せる、各屋臺の藝題は

宇本町（三鈴山）戀女房染分手綱重の井子別れ忠臣蔵七段目

宇魚屋（相生山）一の谷熊谷物語、妹背山、神靈矢口の渡

宇萬（神樂山）忠臣講釋二度目の清書、神靈矢口の渡

宇宮本（萬歳山）蝶花形四つ目觀砲屋おえん

宇白柏（相樂山）大藏彌喜一法眼、鎌倉三代記三浦の別れ

宇蛭子（蛭子山）三十三所壺坂澤市住家、御所櫻堀川館の段

宇河住（浪花山）扇谷熊谷數佐の段、忠臣蔵一段目

宇川向（明神山）千代萩餅屋の段、源平布引の瀬小櫻貴の段

でこの外に新濱遊廓からは賑數難士が出る筈である、これ等屋臺は今十二日勿論明十三日からの甲子大祭餘興として十五日まで連日引出されるが十三日は神輿の渡御、大神樂、獅子舞、浮太鼓等の神事が行はれるので汽車を見に行かう、お祭を見てかうの近郷近在より出て來るものは非常の數に上るべく、眞に肩々相摩すの難踏を見るであらう、尙この外にこの機會を利用してといふので吉村伊助、内山廣三、山本三省氏等が發起となり熊野郡出身荒木十畝門下の俊才宮田司山氏の作品數十點を以て繪畫展覽會を同町大手橋畔丹後自動車會社大出手張所樓上に開き一般多數の來觀を希望して居る等あり、此外昨報の如く大毎社主催となり今十二日からの宮津鐵道開通を祝福すべく今十二日午前十時から地方には初めての催しである舞鶴宮津間のマラソン競争が行はれる、ユニホームの姿勇まじき五十名の選手が櫻花咲く舞鶴公園にスタートを切り沿道湧くが如き應援を得て奈胡、栗田等の難關を疾驅し宮津町大手橋畔の決勝點に入る果して何時か、各種の催しが次から次へと折重なつて來るに隨つて宮津町は全く狂氣歡樂の巷と化すであらう。

鐵道省では今十二日から三日間の検査を緩和する意味に於いて左記の如く臨時列車を出すことになつて居る。

舞鶴驛發下り			
舞鶴	前 八、一〇	前 一〇、〇五	後 三、一八
四所	八、二五	一〇、二〇	三、三五
東 雲	八、三四	一〇、二五	三、四五

由良	前 八、四七	前 一〇、四〇	後 三、五八
栗田	九、〇二	一〇、五五	四、一五
宮津	九、一三	一一、〇六	四、二七
宮津驛發上り			
宮津	前 九、四五	後 一一、一〇	後 五、一三
栗田	九、五六	一一、二五	五、二六
由良	一〇、一六	一一、四二	五、四〇
東雲	一〇、三〇	一一、五五	五、五一
四所	一〇、四〇	一二、〇六	六、〇二
舞鶴	一〇、五二	一二、一〇	六、一四

與謝郡誌 曰

福知山宮津間鐵道計劃、北丹鐵道會社の起工に係る福知山河守間は、大正十二年中に開通を見るまでに工事進捗せしに付て同會社々長吉田三右衛門氏其他重役と宮津町有志者との協議により河守宮津間十一哩に鐵道敷設計劃中なりと云ふ、此計劃は丹後より大阪に達する最徑路にして大都市と連絡上極めて重要な線路なるを以て北丹鐵道の將來も一層有望となれり云々。

その後該鐵道は宮津鐵道と稱して敷設認可申請中のところ十三年一月二十六日皇儲 攝政宮殿下御慶事奉祝當日認可の入電あり同日橋立新聞號外を發行して之を報せり 曰

宮津鐵道認可、豫て申請中の宮津鐵道福知山間敷設の件其筋より認可ありたり (東京電報)
之れに關し同紙二十八日不可讀欄に

吉報、皇太子殿下御成婚の當日豫て出願中の宮津鐵道(河守宮津間)が主務省に於て認可の吉報に接した事は兩丹人士殊に福知山及び宮津の兩町民としては二重の歡喜に會ふた譯で慶賀に堪へり、此の鐵道は京阪神と宮津とを最短距離に結び付けるもので言ひ換ふれば關西産業中心地から日本海岸に達する最徑路で隨つて之れが成否は宮津町の死活に關する問題で吉報を手にした町民が欣喜雀躍するのは當然である。丹後鐵道と宮津鐵道の二線以外に何等陸上交通の要求を持たぬ宮津町とては丹後鐵道の全通速成を期すると同時に宮津鐵道の達成に努力せねばならぬ、三百萬圓と一口に言ふけれども之が資金の調達は決して容易でない舉町一致禱を實に置いて之れに應ずる覺悟が必要である云々。

宮津港案内 曰

鐵道、大正十三年四月丹後鐵道舞鶴宮津間開通シタルヲ以テ之ニ依リ京阪神地方並ニ山陰北陸兩線ニ接續シ又宮津豐岡間鐵道モ亦大正十六年ヲ以テ開通セラルルヲ以テ因伯地方トノ交通ヲ一層至便ナラシムルノミナラズ又近ク宮津鐵道株式會社ハ福知山宮津間ニ資本金三百萬圓ヲ投シ宮津鐵道ヲ布設セントスルノ計劃中ニシテ既ニ大正十三年一月二十五日其筋ヨリ認可アリタルニヨリ該鐵道開通ノ曉ハ大阪及神戸ニ對スル最短距離貿易港トシテ海陸ニ方面ニ依リ宮津港獨特ノ能率ヲ發揮スベク大ニ有望ノ地位ニアリ。

追加

大正十四年四月十日橋立新聞第千四百四號に宮津鐵道成立と題し

宮津鐵道創立委員會を去る本月三日宮津町山嘉樓に開催し席上委員長に宮津町長内山廣三氏を副委員長に福知山實業協會會長藤田佐吉氏を舉げ兩町の町是として會社を設立し本社を宮津に出張所を福知山に設置し事務を開始する事に決定した事は既報したがこの鐵道は神戸、大阪、福知山宮津を一直線上に結び作るに同時に真日本と表日本との最近捷路たるのみならず又日本三景の隨一たる天橋立の勝景と裏日本無二の良港たる宮津の輸出港と日本最古の舊蹟元伊勢の神城と天下に隠れなき傳説の大江山とを結びつくるものであつて之を産業方面より見るも、遊覽の目的より見るも最も前途有望なる鐵道と云はなければならぬ、最初この線路の理想的良線である事を認めた宮津福

知山の有力者が相談つて鐵道省に其敷設免許を申請したのは去る大正十二年三月であつたが之が認可に接したのは大正十三年の一月爾來有志間に於ては屢會合協議を重ねて遂に昨年末に至つて其實測を完了し此處に前記創立委員會の開催となり宮津鐵道の成立は愈具體化する事となつたのである。依つて近々發起人會を開催して持ち株の割當をなし殘株の一般的公事を開始する筈であるが此鐵道敷設については地方沿線はもとより京阪神地方に於ても素晴らしい前景氣で其六月二十日の締切迄には充分満株になる見込である事であるが株引受は宮津側と福知山側とが分擔募集する事に決定して居り聞く處による既に東京大阪方面に於て多數引受の申込者もある事である。尙この鐵道は省線山陰本線の主要驛たる福知山驛に連絡する私設北丹鐵道の終點河守驛を起點として大江山脈を貫通し福知山宮津間を一直線に省線宮津驛に連絡し臨港線を以て宮津港に達し前にも云つた如く裏日本と表日本との最近捷路たる路線たらしめんとするものであるが今此鐵道と省線を比較してみれば省線は福知山から綾部舞鶴を経て宮津に達する距離三十五哩三分、その中旅客の最も不便とする乗換へが二ヶ所もあるに反しこの鐵道は福知山宮津間の距離北丹線を合して十九哩八分であつて一回の乗換なくその所要時間に於ても省線の現状では福知山宮津間約二時間半を要するのにこの鐵道では僅々一時間と十數分を要するに過ぎず天橋遊覽客の至便は想像するに足るものがあり、現在の省線設備に於ては團體其他一般旅客雜踏の爲め最早輸送能力極度に達し將來に於ては或は多數旅客の輸送不可能の期に達するやもはかられないので本鐵道に於ては極力その輸送に全力を注ぐ方針であるが其省社線連絡直通列車の運帶運輸が實現したならば旅客に於てはもとより貨物の輸送に於ても省線によるそれとは實に數倍の利便があるであらう。従つて本鐵道沿線は古來より實業盛んに商の生産額は全國に冠たるものがあり其他石材、木材、薪炭、五穀の産出また見るべきものがあるので本鐵道の開通に伴ひそれ等諸貨物が續々として地方に移出されるであらうと信じられる。また更に之を對外貿易から見れば本鐵道の咽喉たる宮津港と敦賀港とを比較して見るならば宮津港は天下周知の天然の良港で灣内廣く水深く四時波浪靜かであつて、大船巨船の出入至便なるに比し敦賀港は何等天惠の防備なく港内常に波荒くして船舶の碇泊出入の自由ならざるは世人の夙に知る處であり、又宮津大阪間に要する時間は僅かに五時間なるに敦賀の夫は凡そ九時間を要し約二倍の時間を要する譯で表日本との連絡上唯一の貿易捷路として重大なる使命を自負しなきやならない譯であるが今や日露の國交舊に復し内地製品の輸出、露國物資の輸入多きを加へんとして滿鮮物資の集散また益々盛ん

らんさしつ、ある現状に於て本鐵道がその輸送に全力を傾注せんさしつ、あるの、また至當な次第であること云はねばならぬ。因みにこの鐵道は前記の如く天の橋立、元伊勢宮、大江山等の探勝に雲集する旅客に最新最善の利便を與へるのをその重要な目的としてゐるのであるが今省線宮津驛が開業以來の取客收入について調査してみれば團體、臨時列車等の旅入を除き最も多きは一日五千圓以上に及ぶ旅客の最も少ない時期に於ても一日平均二千五百圓を下らずと云ふ成績であるが今此鐵道が開通後を豫想してみれば何となく省線宮津驛より少ない筈は絶對になく假に一日平均二千圓とし更に日露貿易其他内地生産品の貨物收入を一日約壹千圓と豫想する時は一ヶ年約百十萬圓の収益で資本金が三百萬圓であるから年利三割六分強なる勲定で之に徴しても如何にこの鐵道が有望であるかは想像に餘りある。尙この鐵道は來る六月下旬起工し向一箇半年を以て竣工する豫定であり大江山脈の大隧道等は其の延長約六千呎に及ぶものがあるので相當な難工事であるが路線全部完成迄の總工費車輛其他の設備費を合して前記の如く三百萬圓で發起人其他の意氣込は大したものがあり沿線地方人に於てもこれが完成につき出來得る限りの援助が與へてやつてほしいものである。

四、宮津の航路

維新前の宮津港は北海唯一の良港灣として北は酒田松前に西南は九州四國大阪等に到る船舶悉く入港幅濶し殊に舊藩及び幕府の江戸廻米の關係上帆檣林立の盛況を呈せしも廢藩後頃に寂寞を加へたり、與謝郡誌曰
寛文中伊根浦に船番所あり日置、大島、大原等に船役の課税あるを見れば當時これ等の土地が海上交通上相當の地位を保てるを知るべし、延寶九年辛酉宮津御城下に宗門改めの書上帳によれば「町内大小船數百十艘内四十九艘三百石積より十石積六十一艘小舟」あり、天保初年岩瀨村小室徳藏日本海の航路を開き禁裡の御用を奉じて北は酒田より宗谷を経て樺太に東は津輕を経て厚岸、擇捉島に及び西は馬關に長崎に至り全國港灣殆んど出入せざるなきに至り安政年間其所有船三百石以上千石積三十八艘を算へたる由なるも其後次第に衰微し鐵道敷設の恩惠は此地方に及ばず、貨客の集散吐吞に路なく船舶改造の急進歩に伴ひ、日本形帆船の此所に入出入するもの年々共に減少し大船の貨物を積卸しするもの稀れなれり云々。

さしも榮へたる宮津港は鐵道なくして陸上交通機關を缺如し貨客の吐吞に途なきが爲めに次第に凋落の秋を現實に體驗しつゝ挽回することを容易に得せざりしは時勢の嚮ふ所また止むを得ざりしなるべし。

西洋型船舶第一の航路は明治二十一年丹州汽船株式會社の經營に係る敦賀航路にて、東西兩京間近州米原より岐れて越前敦賀に鐵道の開始せらるゝや汽船丹州丸を以て宮津敦賀間百四十哩を航海し以て京阪其他各地へ貨客の輸送を開始せり、然るに二十六年に至り加能汽船株式會社の經營に係る加能丸この航路を競争せしも、翌二十七年丹州會社に買収せられ第一宮津丸と改稱し舊丹州丸は賣却し、新たに第二宮津丸を買入れ二隻を以て往復せり當時の交通に關し明治三十一年中村樂天丹後宮津 曰

會社と云ふようなものは何れも合名で三つある、魚問屋が其一つで他の二つは丹州汽船會社(敦賀宮津間)と伊根汽船會社(舞鶴宮津間)である、馬車會社二つありて各二輛を有し人力車は百輛内外だそな。

三拾三年以來舞鶴、長濱、及び若狭の小濱へ寄港せしも三十七年舞鶴に鐵道開通して新たに此の航路の開けたるより丹州汽船は終に廢航するに至れり。與謝郡誌 曰

明治二十年頃丹州汽船會社の經營に係る汽船丹州丸越前敦賀に往復を開始す、同二十六年加能汽船會社の加能丸此の航路を競争せしも翌二十七年丹州會社之を買収し第一宮津丸と改稱し前の丹州丸は賣却して新たに第二宮津丸を買入れ二隻を以て往復し百四十哩の海上を八時間餘りにて航海したるも一朝天候險惡ならんか僅かに百數十噸の船は日本海上山なす怒濤に飄弄せられ乗客にして半死半生の苦を嘗めしもの果して幾何なりしぞ。(中略)三十七年十一月阪鶴鐵道開通せしより阪鶴運輸組合は汽船嚴島丸を以て宮津舞鶴聯絡を計りしも後ち此の聯絡は鐵道院に於て經營することとなり汽船第一橋立丸にて航海することとなりしより丹州會社は遂に閉社廢航し云々。

航路の第二に算ふべきは岩瀧航路にて明治二十一年七月宮津町永井源治郎の汽船開運丸の運航により、宮津岩瀧間の交通一新記録を作りしと共に汽船丹州丸の敦賀往復に聯絡したるを以て當時其便益を讚稱せらるゝこと非常なる者あり、數年の後廢航せしも岩瀧及關係地方人士利便を忘る能はずとして汽船天橋丸を運航せしも後ちに一二の曲折あり、或は朝日丸由良川丸を運航し或は廢れて和船の定期往復を以て一時を糊塗するなどにて命脈を繋ぎ大正五年より鐵道院連絡船岩瀧丸文殊丸にて運航し須津文殊丸へ寄港し今日に至れり。同書 曰

明治二十一年七月宮津町永井源治郎なるもの汽船開運丸(十八噸)を買入れて宮津岩瀧間の航海を開始し頓に便益を得しも四五年にして頽れ、二十六年岩瀧町の有志者之れを遺憾として汽船天橋丸を買入れて毎日四往復を爲せり、のち組織を改めて合資となし三十年八月頃より朝日丸、由良川丸を運航し大正五年より鐵道院連絡船岩瀧丸文殊丸之れに代り現在二隻にて毎日十一航海をなし其内四回は須津港に寄港せり。

航路の第三に數ふべきは日露韓貿易航路にして明治二十五年宮津商港及鐵道期成同盟會により宮津港を特別輸出港となすべき運動に着手し、翌廿六年三月特別輸出港となすの法律案貴衆兩院を通過し、同年四月一日より宮津港に於て露領浦鹽斯德港及び朝鮮貿易に關する帝國民所有船舶の出入及び貨物積卸を許可すべき旨發布せられ其年五月宮津町砂野米藏浦鹽港を視察し八月資本金二十萬圓を以て日露韓貿易株式會社を創立し汽船幸照丸を雇ひ入れて生牛、石材其他物貨を滿載して十月浦鹽港に直航せんとせしも途中風波の難に遭ひて果さず超て二十八年今林直吉朝鮮貿易視察に出張したるも成果を見ず、降て三十一年二月工學

士飯塚驒太郎を聘して宮津商港實測圖及び設計書を調製して其の年十一月商港請願書第十三議會に提出し翌年二月兩院を通過し茲に宮津商港として開港を見るに至れり。翌三十三年日本郵船株式會社西廻り定期船三河丸遠江丸試驗寄港をなしたりしも貨客なき爲め翌三十四年廢止し相前後して日本海貿易補助航路開始を其筋に請ひ三十五年二月命令航路として大阪大家七平所有汽船交通丸凱旋丸の二隻日本海貿易補助航路を運航し爾來宮津に寄港することとなりしも明治四十一年三月朝日丸を以て最終とし命令航路廢止せられ爾來商港の名のみ存して其の實なく大正四年商港は閉鎖されんとするの運命に迫り内山廣三また片岡直温によりて商港救濟策を主務大臣に懇請し歐洲大戰亂の結果に於ける日本海貿易の變動不詳なるを理由とし同年八月勅令を以て閉鎖を免れ大正十年戰後時局終焉を告げ米國より木材の輸入あり其後輪移入陸續行はれ十一年には優に輪移入八千萬圓輪移出壹億壹千萬圓に上り今や商港の實を有するに至れり。與謝郡誌 曰

宮津町長黒田宇兵衛氏の發起にて明治二十五年八月宮津商港及鐵道期同盟會を創立し(中略)物産調査携帶東上代議士神輿知常氏によりて二十六年一月宮津港を特別輸出港となすの法律案を貴衆兩院に提出し左の如く發布せらる。
 明治二十六年四月一日ヨリ京都府丹後國宮津港ニ於テ露領浦羅斯德港及朝鮮貿易ニ關スル帝國民所有ノ船舶ノ出入及貨物ノ積卸ヲ許ス
 爰に於て神輿代議士の推擧により宮津町より砂野米藏氏浦羅港へ商港視察として其年五月に渡航し八月神輿氏其他數氏の發起にて資本金二拾萬圓を以て日露韓貿易株式會社を創立し、十月會社は幸照丸を雇入れ石材生牛その他貨物を搭載し視察員として重役三井長右衛門今林直吉兩氏之れに乗じて浦羅港に直航せんとするや途中風波の難に遭ひて果せず(中略)宮津商港請願書を第十三議會に提出し翌三十二年二月兩院を通過し茲に地方民の宿望たりし商港問題解決す、然れども同年勅令第三百四十二號により輪出入額五萬圓に滿たざるまきは開港は閉鎖さるべき規定の公布されたるあれば宮津貿易額も此額面以上なるを要するは勿論なり。(中略)今次歐洲大戰亂の結果所定の輪

出入額五萬圓に達せしむること能はざる爲め當然閉鎖さるべき運命に迫りしより大正四年六月開港期間延期願を主務大臣に提出せしと思はしからず八月内山廣三氏は片岡直温氏に依頼して内閣に向つて宮津商港救濟善後策を講ぜられんことを懇請したる結果勅令を以て歐洲戰時々局中は所定の貿易額に依るを要せざる旨發布せられ漸く閉鎖を免がれ云々。

大正十二年朝鮮貿易商會創立せられ朝鮮總督府命令航路として朝鮮郵船立神丸十三年四月六日始めて宮津に入港せり(寫眞參照) 京都日出新聞一萬三千三百十七號 曰

日本海橫斷船立神丸入港
 朝鮮總督府よりの命令航路たる日本海を橫斷すべき朝鮮郵船株式會社所有汽船立神丸は既報の如く六日午後三時清津港より宮津に入港し直に同地貿易商會に對し白米、大豆、大豆粕、木炭、木材等を荷揚げして同夜半越前國敦賀港に向け拔錨せしが之より前宮津町にては同船が命令航路たる日本海を橫斷開拓すべく第一回の入港なりしかば入港に對し數十發の煙火を打揚げ午後六時よりは宮津公會堂に於て町有志者百數十名參列の上船員一同を招待して盛なる歡迎會を開き又市中にありては大小國旗及町旗を無數に掲げ大に歡迎の意を表する等非常に盛況なりき。

若しそれ對岸の形勢を觀んか元山築港既に成り清津、城津また既に工事に着手せられ又其陸上には咸鏡線本元線比年ならずして開通を見るべく更に天國、兩江拓林其他の諸輕鐵縱横に敷設せられんとし、多年の懸案たる吉會鐵道の實現と日露の修交回復するの曉また遠きにあらざるべく、前項丹後橫斷鐵道及び縱斷線の完成と共に彼此ともに無限の物資需給の爲めに從來沈靜なりし日本海上交通は將さに多望ならんとす。
 航路の第四に敷ふべきは伊根航路にして明治二十九年伊根村の奥野増治有志者を糾合して合資會社を組織し汽船青島丸を運航して伊根、宮津、舞鶴の三角航路を開始す。亞で組織を改めて青島運輸組合となし加津

良へも寄港す、然るに丹州汽船も舞鶴及び長濱に寄港するに至り剩へ伊根村龜島の一部反對者により汽船伊呂波丸を九州より借入れて青島丸に競争せし爲め同一航路に三者の競争を生じ頗る苦境に陥りしも耐持して伊呂波丸を追ひ大正三年五月舞鶴運航を廢止し爾來伊根宮津間の航海を主とし途中岩ヶ鼻、日置、江尻に寄港する事とせしが同七年敦賀の宮崎相吉汽船末廣丸を以て此航路を競争して自ら破れ、青島組合は株式會社に組織を改造し反對船末廣丸を收めて營業を擴張し、十一年六月汽船日進丸を買入れ三隻の内二隻にて毎日四往復を爲して現在に至り、(寫眞參照) 汽車は勿論馬車自動車等の運轉せざる橋北地方唯一の交通機關たり鐵道開通に伴ひ驛前海岸に出張所を設け列車との連絡を密接ならしめ一層旅客の便宜を計れり。與謝郡誌曰

明治二十九年伊根村奥野増治氏等汽船合資會社を組織し汽船青島丸を以て伊根、舞鶴、宮津間の航海を開始し舞鶴との海上交通始めて開け亞で舞鶴港灣内は長濱に宮津灣内は日置、岩ヶ鼻等に寄港し次第に便益を受くるに至る。(中略) 會社は青島運輸組合に改造して伊根の發着點を同地方一般便益の爲めに龜島の中央小字耳鼻に移したるより小字龜山部落の反感を醸し同部落は九州より伊呂波丸を借入れて青島丸に對航して同一の航路を航海し、之と相前後して丹州丸も舞鶴、長濱、若狹の小濱等に寄港するに至り宮津舞鶴間は三者の汽船が競争せし爲め龜山部落の伊呂波丸先づ廢れて青島組合の收むる所となる。(中略) 青島組合は大正三年五月限り舞鶴加津長への航路を廢止し專ら伊根宮津間並に其の沿岸の航海に當りしが同七年夏敦賀港宮崎相吉所有船末廣丸伊根宮津間の航海を開始し青島丸に對抗し、青島丸は再び競争者を待て其の年九月組織を改めて橋北汽船株式會社となし、前青島丸は賣却して新に橋北丸を建造して對抗せしより末廣丸は遂に敗北して橋北會社に收められ爾來二隻にて交互に運航することとせり(中略) 會社は大正十一年六月汽船日進丸を買入れ三隻の内二隻にて毎日四回往復するに至り云々。

今や鐵道の宮津に開通せられしに伴れ此の航路は益々重要なる使命を帯ぶるに至れり。

次に算ふべき航路は鐵道省線舞鶴航路にて明治三十七年十一月阪鶴鐵道舞鶴に開通し阪鶴運輸組合は汽船嚴島丸を以て宮津、舞鶴間の聯絡を計り、後ち鐵道院は宮津新濱に營業所を設け海舞鶴驛より汽船第一、第二橋立丸を運航せしめて船車の聯絡運輸を開始して私設營業廢航し後ち鐵道院は第三橋立丸を新造して第一橋立丸に代らしめ毎日六回交互に運航せり。同書曰

三十七年阪鶴鐵道開通せしより阪鶴運輸組合は汽船嚴島丸を以て宮津舞鶴の聯絡を計りしも後ち此の聯絡は鐵道院に於て經營することとなり汽船橋立丸第二橋立丸にて航海することとなり(中略) 第三橋立丸を新造して第一橋立丸を廢し毎日第二第三橋立丸の二隻にて六回の航海をなし最近鐵道院は鐵道省となり省線は此の外に汽船由良丸を以て貨物船とし毎日三航海をなし云々。

鐵道院は獨立して鐵道省となり汽船三隻を以て九回の航海を爲しつゝあるも十三年四月十二日鐵道開通と共に新濱なる宮津營業所の業務は宮津驛に移り随つて此の航路は當然廢止さるべきものとなれり。

尙ほ宮津灣内の航路に府中線あり大正八年以來橋立廻遊船株式會社の經營の下に宮津府中間を第一、第二廻遊丸にて毎月七回往復し毎回文殊に着發せり。同書曰

大正八年より橋立廻遊船株式會社なるもの創立せられ第一、第二廻遊丸の二隻にて毎日七回宮津府中間を航海し文殊より發着す云々。

追加

大正十三年七月大型廻遊船を新造し(寫眞參照) 十四年四月天橋立汽船株式會社と改稱せり。

次に城崎航路竹野郡間人町に本店を有し同郡下宇川村中濱に支店を有する丹後海運株式會社は大正十三年四月より其の扱店を宮津町宮津運送株式會社波止場營業所に設け、所屬汽船城島丸宇川丸の二隻を以て宮津

城崎間を航海し毎日午後一時宮津出帆本庄、蒲入、袖志に寄港して中濱港に碇泊し翌朝間人、淺茂川を経て正午城崎に到着するものと、反對に城崎より宮津に來るものと各番に航海をなすこととし荷客の都合によりては舞鶴港へ臨時寄港することもあり。宮津港案内 曰

宮津港ヨリ各港ニ至ル距離

港名	内地	領土及外國
大阪港	五五二哩	城津港 四三〇哩
神戸港	五四八	清津港 四四八
門司港	三〇五	元山港 四五〇
敦賀港	五二	釜山港 三三一
舞鶴港	一七	浦鹽港 四八七
函館港	四六三	大連港 八六五
城崎港	四二	上海港 八〇九
名古屋港	七三七	香港 一、四三四
青森港	四七〇	ホノル、港 三、七七四
小樽港	五七五	桑、港 四、七二二
横濱港	八四四	新嘉坡港 二、八一二

同書、また繋船壁のことを録せり次に抄載す。

繋船壁、繋船壁ハ未ダ完備セズト雖モ三四千噸級ノ船ハ自由ニ岸壁ニ横付シ得ベシ然レドモ岸壁ノ構造堅固ナラザルガ爲メ現時ニ於テハ

五六百噸以下ノ船ハ横付スルヲ普通トスルモ其レ以上ノ船ハ岸壁ヲ去ル四十米位ノ距離ニ碇泊スルヲ常トス、茲ニ於テ宮津町ハ宮津停車場ニ最も近接シタル海岸ニ埋立工事ヲ施シ之ニ繋船壁ヲ築造スルノ計畫ニシテ近ク起工スベキニ依リ竣工ノ上ハ自由ニ大小各種船船ノ繋船ヲ見ルニ至ルベシ、而シテ該繋船壁ヨリ停車場ニ達スル距離僅カニ百間ニ過ギザルモノナリ(中略)尙繋船壁ニ近ク上屋井倉庫ヲ建設シ且又同地點ヨリ停車場ニ達スル幅員六間ノ道路ヲ築造シ之ニ輕便軌條ヲ布設スルノ計畫アルノミナラズ海岸最モ樞要ノ地點タル宇島崎ニ於テ約七千坪ノ土地ヲ買収シアルヲ以テ之ヲ利用シ海陸ノ連絡設備ハ遺憾ナキヲ期シ得ベシ尙宮津鐵道株式會社ハ福知山宮津間ノ鐵道ノミナラズ宮津停車場ヨリ海岸ニ達スル臨港鐵道ヲ布設シ倉庫業ヲ兼營スベキ計畫ヲ以テ目下其筋へ認可申請中ナルヲ以テ完成ノ上ハ海陸連絡設備ノ點ニ於テ他ニ其比ヲ見ザル良港灣タルヲ得ベシ。

追加

前掲宮津臨港鐵道に關シ大正十四年三月五日橋立新聞第一千〇七十號に宮津臨港鐵道と題し

宮津町の臨港鐵道敷設については既に宮津町では同驛より海岸へ向け約一哩を敷設の計劃で海岸の一部を埋め立てるまでの案を立て福知山保線事務所を経て神戸鐵道局に請願書を提出して居るのであるが同事務所では過般買地踏査をなし目下書類を進達して居る模様であり近く具體化する見込である。

また同年四月二十八日同紙第一千二百二十號に

港灣埋立請願工事

宮津町では町會の懸案であつた宮津港灣埋め立ての許可があつたので愈工事を請負ひに附する事となつたが第一次埋立は宮津商業學校裏海岸約五十間幅員約十一間坪數約三百三十坪の豫定で埋立るのであり工事の入札會を廿七日午前十一時から町役場内に開いた。

五、船舶と車馬

文久年間宮津廳の調査に係る宮津領内大小船數取調帳に載する宮津城内の船數次の如し

- 一、中船三艘 小船二艘
- 一、中船七艘 小船三十五艘
- 一、小船百三十艘
- 一、小船四艘
- 一、小船五艘
- 一、大船三艘
- 一、同一艘

とあり以下各村の分は省略するも宮津町に百九十二艘あり近在には波路村に小船三十四艘獵子崎村に同十九艘また文殊門前村に小舟四十三艘とあり然るに大正十一年四月一日現在宮津町汽船二隻帆船二艘小舟百二十八艘短艇八艘合計百四十艘にて、數に於ては五十二艘の減少を見る又近在に於ても城東村小舟四十艘文殊は吉津村八十六艘あれば半數と見ても四十餘艘なるべし。

また陸上運輸機關は維新前は道路開けざれば總て牛馬の脊によりて運ばれ車は絶対に通行せざりしといふも不可なく、明治中葉以後道路續々開鑿せられて車輛隨つて行はれ最近に至りては驚くべき數に達せり。今大正十一年四月一日現在宮津町及び附近地廻り車輛數を統計の上に見れば次の如し。與謝郡誌 曰

町村名	自動車	自動自轉車	自轉車	人力車	牛馬車	大車	小車	手先車	合計
宮津町	七	四	五九二	一三	二四	八八	一二三	三〇五	一、一五六
城東村	一	一	九二	一	一	一	一二四	八七	三〇五
栗田村	一	一	二二二	一	一	一	二八四	四七	五五四
上宮津村	一	一	一〇三	一	一	一	一九六	二二	三三二
吉津村	一	一	一一三	四	四	四	五九	八一	二六五

就中自轉車は急速の増加を見爾後尙は夥しき數を見るに至れり。

六、郵便電信電話

往古驛馬傳馬あり降つて早飛脚ありて公用を辨じたるは言ふまでもなし、廢藩後明治五年七月一日宮津町本町京街道角品川半兵衛宅に郵便役所を設けられ郵便事務を開始し、豊岡縣の所管に屬す、同八年一月内國爲替事務を開始し九年八月京都府に移管せられ魚屋町片原町角に移り洋風最初の建物として名あり、區域は宮津町、上宮津下宮津全村栗田全村及び文殊村を集配區域とす同十一年九月貯金事務を開始し、十五年電信線を架設し十一月電信事務を開始し同十九年五月宮津郵便局と改稱し二十四年八月宮津郵便電信局と改稱し、翌二十五年七月外國爲替事務開始二十六年三月小包郵便事務取扱を開始す、三十四年三月十四日栗田村字上司に栗田郵便受取所を設け後栗田郵便局と改稱せしも依然宮津局の集配區域にて該局は無集配局なり三十六年四月通信管署官制改正により宮津郵便局と改稱し本町通り西堀川西側角に移轉開廳す。(寫眞参照)

超へて三十九年十二月電話通話事務を開始し四十一年十二月十一日より電話交換事務を開始し加入區域は宮津町城東村全部吉津村字文殊上宮津村字喜多、今福なりしが四十四年三月等級特定三等局と定められ四月加入區域改正の結果普通加入區域宮津町、城東村字瀧馬、惣、特別加入區域城東村字宮、波路、皆原、山中、獅子崎、上宮津村字喜多、今福吉津村字文殊と更まる、加入者は開始當時は七十八名なりしもの年と共に増加し今三百に垂んとせり、大正四年三月國庫金受拂事務五年十月簡易保險事務八年十月府縣稅取扱事務を開始し以て今日に至れり。宮津郷誌、曰

宮津郵便局

局長 一 事務員 一四 電話交換手 一六 集配人 一二 遞送人 二
宮津町本町に在り郵便、電信、爲替、電話交換事務を取扱ふ。

大正十年に於ける宮津局取扱事務の件數次の如し

- 郵便 函 二十九個 (内五個栗田局部内)
- 普通郵便物引受數 百二十八萬六千三百四十七通
- 同 配達數 百三十七萬九千六百八十二通
- 小包郵便物引受數 壹萬二千二百二十九個
- 同 配達數 貳萬一千三百七十八個

電報發信取扱數 貳萬六千九百七十通

同 着信取扱數 貳萬七千二百二十三通

同 中繼取扱數 六千二百三十五通

電話(加入者)通話數 百十九萬四千二百八十通話

同(加入者)通話數 六萬三千四百三十七通話

同(呼出)通話數 三千八百五十七通話

郵便爲替振出數 二十六萬二千七百二十八圓(千五百五十二口)

同 拂渡數 二十萬六千七百十九圓(一萬〇五百三十六口)

郵便貯金預入數 十九萬二千三百三十二圓(一萬五千二百二十二口)

同 拂戻數 十九萬五千三百三十圓(五千二百六十六口)

同簡易保險取扱數 五萬〇七百三十一圓(被保險者四
百七十六名)

七、電燈及電力

明治四十三年六月宮津町三上勘兵衛黒田宇兵衛宮城宗七諸氏關西の電氣王と稱せられたる愛媛縣人才賀藤吉と謀り資本金五萬圓を以て宮津電燈株式會社を創立し同月七日事務所を宮津町字河原町に設く、同八月十日出力七十五基の瓦斯發動機一臺据付工事に着手し同年十二月末日竣工翌四十四年一月一日より宮津町四百

三十四戸と城東村字瀧馬なる京都府立第四中學校一戸この取付燈數千〇九十六燈を點せしを電燈の嚆矢とす、之より需要次第に増加し更に動力の供給を希望する向を生せしより同年十一月五萬圓を増資し發電所を町外文殊の境界なる蛭子山麓通稱赤岩に起工し翌四十五（大正元）年二月二十七日竣成出力七十五基發電機を据付け河原町舊營業所より前發電氣を移轉して出力百五十基となす、後ち會社は加悦町なる丹後電氣株式會社及び丹波八木町なる丹波電氣株式會社合併し兩丹電氣株式會社と稱し更に但馬豐岡なる豐岡電氣株式會社を合併して三丹電氣株式會社と稱し豐岡に本店を置き宮津の會社事務所を三丹電氣株式會社宮津支店と稱せり、其の後城崎電燈、濱坂電燈、北丹水力電氣、舞鶴電氣等の各會社を買収または合併し宮津町字波路に出力一千基の火力發電所を新設して時勢の要望に應せんとし、大正十年三月機械据付を了し運轉を開始せり、翌十一年三月帝國電燈株式會社の合併する處となり河原町三丹支店は帝國電燈株式會社宮津營業所と稱し益々營業を擴張しつゝあり。與謝郡誌 曰

大正十一年三月十五日東京に本社を有する帝國電燈株式會社と合併し三丹電氣宮津支店を帝國電燈株式會社（資本金參千參百貳拾五萬圓千五百五拾圓）宮津營業所と改稱し殆んど與謝郡一圓及び加佐郡由良村を營業區域とす而かも駁々として進歩する時勢の要望に副はんが爲めに同八月三十日資本金五千萬圓に増加し電燈電力の供給を裕かならしめんとして宮津發電所の出力を三千基に増設の計畫にて目下之れが工事中なり云々。

大正十一年末に於ける宮津町電燈需要家數二千〇十八戸同上燈數七千三百十八燈電力需要家二十五戸同上馬力四十三馬力、城東村電燈大正七年三月初點八十戸百二十九燈の處十一年末二百五十六戸四百七十三燈

また上宮津村は十年二月初點二百四戸二百八十七燈の所十一年末現在二百七戸三百十八燈何れも電力は使用せず、尙ほ波路の發電所増力工事大正十三年初春完成し鐵道開通と相俟つて大宮津を不夜城たらしめんと意氣込み居れりと。

第參章 宮津の名所

第一款 名所の概観

一、丹後の名勝と宮津

題して名所といふ、必ずしも名勝地を意味せしものにあらずして、海宮津陸宮津に於ける歴史的遺蹟地理的名勝竝に兩者何れにも屬せざるも傳說的遺物その他紀念すべき物件、所謂史蹟名勝天然紀念物を包含して假りに名所なる名辭を用ふることにせり、抑も丹後と云はば宮津を聯想し宮津といはば先づ天橋立を誘ひ天橋立と謂はば即ち與謝海を稱ふ、その與謝海灣の殆んどは本書の所謂宮津港灣にして隨つて丹後名勝の殆んどは吾宮津の圏内にありと謂ふべきなり、史蹟としても亦然り。

二、宮津八景

橋立の晴嵐、成相の晚鐘、片島の夕照、犬堂の夜雨、梶島の歸帆、日置の落雁波路の秋月、大山の暮雪、これを宮津八景といふ、丹後宮津記に載する古人の吟詠左の如し。

丹後宮津記 曰

宮津八景

橋立の晴嵐

道 柯

雲霧をばらふ嵐の朝なきに

釣舟よする天のはし立

妊 夫

成相の晚鐘

等閑に聞きは馴ても成相の

夕へのかれに歸へる里人

利 秀

片島の夕照

雲遠くよそは時雨て片島の

かたはの松をてらす夕きへ

墨 庵

犬堂の夜雨

夕くれの鐘より雨の音さへて

いづの時しる寺そしつけき

宇 亭

梶島の歸帆

眞帆引きて數ある舟のかし島に

聲打そへて歸るしらなみ

和 海

日置の落雁

浦風のつむりきさてや雁かれの

てらす日置の里に落つらん

波路の秋月

秋風の夜は波路を雲井の心地して

月もろこもに出つる船人

大山の暮雪

たへ間なく降りし夕も晴れ渡る

山はくも井にまかふ白雪

丹後宮津記 曰

宮津八景

橋立晴嵐

見盡松林數十程

成相晚鐘

殷々樓鐘暮景清

片島夕照

斜陽耀晚水無波

犬堂夜雨

犬堂一字雙宮津

梶島歸帆

日置落雁

大僧正道恕

怪是天橋立晚晴

黃門定熙

雲樹猶深寂寞情

右少辨有富

島陰互答唱高歌

法印杏山

愛心本與陸機均

宇津宮由的

都入家人望眼中

隨竹元好

寒雁高飛凌斗牛

波路秋月

海路煙波浸一州

大山暮雪

大山鐘秀甲群山

秋風吹浪碧天浮

乾坤萬里月光浮

一面俯臨滄海間

海南自是百千里

日暮落來群一州

誰築峻嶒千仞雪

人間有此勝觀異

不讓洞庭湖上秋

乾坤映出暮光閑

熊谷荔齋

鴨水如實

馬

內藤鳴雪

蒼梧帆

碧梧桐

與謝蕪村

百川

大淀三千風

股富門院大輔

三、與謝の海

宮津八景これを收むれば即ち與謝海となる、蓋し與謝海を離れて宮津の名勝は絶無といふも過言にあらざればなり、古今の吟詠を左に録す。

與謝の海

來る秋の渡る音あり與謝の海

與謝の海や藍より出で、夏木立

見の日より雪のれからや與謝の海

霧晴る、松毎に又波毎に

春の海ひれもすのたり、かな

呼子鳥渡る橋あり與謝の海

阿層照りて與謝曇る秋の時雨さも

與謝の海

うかりける與謝の浦なみかけてのみ

思ふに漏る、袖を見せばや (新勅選集戀)

第壹編 第參章 宮津の名所

いさりする與謝の海土人出ぬらし

浦風ゆるく霞わたれる(新千歳集春)

松立てる與謝のみなごの夕すゞみ

今も吹なん沖津しほいぜ(新後拾遺集夏)

與謝の海くじさの浦の中分て

一筋青き天のはしたて

與謝の浦沙干のかたに並み列れて

きすかく海土の袖のけしきよ(秘藏抄)

いさりする與謝のあま今宵さへ

あふこさなみに袖ぬらせさや(續後選集戀)

與謝の浦かすみ晴れ行く絶間より

梢に見ゆる松のむらたち(後拾遺集春上)

汐風に與謝の浦松音さへて

千鳥さわたる明ぬこの夜は(同冬)

かけてたに頼めは涙のよるくを

まつもつれなき與謝の浦風(同戀)

與謝の海霞渡れる明かたに

沖漕く舟の行衛しらすも(風雅集雜)

與謝の浦の海土のしわざと見しものを

さもわかやくと鹽たるかな(新拾遺集)

惠蒼法師

後京極

岡部宮司

讀人不知

前大政大臣

藤原隆信

俊惠法師

參議雅經

權中納言長方

和泉式部

舟出す與謝のみなごの明かたに

友よぶ聲は千鳥なりけり(新後拾遺集夏)

濡れころも今ははつ木にかけてす

かつきしてけり與謝の海人(堀川院百首)

與謝の浦一むら立てる濱萩の

また類なきこひもするかな(住吉社哥合)

汀なる鹽蘆にまごふ濱萩は

よしぞ見ゆる與謝の浦人(同 判哥)

與謝の海にひくてふ網の綱手繩

くるをば人のこゝろさもかな(久安百首)

與謝の浦や汐風松にはらふなり

清き月夜のはるかなる影(千五百番哥合 秋三判御歌)

與謝の海の沖津しほ風浦にふけ

まつなりけりさ人に聞かせん(六百番哥合)

春の來て明け行く與謝の浦風を

幾重かたむ磯の松風(拾玉集)

千瀉ふく與謝の浦浪たかくのし

汀の千鳥むれてたつなり(正治三年百首)

藻かり舟漕きて見れば越の海の

霞に消ゆる與謝の松はら(家集)

按察使資明

源兼昌

無名

神祇伯顯仲

前參議親隆

御鳥羽院

後京極攝政

慈圓僧正

源師光

鴨長明

與謝の海のうきれに通ふ鹿の音は
波よりけにそ袖は濡れけり (建仁元年老若
五十首哥合)

嘉陽門院越前

明かたの與謝の磯間に舟さめて

藤原行家

影ふく月を浦路に見る (弘長百首)

前大納言爲家

霧はる、與謝の浦松ほのくさ

九條内大臣

沖津風かたほはかりをあらはして

藤原爲相

霧の中なる與謝の浦松 (千首和哥)

殷富門院大輔

與謝の海の春の浦々見渡せば

俊頼朝臣

さまやの庭に和布かり干す (夫木抄)

道法法師

行衛も知らぬ戀もするかな (同)

前内大臣實隆

みまこゐる沖の白洲にしほこへて

玄旨法印

夕浪ある、與謝のうら風

明渡る與謝の浦風ほのくさ

松より見ゆる春の初しほ (電玉集)

はるく、與謝の湊の霧はれて

月を吹こす八重のしほ風 (兼妙集)

與謝の海や波路を渡る舟人の

春や霞はわけまがふらん (後陽成院
千首和哥)

與謝海

風自四極動 海接北溟平 空裡天橋起

波中寶利明 龍燈飛岸樹 昼市雜津城 如供扶搖使 圖南九萬輕

大納言定照 柴野栗山

四、史蹟遺物記念物

史蹟と名勝は相似寄り相關聯し兩者の區別の殆んど別つべからざるもの往々あり、名勝も其の地の歴史を除き去らば更に名勝の價値なきもの無きにあらず、又史蹟も名勝を伴ひて能く後世に保存せらるゝものも尠なからず、遺蹟必ずしも遺物を伴ふものにあらず紀念物若しくは各種傳説地必ずしも名勝地區に存するに限らず、天橋立の如きも只だに景色絶佳なる所謂名勝たるのみならず之に附隨する史蹟の助くるありて益々其の眞價を發揮し、また和泉式部の舊蹟の如きも管だに之れを史蹟傳説地とするのみならずは寧ろ式部櫻の爛漫たるによつて彌々其の名區の喧傳せらるゝ者なりといふを適辭なりとせん歟、以下款を設けて敘説せん。

第二款 天橋立

一、天橋立の地籍

宮津の名所といはゞ無論天橋立を何人も指呼するなるべし、天の橋立は與謝郡吉津村大字文殊地内にして府中村大字江尻の疆界より起り與謝灣内に東北より南西南に向つて細長く延び出でたる砂洲にして洲上千古

の老松之れに並び所謂白砂青松の風光は真に日本三景の一として天下に喧傳せらるゝ處なり、(寫眞参照)

一、橋立の地理的概要

與謝郡成相山下府中村江尻より南に向ひて宮津灣與謝海に突出せる門州狀の砂嘴にして、一名を子日崎と言ひ東は黒崎半島西南は大江山脈の高峰倉梯山環視す、此の砂嘴に抱擁せらるゝ内海を岩瀧灣阿蘇の海と稱す、其の南端は宮津市街を北に距る一里切戸の水を隔て、吉津村大字文殊なる久志濱の砂洲と對し長さ二十七町四十間幅廣き所三十二間、風水の作用によつて成れる一種の砂嘴にして白砂青松一帯に連り所謂青龍渡海の奇觀を呈せり云々。

と云ひ亦た廣榮堂出版の遊覽案内には

天下の奇景と稱せらるる天の橋立の成因に就き學者の研究せる處に據れば全く潮流と風との關係より斯かるものを生じたりといふ。即ち日本海の潮流は經ヶ岬より陸地に沿ひて南に伊根灣と洗ひ更に南下して宮津灣を一周し黒崎より外海に流出す而して此の附近には北又は東の風多く波は常に西海岸を洗ひて潮流には多量の土砂を含めり、此潮流が宮津灣を一周する際天の橋立附近に至れば内海の灣入廣瀬なるが爲め俄かに其の速度を減じて流勢緩漫となると同時に潮流中に含有せる土砂を附近に沈澱せしむ、天の橋立は實に此沈澱によりて生じたるものなり又文殊の切戸を生じたるは内海に流入する河川の外海に出でんとする水勢にて潮流を突破するがためにして例へ特殊の原因にて一時閉鎖若しくは擴大するこゝありと雖も必ず又自然に復舊して一定の水道を保つものなりといふ。

二、橋立の管理

天橋立は現在大天橋小天橋の二者より成り大天橋は府中村界より切戸までを云ひ反別十一町六畝二十二

歩、小天橋は切戸より涙磯に沿ひて鶏塚沖以南へ延びたる砂洲にて全然環海の島にして反別一町八畝九步都合十二町一反五畝一步なり、舊と文殊境内地なりしを明治維新の際上地官林となり明治三十八年二月九日公園地に編入せられ京都府訓令第十四號を以て橋立公園と稱する旨公布あり、亞で同年六月十三日府指令第二六〇六號以て維持管理を與謝郡に命せらるゝ、但し當時は小天橋中松樹の叢生せる部分九反五畝三步を公園地となせしと雖も、後ち涙磯鶏塚沖を蜿蜒宮津町地先まで公園地に編入する事となり此地區一反三畝六歩を明治四十年四月二十三日追加編入して現在の二町八畝九步となるなり、而して當時は前記の如く橋立公園と稱せしも天橋と云ひ橋立と云ふは畢竟天橋立の略稱に過ぎざれば明治三十九年二月三日郡庶乙發第八號を以て公文書に明記する場合は俗稱の如何に抱らず天橋立とする旨發表し爾後天橋立公園と公稱す。大正八年法律第四十四號史蹟名勝天然紀念物保存法發布せられ同十一年三月内務省告示第四十九號を以て天橋立公園及文殊境内地その他附近の要所を名勝地として指定せられたり。與謝郡誌 曰

一社第二八一號

内務省告示第四十九號ヲ以テ左ノ通史蹟名勝天然紀念物ヲ指定セラル

大正十一年三月八日

京都府知事若林資藏

與謝郡長山本三省殿

種別	名稱	地名	地目	面積	所有者名
名勝	天橋立	京都府與謝郡吉津村大字文殊小字天橋立	公園地	三九、四五一・〇〇	國

兼壹編 第參章 宮津の名所

京都府與謝郡吉津村	寺	院	地	六、二七一〇〇	國
大字文殊小字天橋立	神	地	一、四六七〇〇	同	
(府中村山林四筆省略)					

而して此の指定事由の説明に「天橋立宮津灣内ニ在リ其ノ砂嘴江尻ヨリ南々西ニ互リテ突出スルコト約二十三四町殆ト文殊ノ地ニ接シテ宮津灣ト内灣トヲ分チ幅廣キ處約二丁餘狹キ所ハ一丁ニ滿タズ内灣ニ於ケル砂嘴トシテ唯一ノモノナリ加フルニ白砂青松ノ美景ヲ以テス、磯清水神社及ビ智恩寺ノ境内ハ全體ノ風景ヨリ分ツベカラサルモノニ屬ス成相山上郡ノ郡有山林ニハ地ヲ拓キテ小亭ヲ設ケタルアリ天橋ヲ望ムニ好適ノ地點ナリトス云々」となせり。

追加

大正十三年四月十五日橋立新聞第七百八十四號に橋立公園の擴張と題し

與謝郡吉津村は其地域を同郡府中村地帯に入り込まして地權は吉津村であり乍行政權は府中村が掌握してゐる云ふ複雑と不可解な事實が何時の時代より繼續されて今日に及んでゐるが此の複雑な地帯は天の橋立公園より金松公園に通ずる咽喉部であり既に數十戸の人家が建設せられてなり土地年貢は吉津村所有者に納入してゐるが戸數割其の他の諸税の附下徵收及治政、行政は府中村役場の指揮監督を受けてゐる譯である故に此の間吉津村、對府中村の間可成永い暗黙が續き何時か事あれば問題を惹起して物云ひの種となるかの如き形勢が窺はれてつたのであるが之は自治體の進展上或ひは町村行政上より見て好ましく無いものであり山本與謝郡長、落合主席書記杯は痛く意を此點に注ぎ何等かの方法を以て兩村の諒解を求め地域と行政權界を明かにする可く中間斡旋の勞を惜まぬものゝあつたが去る本月上旬より郡長、落合書記及吉津村大槻村長以下代表者并上府中村助役以下代表者が府中村に於て會見し交渉を重ね實地踏査を行ひたる結

果吉津村側大に讓る處があり妥協點を見出し遂に永年に互つた難問題は左の如く解決した譯である。

府中村字江尻、橋立公園に接近してある部分吉津村字文殊智恩寺所有約二百坪及文殊區有四百六十九坪、府中村有約三百坪を無條件を以て府に提供し橋立公園に繰込む事、更に文殊智恩寺所有約千五百五十八坪は之を府中村地域に編入し同地上の住民は府中村の行政保護を受ける事。

大體右の次第であるが右公園に編入する地上に現在する府中村人家四月小屋數戸を除去せねばならぬものであるが之は一朝一夕に埒あかないので先づ本年七月末までに全部移轉又は取除けを執行するものだ。

三、天橋立の記事紀行吟詠

天の橋立に關する古今書籍の記事、古人今人の紀行文並に詩歌俳句等の重なるものを左に別舉せん。

丹後風土記逸文 曰

天橋立、與謝郡々家東北隅方有之連石里、此里之海有長大崎、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下或所十丈以上廿丈以下、是名天梯立、後名久志濱、然云者國生大神伊射奈勢命天爲通行、而梯作立故云天梯立、大神御寢坐間伏仍怪久志備坐故云久志備濱、此中間云久志、自、此東海云與謝海、西海云阿蘇海、是二面海雜魚具善佳但給乏少。

藤原泉所山人天橋遊草 曰

二日(寛政甲)味爽召翁問、舟何在、答曰既離在岸即導余出、自後圖解纜離岸、正北水天一碧、瀟瀟洞洞如鏡、鷺物有冠履、二島橫影、匣中以其隸、與謝郡、號曰與謝海、東灣、黑崎浦、灣之盡所曰稻浦、舟子曰、此土鯽魚莫不美、而取之者尤爲佳品、舟傍西灣、漸北、既渡五里、天橋右逼、舟首、邪俗沙嘴曰洲崎、偏洲崎、而白沙、而青松、而表、表、神所、在、舟登千切戶、移、所謂洲崎之上、謁神祠、曰橋立明神、少北有泉曰磯清水、掬之不帶鹹氣、即表、回白沙中、優游青松間、撫龍鱗之錯落、仰塵尾之天橋、及其森列、目眩心忙、鳥康美哉、松、即又浮舟、一欸、鐵鏈而進、漸遠洲崎、東南、舞鶴城、猶、蜃氣浮空、舟子西顧、指點地理、智恩之西曰

芳野、其南數里有土窟、曰龍穴、去龍燈松、不甚遠、曰枯木浦、曰會梯川架、小橋、曰岩瀨村通、檮嶺、輪、此下三重村、神名帳所謂三重神社在、茲、曰男山村曰柄尻村是爲成相寺、通稱之曰白絲濱、東望則天橋自柄尻突出海面、長二千一百步、東南、以目過於尺、廣五六步、其尾稍大、不過十二三步、以目狹於尺、彼十八公千萬根垂、枝左右、枝去地各數尺、如遺一其幹、簇々似柱、猶蜈蚣之行、其足不可數、波濤則影映、海底倒架、一天橋、片幹、葉枝無所、軒輊、影亦似真、真亦似影、躬亦如渡、自彼海底而來、此、仰望、俯對、左視、右眺、如動如靜、如招如揖、偶有呼我者、顧則水禽之聲也、於是釣、植、持、擊、如、舳、吟、哦、則海底爲天、天上爲海、今日誠入瑠璃世界、乎殆不可辨、至此心中茫然、舟達柄尻、過華表、謁神祠、扁曰一宮明神、小野道風所書、右有大谷寺、左有國分寺、皆不語、履干成相寺、向西北、登可五里、得門有茶肆、門內有燈籠、置鐵盤、與在智恩寺者一、右有大悲閣、左乃成相寺、寺藏源賴光討強盜時禱文一道、上木實之年號、月日下有官氏華押、而不署名、問其真蹟、曰既經數百歲、紙盡字滅、(中略)出其庭、望之天橋、起自山趾、互乎波上、不及舞鶴城者似五六弓、猶群猿衆々相援、橫伸通臂、將櫻、仙食者、此洲一號錫杖島、者嘗其如倒錫杖也、我之爲、說、說、之、爲、我、殆、不、可、辨、至、此、心中再茫然、先遊皆曰遊天橋、而不攀、成相、則猶入天台、而不登、熱麻、信哉、云々。

百井塘雨爨、隨筆卷十 曰

本朝に十二の絶景あり田子の浦(駿河)松島(陸奥)箱崎(筑前)橋立(丹後)和歌浦(紀伊)湯海(近江)蛆瀧(出羽)朝熊(伊勢)松江(出雲)明石(播磨)金澤(武州)と斯の如し、其中に富士をいわざるは田子の浦より見ゆるに依るなり橋立は神書に曰く陰陽の二神天の浮橋に立て誓言し玉ふと其事相を爨に現す、天の橋立と云ふ島の長さ貳千貳百九十丈貳尺靈瀆と號す也、北海伊根浦より入海にして周圍百町許り真中に橋立の松原乾より一文字に突出し向ふの地に及ばんとして切れたり此間僅かに二町許り船にて渡る、向は宮津より地續く文殊堂あり故に切戸といふ、橋立の松何れも潮風に吹拂みて高くは延びず俯伏低く屈曲自然の古樹なり、筑前の十里松駿河の三保松原世に聞えたる其松林に入つては幅數丁なれば左右の海見へずして只尋常の松原の思ひなる、此橋立は賣き所も一丁に過ぎず狭き所僅に七八間にて左右共に海を見る誠に絶勝奇景也、冬天氣荒れ浪烈しく潮高く沙入れれば忽ち打切へき様なれども其砂地を波さへ少しも越たる事なし、故に浮島といへるも妄言ならず。

筑紫紀行卷之十 曰

十五日今日日よし、勿刻過に立出(中略)小坂を越て十五六町行は三重村、人家三四十軒、茶屋あり、此村は神名帳に丹後國與謝郡三重神社とある處にはあらざるが、尋れて詣てまほしけれと今日は降る事ありて止みぬ、さて久美より此あたりまで、田の草を取るを見るに少なき竹にて琴の爪の様な物を造りて指にはめて草を取るなり、土堅くしてたゞに指にてはとられずといへり、廿町計爪先上りに登れば樗峠に至る、この所より北に至れば、音に聞及し天の橋立、又は岩瀨、江尻等の景地とも眼下に見へて、入海より北海の大灘までも一望の内にあり珍しく面白ふして心目を豁開せり。空は、時は、加賀の白山、若狭の松尾山、丹後の由良山、越前の山々までも見えわたされて、殊に絶景なりといへど、今日は少し陰りたればまては見へず、是より甚も峻しき坂を十丁餘り下りて、弓の木村に至る、人家七八十軒、茶屋多し、家々に大形縮緬を織出す也、引つきて岩瀨村(大野よりはまで三里)人家二百軒計宿屋茶屋あり此所より舟に乘て宮津へ渡るもし歩にて行時は、南村、溝尻村、江尻村、成相寺橋立宮津と經行なりといふ。さて半里ばかり海上を行て、溝尻村より成相寺に詣つ、峻しき山坂を十八町登り行。十五町目に茶屋四五軒あり、上に仁王門あるに依て門前茶屋と稱す。此所より見下す橋立の景色。言語に絶す。(中略)

さて本坊の庭前より南にむかひ眺望すれば、橋立の松原與謝の海中に緑の糸なと打はへたらんやう浪に浮び、また宮津の城なと落る隈なく眼に見え渡り實に日本三景の一とはいふにたかわまりけり感嘆してうちなかむる間にや、時うつりぬれば人々麓に下らんといふにありて、せんすへなく共に下る。二王門に至りて、雷雨俄に降り出れば門前の茶屋に走り入て晴間をまつ、かゝる程に黒雲かきくらし闇化のこさく電光谷にみちくして、雷鳴顔にして山もくつる、はかり響き渡れば、生る心地はせまりけり、まるほかに山風ふき出てまりけなく空晴れ渡りぬれば、溝尻にかへり下る、かくて又舟に乗て成相寺より見下せし海中の松原を見つ、十四五町行は、橋立明神の御社あり、是は小社なり、入大龍王、大川大明神と、天橋大明神とを祭れるなりといふ。傍に磯清水の井戸といふあり。また千ノ松といふもありしよとなれどいまは枯てなし、また洲崎に石の鳥居立てり、此所より東南の方に宮津の御城下。西北には成相寺、南にはおふち峠、白糸の濱なと見えわたる、かくて夕日の浦を經て文殊村に至る、さて陸に上れば人家三四十軒あり、天橋山智恩院寺いわゆる切戸の文殊之

なり(中略)本堂は南向にて七間四方なり、禪堂潔淨にして庭こまよし、額は同居竊東華貞谷書とあり、寺は妙心寺の派にて、寺領五十石といふ、大門の前は、濱邊の舟附にて

如此形の石燈籠立り、正月と六月の廿四日には龍燈を奉るといふ、燈籠の前に茶屋五六軒あり、豆腐菘蕪の田樂を、分別の田樂と名付け、小豆餅を智慧の餅と名つけ、酒を思案酒と名つけて賣る、即立入つて豆腐の田樂を肴にて、かの思案酒をのまんとするに、甚苦くて飲へくもあらざるに主の女は年經たる老婆にて、智はいかにかあらん、形いさきたなげに見くるしければ、幸して一盃のみほしたり、かくて又舟にのればまた雷雨頻りにふり出て苦漏雪のいと苦しければ、波の靜かなるに心おここもなうして、浦々をななめ名所をさひき、てなくさみつ、宮津の方へ向て漕しむ、入海の真中あたりて、かの橋立の洲崎、江尻村より凡三四十丁計りまし出たり、潮は十間に過さるへし。振よき松とも作り成したらんやう。浪うち際に枝をたれて、よき程に竝たてり、洲の東の方による波は北海より直によせくるなみなはいと荒く西の方は内海なれば靜なり、此洲崎と文殊村との間廿間計きたるを、九世渡も切戸もいふなりといへり。

北西紀行 曰

宮津は阿部對馬守殿居城なり。京より廿八里あり。町頗る廣し。海邊にて魚鹽器材乏しからず。諸國の船爰に集る故に商家富り民家を借りて暫憩ひ、久世の渡に赴く久世の渡は、宮津より船にて行けば西北一里に近し。宮津より西に出る小阪の上に。大堂とて小堂あり。石碑あり(先領主永井信州尙長の立る所。其文は弘文院之をかく)

五臺山久世戸寺。俗に切戸の文殊と稱す樓門に海上禪叢と書る額あり。本堂大なり。五臺山と書る額あり。又二層の塔あり。堂前に觀の水盤あり。經六尺高さ二尺ばかりあり。寺僧の云。古は此寺に僧多し。其時の浴盤なり。此寺昔は眞言宗。今は禪宗なり。古は此地も島にて有し故切戸と號す。今は切戸埋りて陸に渡りしと云ふ。然れども此西に入海有つて、文殊堂の前僅かなる切戸より潮通し船も通る故に。其渡る海を切渡と云なるへし。此切渡を俗に久世の渡と云。丹後國風土記には久志と云ふ。是より東海を與謝の海と云ふ。西の入海を阿蘇の海と云ふよし。丹後風土記に記せり。東海は橋立より宮津の方の入海なり。外海に直につゞけり。阿蘇の海は、橋立より西の狭き入海なり。

天の橋立。文殊堂の側より一丁ばかりの海を船にて渡り、明神に參詣す。社大ならず。社の側に、磯の清水とて井あり。和泉式部此所に來りて歌を詠めり。橋立の松の下なる磯清水。都なりせば汲ましものを。と詠す。清水の前に石碑を立たり。其文は弘文院の作る所なり。又式部が歌をも石碑に記せり。是又永井尙長の立る所なり。毎年六月廿五日に祭禮あり。此神社の邊は橋立の幅頗る廣し。松多し甚だ麗し。是より北の方山下の里江の尾まで、十丁許りの間海中に、一條の低き沙原の洲あり。是れ橋立なり。横は七八間。十餘間。廿間に足らず。老松茂れり此十町ばかりの所。恰も海中に橋を架せるか如し。故に橋立と號するならん。江の尾のさき、中村(成相寺の麓なり)より成相の觀音堂まで十六町の坂を登る。其路甚だ嶮しくして與馬に乗る事成かたし。山上に寺六坊あり。世野山成相寺と號す。眞言宗なり。本尊正觀音は文武帝十三年。當國世野山より此處に移せり。此觀音は順禮第廿八番の札所也。眞應上人開基す。文武帝御建立なり。此寺にも鐵の水盤あり。久世の渡に有るか如し。此坂中より。天の橋立切戸の文殊與謝の海阿蘇の海。目下に在て其景。目を驚かす。日本の三景の一とするも宜也。今日雨天なれども。幸にして山上に登りし時。雨歇み雲晴れて山水の景色能く見ゆ。成相村は西南の谷にあり。與謝の海は南北三里許り。東西一里餘の入海なり。橋立の西なる阿蘇の入海は南北半里東西一里ばかり。此入海の周圍二里半餘ありと云ふ。其海の入口は、橋立明神と切戸文殊との間僅かに一丁ばかりの切戸なり。今日歸る時は日既に暮て船には乗らず。陸地を歸るに松明を取らせて。坂路を上り下り船路より遠し。戌の時許りに宮津に着きて宿す。

國華萬葉記 曰

天橋立、文殊の御座所と丹後府中との中間也、東西の遠さ一里也、南北は海なり、橋立の東よりにて三町ほど舟渡し有、北より南へ是を入海といふ、橋立の磯路には村々あり、文殊堂のあたりはみな松原なり、誠の橋にはあらず、海中に出たる島崎の松原のはしに似たる也、されども歌には橋といふ題によみ付たり云々。

林羅山本朝地志略 曰

天橋立、一名成相、一州之美景也、嘗有浮屠立文殊樓、俗傳自海挑龍燈云々

和漢立才圖會 曰

津橋立文殊 在宮津西半里許

天橋立海橋立拾芥抄爲相傳此島神代九世時始出來故名九世戸又名切戸東西長二千二百二十九丈南北闊九十二丈内自北流南入海闊百七十八丈可舟渡松林中有一文殊堂向東自海庭出現閣浮檀金文殊像每月十六日夜中後從丑寅方海澳出龍火浮寄於堂北邊正五九月十六夜則一火天降謂之天燈又一燈有名伊勢御燈者堂前有松一株名御燈松

丹後國天橋立圖記 曰

夫丹後國天橋立は伊弉諾尊伊弉册尊天の浮橋の上に立給ふより其名を得たり、與佐の海中にある長洲也三十六町あり土人浮島といへるは浮橋をあやまるなるべし、松樹並木のやうに連れり碧海中央六里の松を作りて詩人六里松と稱す、社の近所松樹茂りたる所を濃松といひ、おろそかなる所を淡松といふ濃松には雜木も生ひまはりたり、故に紅葉をしけることもよみあるは下紅葉する天の橋立ともよめり、俗に三保は梢ひさしく橋立は一の枝そろふさいへり去こもあるにや、二町ばかりの船渡あり是を九世渡といふ世に切戸の文殊といふも是なり、明神の在方も文殊堂の在方も共に橋立也、堂の有方六町ばかり明神の在方三十町ばかりなり、堂の後は竹木生茂りたり、帝都よりは大江山いく野の道を経て今の府宮津まで二十八里なり、西は青山屏風のこころ環り南は大田鏡々こそびへ北は越の海渺々こま港へて千里一眺望なり、春の霞秋の月朝の晴夕の雨景象一ならず、實に天下の奇觀心も言葉も及びひかたき難境なり、光廣卿の君さば、みすばしらしと答へましこのはもなきあまのはしたてと詠しまひしそけに感ふかき事なり、内外の濱子の日崎萬代の濱なさいふも此橋立の別名ならんか、いにしへ帝の御幸もあり將軍の文殊詣も有り詩人歌人の來遊詩歌數多傳へたり云々。

翰林五鳳集本朝名區部 曰

丹陽天橋立者天下絕境也、一到其間而不進、目則爲不足人、故古今之騷士墨客、未嘗有翼三千鞋、于枝矣、

日本行脚文集卷之一 曰

宮津の入江を右にして、龍灯の松影より、文殊閣ふしおかみ、式部か石塔を見て、切途廿二間の鹽路を艇にのり松原に上り、沖の清水をむすび、成合の觀音に札打、坂中に下り、三里の江に、幅十六間、長廿四町の崎に、自然の古松立並梢を、浪にひたし、魚木に躍る、本朝十二景第四の風光也、天極、陰陽、行合の橋の形見、言語道斷の地境なり、記も書まほしけれど、都近く世の人知る所なれば止む、橋立や松に魚のせて月あそぶ

混沌の未分渡りし之にふれて又踏も見つ天の橋立

借與謝の海。浦島。吹井。足占山など見つ聞つ、大江山を右になし。内宮外宮に入る。

翰海丹後名所案内 曰

天橋立、六里松は其昔詣神あつまりて一夜に裁へ給ふとかや、先橋立の絶景なる事春は内外の海一面に霞糊ひき眞名井原の晴風は神樂を催し馬樂の聲を運び花の濤岸を浸し、門前の青松二八の紅顔の粧ひを船中に羨み絲竹呂律日夜にたへず、夏は青嵐白波を深し金鱗水上に浮ひ遊山舟並彼に充ち磯清水の陰きよく穴憂の望に不盡、秋は野山の錦を洲先に詠し幽禽渚に求食海上の明月潮と共に生し、冬は時雨に岸の紅葉を染め千歳の棺に封雪山岳の景色不盡筆紙、寔に日本の三景なるべし云々。

秋山の記(上田秋成) 曰

野中と云郷の岡の邊に。秋の色濃く薄く。群松の中に立交りたる。是も見過しかたくて、

時雨には袖こそしほれ紅葉ばよ風より先に我見はやさん

柏木ならでも守ます神は有り。天の橋立。まだ見ぬ人々の案内して。此道芝は分るなりき。あふちの嶺より。與謝の海原最よく見ゆ。岩瀬と云浦邊に。小き舟借りて漕渡り來て。此橋立の上を歩むく、物語す。此國の風土記に。與謝の郡林の里に。天の橋立と云は、長さ二千二百廿九丈廣さ九丈餘と記されたり。さて是を天の橋立と云所謂は、伊弉諾伊弉册の大神天の浮橋に立せまして、瓊矛もて海の底を搔なし給ひ、此國土を造り創め給へり云。其浮橋の天より落ちて、此に跡止めしと云へり。昔も來て、今日又此崎の成れる形を見るに、さる緣由有るへき物とも見へず。こは人の力もて造り成せる。今の世に波止と云呼へる物よと見定めつるは如何に、早くの世より事

好む者の。斯るおよつれ言して。世を惑すそかし。心あらん人來て見よ。石を疊みて積める狀内海の有形、國の利にこそなしつらめ、又是につきては天の眞井も爰に有さ云ふ。彌よ受られぬ稚言なれば尋れも見す。廿年の昔爰に遊ひし事あり。今日亦來るも命なりけり。或人は甚う愛て、

踏みんと思ひかけきや白波の上に渡せる天の橋立

都なりせば昔も願事せし。うへも言給へるはさ憐れかる。才のほさこそ競ふべかられ。め、しさのみは異らざりけり。兎角こそ云へ。此處を置きて何處ならんさて、

いくそ度松の千年もおひかわりさこ波よする天の橋立

夕日の浦は。文殊師利の御寺のあたりを云さや名のなかしさに。

おきつ風寒き日れもすいざりして夕日の浦にかへる釣舟

西の方を枯木の浦と云は。昔細川の法印此邊り領し給し時、吉野山の櫻を移し植えさせしが、其後跡なく枯朽ちしかば、さる名呼ひ初めしと云ふ。花と人と共に空しかれと、猶今の世に忍びまゐらす君也けり。往年の磯廻に綱引する子等か、えいやさらなと、おかしき聲合せてたく繩繰寄する。最珍らしみて。是見果つへく佇立めば。月出るまでもさいふに、さまでは争でと、此腰うたけし石に。書付て立さる。

與謝の海や夕しほかけて引く綱の網でのゆたに物もひもなし

今宵宮津に宿りて、有明月の夜ごりに越ゆるは、此國に二つなき高嶺なり。ふかふの嶺と云、降來る雨に競ひつゝ分登る、竹輿の中だはしとにて、登り果つれば風に暗て、憂を寒さに換て下りく。爰に昔鬼の住みしと云大江山は、八重山隔て、奥まりたる方に、繁山高く見下けらるゝ、變化の怪しく恐ろしかりし事。源の頼光朝臣の猛かりし事共を、物擔く者等か語り續くれと、耳留めて書付くへきにもあらず。

増鏡八卷 曰

安嘉門院丹後のあまの橋立御らんじにておはします云々。

義堂空華集 曰

至徳三年十月廿一日府君向自丹後天橋云々、同廿二日府君會話及天橋之遊、天橋去京師二十八里、蓋往返七日程也、府君促程三日而歸云々

梅辻春樵天橋記 曰

天橋記

是謂鳥鷓架空吾亦不致疑之、是謂長鯨露背吾亦不致疑之、唯疑天何日而造之乎地何時而設之乎、抑天有何意而築之于無始之世乎、地有何力而抽之于無底之水乎、天橋三十里松樹如蒼歷々橫截海灣之中央直爲長橋之體勢矣、橋之南北曰内外之海、内海稍小而外海頗大、其大之與小以橋之與山相去之廣狹而言之、内海之洞涯其山曰樗嶺曰成相抱擁無有缺處、抱擁外海之山曰樗嶺曰黑崎雖抱擁而不盡得抱擁、黑崎山缺與相山對峙爲海門、遠引空洋波瀾亦自大非如内海之平穩也、天橋盡處曰截渡内外之所接狹如三川流一眺可踰而潮進汐退焉舟往帆還焉、文殊禪寺臨水止而管嶺天橋三十里焉、凡觀天橋之勝宜觀於高處不置觀卑處觀於高處者樗嶺也成相也黑崎也、吾始觀之樗嶺之頂尋而陷橋上三十里遂觀之成相之嶺未嘗於樗嶺黑崎而觀之、或曰於樗嶺而觀之松根之白砂一帶連綿如線索之波上者故一名素絲洲也、成相之麓爲天橋之尾瞻望至截渡如其首然、於成相之嶺俯而觀之隱乎爲大錫杖之體勢故一名錫杖洲也、吾始於樗嶺而觀之不以為翠松之連水真以爲飛鴻之劃雲姑名之曰雁字洲亦可也、雖未曾於樗嶺黑崎而觀之恐當不若觀於樗嶺之奇也、且夫於樗嶺則橫天橋而觀之於成相則豎天橋而觀之、豎之而觀其奇於爲豎橫之而觀其奇於爲橫又觀陷橋上三十里合觀左右内外之海天樗成栗黑之山色未嘗不嘆其奇更奇也、蓋自開闢以來有天橋自有天橋以來不審不崩而至今日者身毒姑措之支那之十倍于吾邦豈有其比類乎、大白洲堤之似橋白公築之蘇公亦築之多是尋常汚漬中之假構與廢無常者也、不遑白與蘇之爲雖秦皇鞭石駁之造物者之先着則實可謂兒戲也、嘗聞與之松島藝之巖島俱爲鼎趾之奇景、吾未見其二趾今已見一趾即欲把筆而銘焉宿文殊寺之夕竹原和尚藏先輩某記出而

見、時凡庸之筆難、堪、讀、之、類、覺、汚、麗、天、奇、矣、因、以、謂、不、有、奇、人、則、無、奇、思、不、有、奇、思、無、奇、筆、不、有、奇、筆、亦、愛、得、敵、天、下、之、奇、絶、
耶、吾、願、身、作、煙、波、釣、徒、終、年、徇、祥、天、橋、之、下、飽、蓄、奇、思、飽、磨、奇、筆、而、後、方、始、得、文、敵、奇、々、稱、文、矣、又、願、夢、上、鶴、橋、乞、巧、于、天、孫、醒、跨、
鯨、背、祈、靈、于、冥、若、而、後、方、始、得、一、揮、自、有、天、橋、以、來、之、神、筆、矣、今、所、筆、者、僅、寫、其、影、跡、而、已、

天野信景翁、尻、卷七十三(享保)曰

或人描なしたる丹州天の橋立の圖左に略寫す陸奥松島伊勢の二見を合せて三勝景と云げにしかる、編景の勝地に遊侍らは目もあやならん
な心に任せぬ身は見すに知らて過し侍るせめては繪にも書きたらんを見てしはし佳境を心に思ふべきかも

かきをさしちさりの跡なたづねすは
いかふみみんあまのはし立

遠藤丹後地誌 曰

與謝海の中央一條の沙洲東南に突出するこ凡そ四十町、其幅三十二間、青松叢生して形容恰かも一大長橋を架するが如く、之を天橋立
と曰ひ沙白く樹蒼く風色の情絶佳勝なること言語に盡すべからず、文人駭客千里を遠しこせず來り賞するもの多し、陸奥の松島安藝の巖
島と共に日本三景と稱す。

橋立みやげ 曰

天橋立、宮津より北西にあたり海上へ三十餘町細く長く生出したる島にして幅は廣き所にて三四十間あり此島高さにもあらず波打際よ
りわづかに高き島なるに古よりいかなる大風高浪にも終に水の島を越し又は島の切れたるためしなく海上へ眞直に生出て殊に松根の白砂
一帶系を引きたる如きにより白糸の濱とも稱へり島の左右には松樹並木の如く連りいかなる沙風にも枯る、なく幾千代を經しも緑の色は
ます、常盤の影を顯はせり並松より外は左右共に漫々たる大海にて百千船の出つ入りつする風情は亦一段の奇景なり松樹の生茂りたる
所を瀧松といひおろそかなる所を添松と云ふ云々。

蒲生君平遺稿 曰

遊天橋投良壽師遺骨記

谿羽之北、濱海稱多奇觀、而天橋之名居第一、是内洋中一條渚汀、其長數里、望之偃然如臥橋者、天工極妙以得其名、一能致
文士駭客亦因以寓其辭、於戲愛慕怨憤、哀樂狂悖、凡物情態非一、唯其所遇、迥發爲辭、辭在泉石烟霞之間、而餘情發溢不自禁、
能使入寫其趣、何限、余有山水之癖、而所交無方外之嫌、勝地必搜、雅客必結、乃以天橋之遊、置之夢觀彷彿之中、有年矣、况其
所曾交者良壽法師、時々思而不能忘于胃中也、師爲人風流閑雅、禪談且有韻本性、家天龍之西、爲禪右族、蓋嘗有惑乎
身世無常、而師身佛乘、方其東遊、與余相得於征夷府北郭、遂爲莫逆之友矣、而一別已七春秋、瀕焉無復消息、去冬過遠江、問
師於逆旅主人、聞師已寂也、能莫感、師之所嘗感、延之室、飲酒甚樂、在新知所以哀於古人也、屬余以師遺骨、以師言
勸余使必遊天橋、昔嘗約予共遊而不果、是誠遺憾也故收之火葬餘燼之中、以此當待予、予今往幸致之烟水風色佳處、余潛然受
之、然後其思爲激矣、時以陽春二月初、自京師獨步、跋山涉川抵宮津、則九分春也、余晨負笈發旅館、行百餘步、草鞋蹶沙傍
湖喚小舟、佇立良久久之、此日朝曦所射、群峰如畫、餘雲包綠、微風吹芳、芳逐風暖綠侵雪斑、乃得一葦、吟哦以出、林陽蘆岸、
忽隔烟波、願身已爲非畫之畫、所逢皆有無韻之韻、既而所謂天橋之觀、隱然表於烟霧之外、中翠綠白、綿々其延、龍乎虹乎奇
哉、特以不其不穹隆、知非真虹、又以不其不委蛇、知非真龍、長汀如橋、綿々其延、天之所造、始覺其工、其中而翠者林樹之蒼々
也、其綠而白者沙石之磊々也、少之著斯下舟曳笻、躊躇徘徊、眺望林樹、藉草以坐、勿懷古人、哀樂交臆、恨遠遊之不伴、怪
孤客之徒至、孰其誘余而使然耶、伊此枯骨、實能致之、結石投之、入烟水中、夫此行也雖非不樂、樂中有哀、哀中有韻、悽愴
發感、知吾生之須臾、死其有知、師憐此記。

宮津日記、元祿十二己卯年の條

同九月ノ頃仙洞様ヨリ橋立ノ楓取リニ參ラレ候葉先九ツ也餘ノ紅葉ハ七ツ成トソ却テ爰ノ者ハ不知者ノミナリ。此頃文殊古堂和尚京へ登
リ候節丹波巖野江晝休ノ時親等教ケレハ幼キ娘女出坊サン此紙ニ何ソ御書被下ト申和尚取敢、

大江山麓野の宿の越着に
はやふみを書けさ尼の子供か

此事領主へ御聞被成名僧ノ御手跡ニ候間表具被成下候由(綾部君ヨリ)

六人部是香天梯立日記 曰

そこなる御社にまうて、橋立の見わたすにひろきうなばらに帯なき引はえたらんやうにて浪にかゝれるありさまになん有ける。其よこをりふしたる右り左りになみたてる松のけしきはたいはんかたなし、こゝなる事は常に風土記にて見なれたる事にてあまつかぶるの命のあめに通ひ給ひしき此橋より物したまひにける、さるを神のみねませるほかにたふれふしたりしぞやかて此はしたてさばなれるにて古事しゆふさはまついにしへ思ひいてられていさもかしこくなん。

ふみ見てそ思ひかけし久方のあ萬のはしたてならしつるかも 猶
はしたてにたゝにむかへるしひさきのしひてもみまくほしきうらかも

浪かゝる岸の松かれあらはれて神代おほゆるあまのはしたて

ふしゆかはお萬つ空にや行てましうき世も遠しあまのはしたて

いさゝらはわれもかもめにさそはれて遊ひくらさむあまのはしたて

しろきいさこのいと清らかなるを松のみさりもいまトしほさ色をあらためたるにほひなごげに世にいみしういひさゝめくもこそわりなりかしたるは過るほさまであゆみもてゆくに右のかたには入海こしに宮津の家居見えたり彼布甲山つゞきいさ高く見あけられて霞わたれる山々谷々のけしきいさ面しろし左のかたはかきり知れぬ大海原にて白き浪は青き雲井に立わたるこゝちそする、大かた此橋立の長さ五十丁ばかり有さん松風はしたなううち吹てかう見渡す足もさあやうきまでよせてはかへるありさまなごりあつめよるつにあかぬ浦わたりけり、かうさま／＼おもしろくおかしきにつけても思ひいてらるゝこそ多かるを實ならぬものはさうちつけにかゝちかほなるもあまのみるめやいかならむ。

いたづらに咲て實ならぬ花ぞさもなさしら浪に風の吹らむ

なれあひにまたの日にこそさてまた舟にのりて北のかたなる沖にやゝこきはなれゆげば江尻村浪間にほのく見えわたれりこゝよりははしたてのけしきこゝに面しろし。

橋たてや岸の松風すさふなり浪と神さになちかへりつ、

文殊堂いみしう人のいふ所なればまうついかめしき寺ともたてり樓上禪堂黄金閣などいふ額見えたり茶屋もあれど舟にのりてぞものなもくひ酒をものみかはしける云々。

中島裕一天橋記 曰

遊天橋記

丹之後洲與謝郡三面皆山也、纒開一方北海之水注環其裡東注十里餘爲宮津港南爲文殊港、又西隔一里爲岩瀧郡爲男山郡、予以癸巳之四月薄遊過宮津到文殊渡口、傲舟數丁餘傳天橋宵松挾路六里線通水中央路瀧二間餘坦々如砥、且行且留左顧右盼一目山海清波激澗黛色嫋娟松風拂袂洒々然天橋盡干江尻郡、左折數丁登成相山攀險阪數丁、斜望天橋歷々千眼下望近而廣瀧宮津文殊乃諸峯並島嶼無一不供眸焉、喬橋森々齊立猶若朝士整衣冠而併行巖々秀峙者若高士御風嘯空昂然不可企壯觀也、聞土人言曰視天橋以樽嶺爲第一乃行六里餘過岩瀧登數丁極其巔、橫望天橋松林劃爲一字形猶架橋足知天橋之名不虛也、陶弘景若可起將曰昇仙之路便則便然生涯俯仰於此際飽得猶松風則只々美少爲日光與浮霧相映射松林如誦碧紗望香渺島遠大而齋在客雲小而借者如齋蟹而無縫在客運合疎而有隙在客摘目爾知觀也神玉氣融調然忘苦然失塵寰薄暮繼戀今山投糸井秋石氏而宿盡間之所觀猶恍惚于半夜夢寐之中也。

大八洲遊記 曰

買船泛興謝海海水灣入如大湖、海口西爲江尻、東爲黑崎、遠望之中間無幾所謂天橋即橫斷海中爲二橋內爲阿蘇海、又曰内海周回四里餘、橋外曰外海、沿岸七里其南岸則宮津、橋則沙洲也自北瓦南長里餘廣六七十間、土人云沙下有尖巖、長二千余丈不知其然否、沙洲自然如長堤、通人往來呼爲天橋立、(中略)船過堤西至江尻、上岸其西有古國府即在內海岸、步天橋上、松林間有二

社曰橋立社。社旁有清泉。湧出呼爲磯清水。亦一奇蹟。此堤自開闢。已成決非。中古沙土堆積者。若果沙土決無。清泉湧出之理。沙底有長岩。理成然。

笹川臨風日本三景

松島は規模雄大なり八百八島の星羅雲布甚だ絶賞に値す然れどもむしろ天橋立の纖麗にして優美なるをさる。天橋立は成相山に於て見ざるも櫻山に於て見ざるも文殊の切戸を渡り磯清水のほそりを徘徊すれば白砂青松の間に無限の概あり一帶の長洲江と海とを劃して畫圖も及ばず。余は三景中最も橋立を好む嚴島の勝は巧みに人工を加へたるにあり大島居水に泛む拍々の瀝廊下を拍つ時百八燈籠の影涼しく水に落つるころ他に此風景なし然れども自然の妙は遂に橋立に及ばず。

橋立のそき 曰

龍燈の松高く聳ゆる渡邊より小高き山に登りて天の橋立を一目に見渡せば右は黒崎の鼻左は鷲崎背より折れて眞一文字に渡りたる六里の長堤古松縁に沖を行く白帆の繪の如くなるも面白や、さて橋立に至らんには松蔭の瀬戸より小き舟に棹して磯清水のある邊に渡るなり。橋立明神のある邊はその幅尤も廣き所にして一町にも餘れり。案内の男の云ふに、實にも同して祠の結構を見るに白木造りにして柵を四方にめぐらしたり社の廣前は枯草薈の如くその昔岩見重太郎が父の仇を討ちたる處とて今も村の若者の折ふし角力なき催すこともありける。そなほ行けば路次第に細うなつて苔蒸したる一里塚の碑建てり松の幹に小き舟の二つ三つ繋ぎあるは宮津の濱より海路を辿りて來たれるもの。昔こゝより上陸して府中岩瀧なまめくり切戸の方に出づるに一帶の青松路迷はず進めばなほも狭うなりて右に鷲崎左に成相の山を眺め眞帆片帆の遠く近く行くなも讀まる。江尻に至れば漁家多く灣の中にかゝり舟の松の木の間隠れして折から時雨磯にかゝるも面白く彼の眞室か錠あつからん。云ひたりし九世の月の夜は如何に興ある眺めならん、われも一句も枯腸を捻りて

橋立の沖は日のある時雨かな

幸田露伴枕頭山水 曰

天や曇りたれと橋立一覽の念勃々として止み難ければ小舸を僝朝風く客舎を出て、鏡の如き江上をゆらくと漕かせ行くに舸は小なれと苦なかけ毛氈を布き火入まで備へたれば乗心いさよし、新濱後にして漸く松影婆娑たる長洲に沿ひ北に向ひ進む中汝は名所の講釋せよ舟は我が漕いでやる。と船頭を休ませて自ら櫂をさりと和泉式部が此所で小式部の内侍を生みましたなん。云ふ無茶な誇なき、けるもおかし頓て龍神社の前に船着きければ社前の茶屋に一休みして下駄を藁草履にかへ直ちに成相山に登るに路は峻しけれと苦しき程にもあらず右に折れ左に回り上りて傘松の下に到る。さあ此處より天橋御一覽あれと云舟子の言葉に初めて首をめぐらし願視すれば實に日本三景の一といわる。景色にて與謝の江與謝の海を劃れる白砂青松浮ふか如く六里の翠色萬頃の波光と映したる樓畫にも及ばず筆にも及ばず見すは知らしと答へましと烏丸卿の詠せられしこそ眞惜みのなくて眞實なれ岩瀧の村芳野の山九世の文殊堂は近く前にありて黒崎の鼻は左に遠く釣する蟹の小舟の往來賤か家より立つ煙みな詩趣あつて面白し天の橋立股眼鏡とが稱して登臨眺望の客皆一度は仕て見る者の由なれば可笑しくて堪れども全景に背を向け身を屈め頭を垂れて腹の間より何へは眼の加減にや今までは淡彩畫の様に淡く見へし景色は油繪の如くパノラマの如く見えて水の媚ひ山の粧ひ一しをおもわれて水中に天あると疑へはまた天上に水あるに似て長橋これに架せるあり。さま踏さころもなき蒼穹に虹の立てると異ならず際涯なき海に浮島の漂へるにもまた似たりいさや煙草と地に座して時の移るも打忘れ観るこそ之を久しうして、

はし立や此江の上は天の川

橋立を觀るに觀所二つあり一つは櫻峠なり此處より見れば天橋を横一文字に觀る由一は即ち傘松の下にて少し斜なれとまつ縦一文字に觀るなり、櫻峠はや、遠く傘松はよき程なれと人によりては櫻峠より觀る事を最も好しといふ。我は成相寺より下りて此度は船を先に遣り置き我一人天橋の松の間を歩みて橋立明神の所よりまた舟に乗り切戸の智恩寺に詣りてける天橋の松樹は丈の長短不揃にて老ひたるもあれはまたさまで大さからさるもあれと下枝皆揃ふといふ云傳へあるたけに必ずといふにはあられと大抵揃ひ垂れたる景色歩いて見ればいとおもしろし。

別天橋橋立紀行 曰

第壹編 第參章 宮津の名所

龍神社大谷寺にゆかつて成相寺に登る途上傘松のほより天橋の俯瞰するもの景殊によしとさきく麓より數町にして老松あり所謂傘松これなんめり一人か言へば昔さなりと心得顔に腰打ちかけて眺めや久しうす途に嘆して曰く橋立の景かばかりならんには三景の價値いつくにかある世の名勝といふもの概ねかりけりさあましく去りて木の葉かく少女に成相寺の道を開ふ少女れんころに答へ扱ていへるやうこゝまで来たまひてなと傘松へは往きたまわぬ橋立の眺めこれに過ぐるはあらしと我等のすてに見たりといふをいふかりてそは間違へたまひしならん傘松はかしこよと指さしつゝ教ふるに間違へたりしこわかりてそなたへ行くけにや一大松枝四垂して恰かも傘を開きたらんかこさきあり松下によりて瞰望すれば光景一轉長洲脚下より起りて波に横わり蒼翠盡くるころ文殊閣に接して間髪を容るゝに過ぎず丹後富士東に呼ば、應へんとし大江山南に遠く雲を貫く普甲倉梯の詩峯逶迤蜿蜒南より東に連りて岬端黒崎に盡く眼下内海をめぐるの漁戸指點すへく東北遠く日本海を望み烟波漫々として際涯なく雄島沖島の二青螺天に沖せんさす風光絶佳われさきに橋立を輕侮したることを悔ゆ句を得んとして成らす竹立これを久うす。

中香根亭の橋立旅日記 曰

宮津は家並清らにて此邊の都會なり是より橋立に至るには水陸共に一里なりといへば濱邊に出で、小舟を買ひ波上に橋立を眺めつゝ漕ぎ行けり

晴れ渡る與謝の海原秋もなほ

うらゝに見ゆる天のはし立

暫くあつて舟文殊に着く此は橋立の盡頭と僅かに一葦帯水を隔てたる切戸といふ處なり、舟より上れば直ちに智恩寺の山門あり門に入れれば正面に本堂あり、門前の酒樓に登りて午餐を食す、此は橋立に接近し岬上の松に遮られて眺望全くなし、再び舟に乗りこたば岬の西岸に添ひて進む、少し往けば松倒れ砂崩れ内外の潮水相通じて漁舟其の間を往來する處あり、是廿七年前大風浪の爲に破られたるものなりといふ、今に至るまで斯く捨て置けるは一の恨事なり、之を過て舟を岬側につけ上りて松間を歩す、橋立明神の祠あり、祠前の井を石清水といふ。此の外には家もなく人もなく全境甚だ閑靜なり、後舟に移りて岬の本の方なる江尻に至る。此は漁村にて後に成相山

河東碧梧桐續、一日、信 曰

あり、山に登ること半里にて傘松といふ松あり形をもて名づけたるものなれども今は枝多く枯れて破れ傘となれり、こゝを橋立眺望第一の地といひ傳へたるが實に其言に背かず、橋立は長さ廿七八町の洲にて南を指し全洲松生ひ茂り、中間明神のある所は幅三十間内外に及び、暫く眸を放てば橋立は勿論文殊及び左右の海も遁形なく西南に大江山東南に丹後富士、近くは宮津遠くは舞鶴の方までも見え更に首を回らせば灣外遙かに香島冠島見ゆ、二人瓢酒を傾け風光を品騰して時の移るを知らず。

長洲一道兩分二分灣、松影深揺瀬浪間、天爲遊人一特開、秘、更添遠近淡濃山。

櫻山の天橋觀は宮津灣を狭む黒崎鷺崎の兩端へ走る山々を副景にして天橋内外の阿蘇海と與謝海を程よく區劃した言は、天橋を中心とした景になつて居る蜿蜒とした松の龍尾は知らず龍頭を眼下の文殊の切戸に歌た如くにも見える之を天橋の頭觀といふ。成相寺の天橋觀は眺望が遠く外海に展開して冠島香島をさて双眸に收める廣闊な畫圖となるので天橋は唯一筆蝌斗の如に淨ふに類して居る之を天橋の尾觀といふ。景として觀る松島はむしろさりさめが無い、天橋はむしろまさり過ぎて居る黒板に白墨の一線を劃した様な透徹した感じを天橋に採るべきであらうか。

天橋 櫻山の雪成相の雨を欲す
眺望 霧晴る、松毎に又波毎に
天橋 漫歩

遅塚麗水天の橋立を觀る

朝十時車を借ふて、宮津の町を過り文殊堂の邊を渡りて切戸の瀬戸に至る天の橋立成相山の麓より起りて斗出するもの二十有八町切戸に至りて絶ゆ。萬松青うして雨ふらんさし碧水上宛から巨筆に幾斛の濃緑を啣ませ一氣呵成に一字を劃するが如し、浸頭清淺の中に立ちて渡船を喚ぶ數聲にして乃ち應じ來る、車を船に乗せ橋立の盡頭に至る海水盤蕩して流るゝこゝ甚だ駛し、其松色瀾光映帶して一種の碧靄の浮動するの邊りに舟は乃ち停る。舟を捨て、復た車に上り給の如き天の橋立の中に車を走らす、萬松齊しく枝を垂れ地を離るゝこゝ數尺松は多くは雄松雙生するもの十の七八落々として趣態あり、間は雌松交ふ赤根露出し龍鱗怒張して白苔を着く、洲の幅廣きこゝ半町ばかり窄きこゝ十二三間松下に多

く濱撫子の花あり、而して兩岸は青蘆吹沙中ころにして橋立明神社あり松紋滿地石貌語をなし清泉消々たり。未だ天橋に遊ばざりし時以爲らく松林中軟砂一踏歩々靴を浸し汀邊波來りて沙石皆活くならんこ、圓らざりき一踏甚た堅土車聲轆々たり、疑ふらくは是太古の世に築きなしたる長堤なるならんやこ。一路松を穿ち直して迷わず寂しき一村藩中村と名つくるに入りて龍神社の前の茶屋に車を停む。

茶屋にて草鞋を買ひ靴の上に之を穿ちて成相山に登る、山麓の龍神社は神代よりの鎮座にして國幣中社なり祠後よりして登れば山路甚だ峻、時に午熟燦くがごとく流汗淋漓たり嶮峻を渡るこ六町老松あり青蘆を張るが如し傘松といふ、清陰に箕踞して與謝の海を下瞰すれば天の橋立碧灣を劃して斜に切戸の文殊堂に接す晚翠の色清瀾の上に浮動するがここし。

天の橋立股眼鏡といふこあり身を屈めて股間より眺望すれば山水の明媚を加ふるこ數等と半水余もこ共に其の爲して股間より橋立を見る松影長く微瀾の上に曳き松蒼や瀾碧や渾沌として一色となり水中に天あるがここく又天上に水あるに似たり。

坪谷水哉橋畔より橋立の遠望 曰

岩瀧村へ出てから故らに跡戻りして樗峙に登るここになつた。其舊道は雨水の浸蝕に任せて修繕せぬの故に藥研の底の様なも車夫は物數寄に二人さも隨ひ交るく寫眞機かたけて登る、途中で新道を横ざり愈々絶頂に達するこ其所に茶店がある、瀧身の汗を拭ひつゝ腰掛に據りて前方を眺め覺えず一語。

「ナール程これは絶景だ」

「旦那腰を屈めて股の下から橋立を御覽なさい」

茶屋の亭主に斯くすゝめられ尻を橋立にむけ股の下から眺むれば光景更に一變し松け悉く逆さまとなり其青き影を海面に映じて宛ら波上に浮動するか疑はれ壯觀美觀絶大の眺め何とも形容するを得ぬ。余は前年橋立に遊び宮津から横に望みまた親しく長洲の松原をも道遠したが當時甚しく景の奇を認めず唯水邊に長き松原を見るのみと思ふたが今此の絶勝を眺め始めて古人が日本三景の一に選んだ事の無理ならぬを知つた。

大町桂月一蓑一笠 曰

一里に餘れる長洲幅は半町乃至一町に過ぎず老松盤屈して相連りて其幾千株なるを知らず、洲を界にして東は宮津灣西は岩瀧港總稱して與謝の海といふ。白砂青松の中を過ぎゆきて車を龍神社の前の茶屋にこめ徒歩して成相山に登る、一株の松あり稱して傘松といふ、橋立を眺むるに最もよき處なり。松島に遊んで富山にのぼらざるものは眞に松島に遊べり云ふ能はざるが如く、橋立に遊んで成相山にのぼらざるものは唯門に及んで未だ堂に上らざるものさいふべし。橋立を日本の三景に數ふるは首肯し難けれども風光明媚なる勝地なることは争ふべからず、唯周圍の山の形太だ不規則にして眺望の美を減殺するは惜しむべし、されど大江山一帶の連山は高くして且つ長く其形溫雅なり、俗人多く橋立に來りて失望するは豫想の大いに過ればなり。成相山より大江山を眺め橋立と岩瀧宮津兩灣に俯するの景は、到底彼の出雲の鷹尾山より伯耆の大山を眺め夜見が濱の五里の長洲と中海美保灣とに俯するの景の雄大なるに比すべくもあらざれど、されどまた天下の佳景たるを失はざるべし。

田山花袋海とトンネル

橋立はい、所だ、三景の中で瀧酒の感じのするのは此處だけである。俗氣がない老松の長く海中に靡ひてゐる形はいかにも藝術的であるさひしいやさしい當氣のない所は他の三景に見るここの出來ない所である。然し傘松の上の眺望よりも橋立神社のある松の中を歩く時の方が一層心持がよかつた、(中略)股くら鏡といふこは天橋の景を天上に寫して見るさいふ様な特色を持つては居るが、これを繪はがきにしたり女などがやつてゐたりするのを見るのはあまり好いものではないと思つた。

徳富健治郎天の橋立

月 天 橋
何といふい、月夜か、雲一つない空にのみ照るかと思へば水中に天あつて其所にも月は壁の如くに光つてゐる。何といふ清い水であらう。月明にも水底の砂が分明に數へられる此は橋立の切戸の渡か、若くは天河を今渡りつゝあるのであるまいか、船頭よゆるやかにやつ

てくれもつと徐にやつてくれ。然し如何程徐に舟をやつても彼岸は近い、するく舟はもう天橋の清について了ふた。舟から上つて踏む白砂はもう天橋である、何といふ明るい月だろ、仰げば松の葉々が白金のピンを敷ふる如くに讀まれ俯く沙にはまた一葉々の影が黒く鮮かに讀み得られる。月下にほの白く眠る與謝の海其の懐には壁の様な月を抱き寝息かきばかりさぶり又さぶりま白砂にこぼる、漣はまるで眞珠をこぼす様、海の南に半圓形の山根に沿ふて紅寶石や琥珀の光が點々と灣を縁まつて居るのは彼は宮津の町である。

日の天橋

月の天橋から歸つて寢た。夜の夢に時雨がはらくと降る様に聞きなした、それは風にさわつく梧桐の葉であつた、逸早く婢が繰る雨戸の音に起き出で、見れば晩秋の一日が今美しく明けかゝつて居る。朝食後三台の車を列れてまた天橋に向ふ、昨夜の逸興が多かつた智恩寺畔から切れ戸の渡を舟で渡る、淺水に貝畑の舟や女の影が數多見えて天河を渡つた昨夜の感興は再び此所に求め難い。舟を下りて車に上り天橋の松影を徐ろに挽かれ行く、天橋も切れ戸の附近は地頭が太つて好箇の龍頭をなして居る、地頭附近のや、潤い部分から幅二十間は越すまじ狭い松原にかゝつた。東は深い與謝の海西は狭くて淺い安蘇の海、左右に光る水を擁して青龍の泳ぎ渡る海の中、道は唯その短かきを憾むのである。砂路には緩い草が生へて居る、安蘇の海にも漁舟が二三ばい浮いて居る、其の海の西の果に聳えて居るのが城の崎へ越す道中の樽嶺、其處から見る天の橋立は横一文字で一番好いと云はれて居る。天橋も此邊までくれば全く天の浮橋を渡る心地がする、あのいゝ月に昨夜何故此所まで来て見なかつたか今更残念に思ふ。

考古録から(大正十三年三月地理學研究第一卷第二號)藤原音松

舞鶴から白鳥のような感じのする小綺麗な連絡船に乗つて宮津についた、宮津の町は活氣のある町ではないが、早くから開けた城下町だけに、どこか小さくさつぱりして落ついた品のいゝ感じのする街であつた。こゝに二三日疲れをやすめて四月二日天の橋立を見物した。夕陽に眩くらめく海を左右に見て千年の松韻を聞きつゝ、他に人もない松林の徑を案内役の義弟さんと二人で行くのはわるい氣持ではなかつた、成相山の麓の傘松まで登つて股眼鏡などをして、面白い見馴れ景色を眺めて歸途についた。

天橋

天地開闢有根源	天神地祇繼得享	昇降有要難暫缺	小室洗心
梯子無復要昇降	猶餘二千二百廿九丈	偶壁謝海六里程	星霜推移屬地上。
奇絕妙絕真秀靈	呼傲久志足追想	松林深處有神祠	一夜生松清韻響。
樽嶺下瞰一字明	世峯登臨錫杖橫	雪深洞雲覆神祕	月明天風奏仙笙。
龍燈懸松憶往事	辰樓浮空今龍記	我聞徐輪求藥途不旋	蓬萊三山果在焉。
龍宮從是道不遠	由來天橋屬神仙	朝暉夕陰趣相異	春霞秋霧景最妍。
杜鵑一聲蕉翁咏	烏鵲駕空春樵篇	願保無比天下勝	不崩不蹙千萬年。

題天橋立

海風吹起淡煙消	與謝灣頭正落潮	劃水松林青一帶	行人指點是天橋。
同	同	同	篠崎小竹
天女祠前供小舟	觀音閣下賞清秋	劃海白沙松數里	行々身已入滄洲。
同	同	同	僧村庵
碧海中央六里松	天橋絕境是仙蹤	夜深人待龍燈出	月落文殊堂裡鐘。
同	同	同	藤澤南岳
海上禪叢秋氣凝	磬聲潮色爲誰澄	文殊堂古盡蕭寂	微咲談幽出定僧。
同	同	同	梶川大窪
北海名洲松作林	春風入夜鼓天琴	此聲若使子期聽	當識三山仙子心。
同	同	同	南
一葦縱適天橋洋	擲釣肝賊海設方	雲兮山兮鞅鞅國	波間瞥見大魚狂。